

宇部市こども計画（素案）

令和7年●月
宇 部 市

目 次

第1部 総 論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画の趣旨.....	2
2 近年の政策動向.....	3
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画期間.....	6
6 策定までの流れ.....	7
第2章 こども・子育てを取り巻く現状.....	10
1 宇部市的人口動態等.....	10
第3章 宇部市こども計画の基本的な方針.....	25
1 宇部市こども計画の基本理念.....	25
2 基本目標.....	26
3 重点施策に基づくこども施策の推進.....	28
4 体系図.....	30
5 数値目標.....	31
第2部 各 論.....	33
第1章 こども大綱を踏まえた施策の展開.....	34
1 子育て・子育ちを支える基盤づくり	34
2 こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現	51
[こどもの誕生前から幼児期までの支援]	51
[学童期から思春期までの支援]	59
[青年期の支援]	66
3 子育て当事者が健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちの実現	69

第3部　量の見込みと確保方策.....	79
第1章　教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域 ..	80
第2章　教育・保育の量の見込みと確保方策.....	81
1 教育・保育の量の見込み ..	81
2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 ..	83
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項 ..	86
第3章　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	87
第4部　計画の推進.....	111
第1章　計画の推進.....	112
1 こども大綱を踏まえた計画の推進に関する必要な施策の推進	112
2 推進体制	114
3 計画の進捗管理・評価	115
資料編.....	117
1 アンケート調査と意見聴取の結果	118

【本計画における「こども」の表記について】

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、原則、平仮名表記の「こども」を使用していますが、法令で定められている場合や固有名詞などについては、「子ども」の語を用いるときがあります。

第1部 総論

計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

我が国のかどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのかどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとしています。

また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」においても、全てのかども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう社会全体で支える「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

本市では、令和2年3月に「子育てプラン・うべ（第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、同時期に策定が進められた「第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも整合を図り、安心してこどもを生み育てることができる社会の実現に向けて、行政及び地域社会の指針となるほか、幼児期の教育・保育とこども・子育て支援に関する量の拡充や質の向上を図ってきました。

このたび、子育てプラン・うべ（第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画）が、令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市のかどもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、本市の未来を担う全てのかどもたちが、将来に夢を持ち健やかに育つことができるとともに、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、「宇部市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 近年の政策動向

本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとしています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

(1) こども・子育て支援新制度

- ・平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立。
- ・平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度を開始。
- ・令和元年10月に、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を開始。

(2) こども・若者支援

- ・平成22年4月に「こども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に「子ども・若者ビジョン」を策定。
- ・平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定。
- ・令和3年4月に第3次となる大綱が策定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の5つの基本方針が掲げられた。

(3) こどもの貧困対策

- ・平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定。
- ・令和元年6月に同法が改正。同年11月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記された。
- ・令和6年6月19日に改正法として「子どもの貧困の解消に向けた対策推進法」が成立。子どもの貧困対策を強化するため、民間で活動する団体への財政支援を充実させることや当事者の意見を踏まえた対策の実施などが盛り込まれた。

(4) 児童福祉法の改正

- ・令和4年6月に児童福祉法を改正。一部を除き、令和6年4月から施行。
この改正では、市区町村において、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に取り組むことや、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化などの内容が盛り込まれた。

(5) こども基本法の成立

- ・令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月から施行。
- ・同法は、日本国憲法及び子どもの権利条約に則り、こども施策を総合的に推進することを目的とし、全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられている。

[こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】]

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの。
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化。

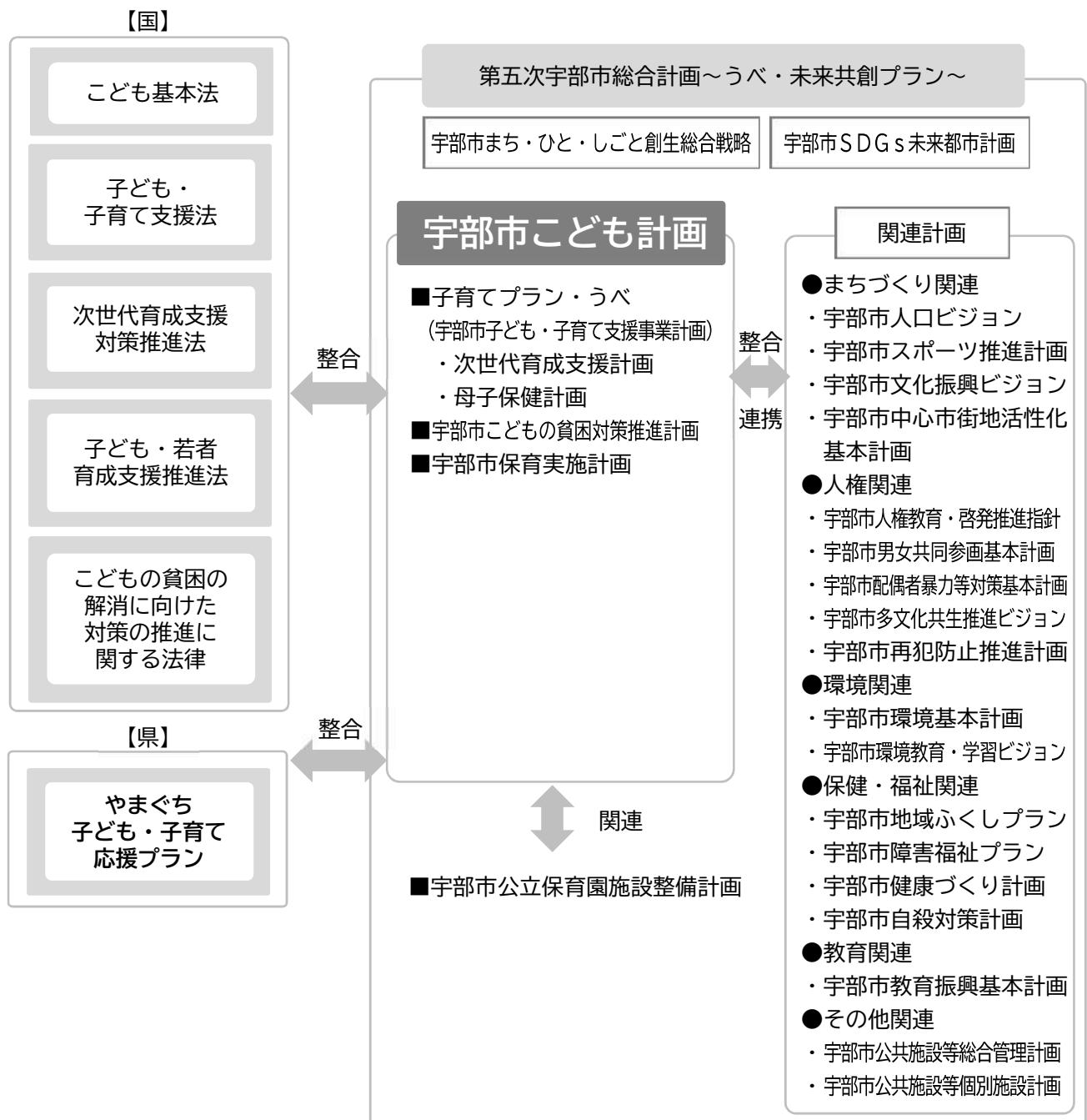
(6) こども家庭庁の創設

- ・令和4年6月に、こども家庭庁設置法が「こども基本法」と同時に成立。
- ・令和5年4月に法が施行されるとともに、内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局にこども家庭庁を設置。
- ・こども家庭庁は、こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組むこととされている。また、これまで別々に担わされてきた司令塔機能がこども家庭庁に一本化された。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」の性格を併せ持ちます。そして、子どもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含し、「宇部市保育実施計画」と一体的に策定するものです。

また、国の示す「子ども大綱」や山口県が策定することも計画を勘案するとともに、「第五次宇部市総合計画～うべ・未来共創プラン～」をはじめとする関連計画と整合を図ります。



4 計画の対象

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることがないよう、心と身体の成長の段階にある人を「こども」としています。

そこで、本計画の対象を、次の図のとおり胎児やこども、若者とします。また、胎児やこどもの親も対象とします。

妊娠期	新生児期	乳幼児期 義務教育年齢 に達するまで	学童期 小学生年代	思春期 中学生年代 ～概ね18歳	青年期 概ね18歳以降 ～ 概ね30歳未満	ポスト 青年期 概ね30歳～ 40歳未満
胎児						
こども						
若者						

5 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和11年度には、計画の達成状況を確認し、次期計画の策定に取り掛かります。

計画期間



6 策定までの流れ

(1) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、現在の状況やニーズの把握を行うため、以下のアンケート調査を実施しました。

①宇部市子育て支援に関するアンケート調査

調査対象	・就学前児童の保護者 1,500人を無作為抽出 ・小学生の保護者 1,500人を無作為抽出
調査期間	令和6年7月26日～令和6年8月16日
調査方法	調査対象者宛に郵便で送付（郵送による回収又はWEB回答）
有効回答数・回収率	・就学前児童の保護者 753通（50.2%） ・小学生の保護者 795通（53.0%）

②宇部市こども・若者についてのアンケート調査

調査対象	宇部市在住の15歳～39歳 1,500人を無作為抽出
調査期間	令和6年7月26日～令和6年8月16日
調査方法	調査対象者宛に郵便で送付（郵送による回収又はWEB回答）
有効回答数・回収率	408通（27.2%）

③宇部市子どもの生活実態アンケート調査

調査対象	市内の公立小中学校に通う ・小学5年生 1,315通 ・中学2年生 1,253通 ・その保護者 2,568通
調査期間	令和6年7月10日～令和6年7月28日
調査方法	各学校を通じて配布（WEB回答）

(2) ワークショップの実施

本計画を策定するにあたっては、宇部市内在住の未就園児、園児、小学生、中学生、高校生、大学生を対象とした宇部市こども・若者グループヒアリングを実施し、こども・若者の意見聴取を行いました。

ライフステージ別	実施場所・開催日	参加者数
未就園児	子育て支援センター 2か所（令和6年8月26日・27日）	22人
園児	公立保育園1か所（令和6年8月26日・27日） 幼稚園1か所（令和6年8月26日・27日）	45人
小学生	学童保育クラブ 2か所（令和6年8月26日・27日）	97人
中学生	若者ふりースペース（令和6年10月19日）	5人
高校生	若者ふりースペース（令和6年10月19日）	5人
大学生	山口大学医学部保健学科看護学専攻（令和6年10月29日）	78人

(3) 市公式ウェブサイトでの意見募集

どのようにしたら宇部のまちがもっと素敵になるか、自由な意見を募集しました。

対象	小学1年生から39歳までの方で ・宇部市内に住んでいる人 ・宇部市内の学校に通っている人 ・宇部市内の会社等で働いている人
意見募集開始	令和6年8月16日～（令和6年10月4日時点 190件）

(4) 支援者ヒアリングの実施

本計画を策定するにあたっては、宇部市内の支援者団体に対してヒアリング調査を実施し、こどもを支える団体の意見聴取を行いました。

調査対象	宇部市内のことども施策に関する団体
調査期間	令和6年11月21日～令和6年11月28日
調査方法	調査対象団体にメールで送付（メールによる回収又はWEB回答）
有効回答数	36通

(5) 計画の策定体制

こども施策推進に関する課に対し、施策目標に関わる事業や取組について聞き取り調査を行い、関係各課の意見を集約しました。

また、宇部市子ども・子育て審議会や宇部市こども支援ネットワーク協議会において、計画策定及び進捗管理に係る審議又は協議を行いました。

(6) パブリックコメント

計画素案について広く市民の意見を聴くため、令和●年●月●日(●)から●月●日(●)にかけて、市公式ウェブサイトに掲載し、パブリックコメントを実施しました。その結果、●人の方から●件のご意見が寄せられました。

1 宇部市の人口動態等

(1) 市勢

本市は、本州西端の山口県南西部に位置し、人口は156,704人（令和6年10月1日現在）、気候は温暖で、雨が比較的少ない典型的な瀬戸内式気候です。鉄道はJR山陽本線・宇部線が東西に走り、高速道路は山陽自動車道が市の中央部を横断しています。また、海浜部には重要港湾である宇部港があり、山口宇部空港も市街地に近い位置にあるなど、陸海空の交通基盤が整備されています。

産業は、明治期以降の石炭産業の振興により発展し、その後化学工業を中心とした臨海工業都市となりました。しかし、臨海部の工場は素材型産業を専門にしており、景気の変動を受けやすいことから、新たな分野の産業創出が必要となっていました。そのため、宇部市に集積する学術研究機関や産業支援機関を生かしたまちづくりが不可欠と考え、産学連携や医工連携を進めています。

また、宇部地域には山口大学工学部・医学部、宇部フロンティア大学、山陽小野田市立山口東京理科大学などの大学・短期大学をはじめ、宇部工業高等専門学校や工業系、商業系の学科を持つ高校3校があり、明日の産業を支える優秀な人材が育っています。

さらに、市内には三次救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ数多くの医療施設を有し、市民一人あたりの病床数や医師等医療関係資格者が多く、充実した医療環境となっています。

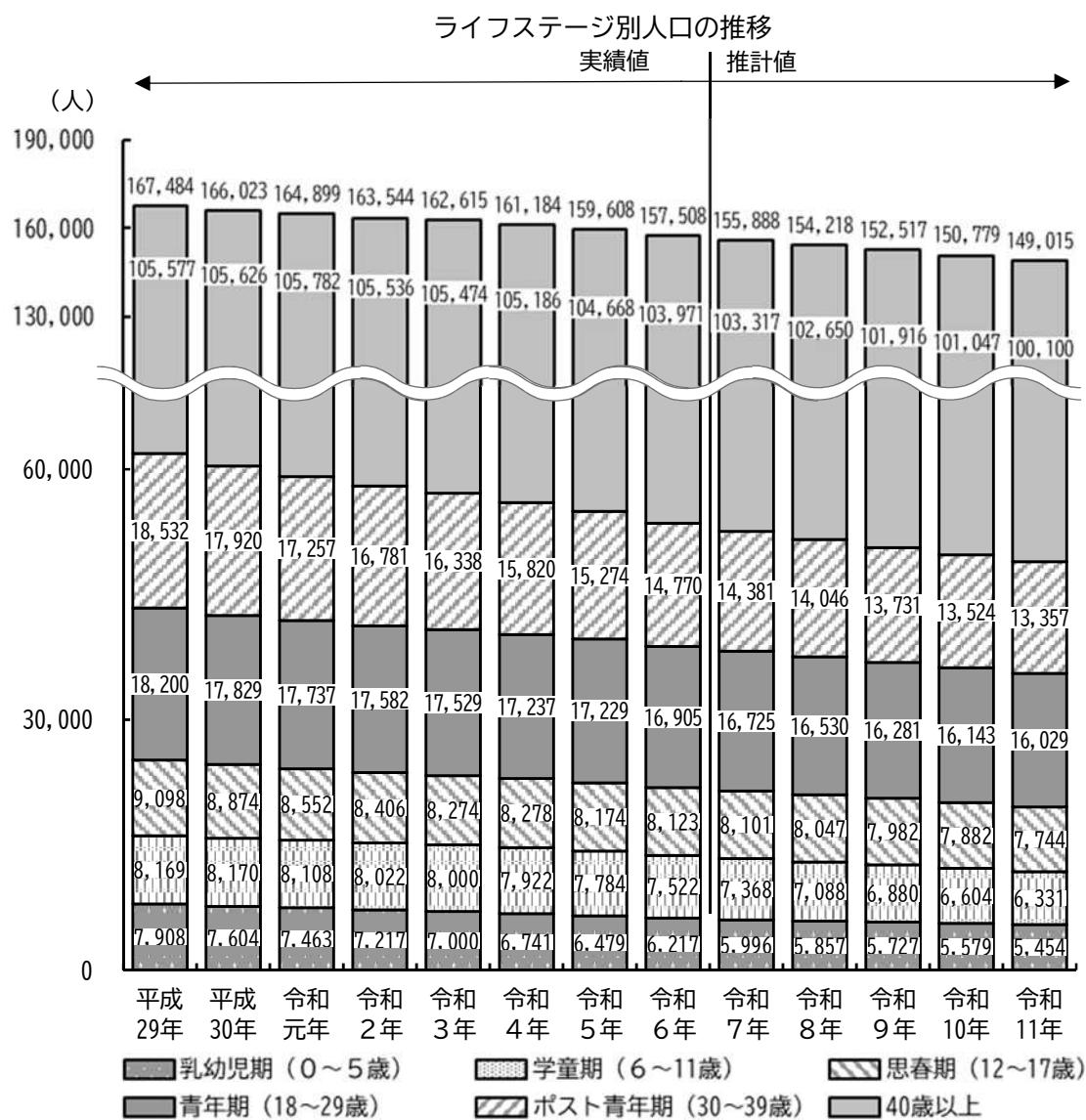
(2) 人口

本市の人口は減少傾向で推移しており、令和6年では157,508人となっています。

ライフステージ別の人団をみると、すべての年齢区分で減少しています。

推計人口は、住民基本台帳各歳別人口を用いて、コホート変化率法^{*}で算出しています。

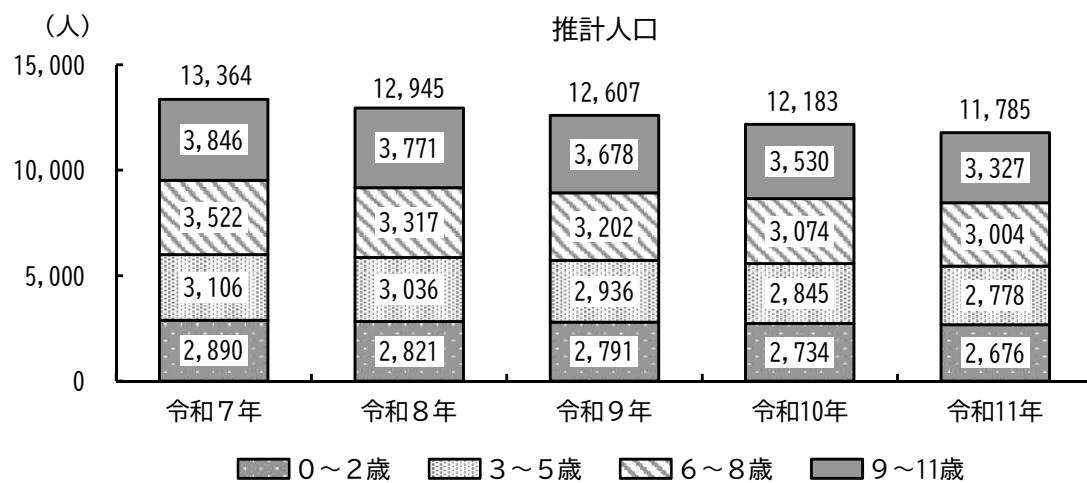
本市の総人口は、令和11年で149,015人と推計され、令和7年から約7,000人の減少が見込まれます。



* コホート変化率法：過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在・推計値：住民基本台帳人口（各年4月1日）より推計

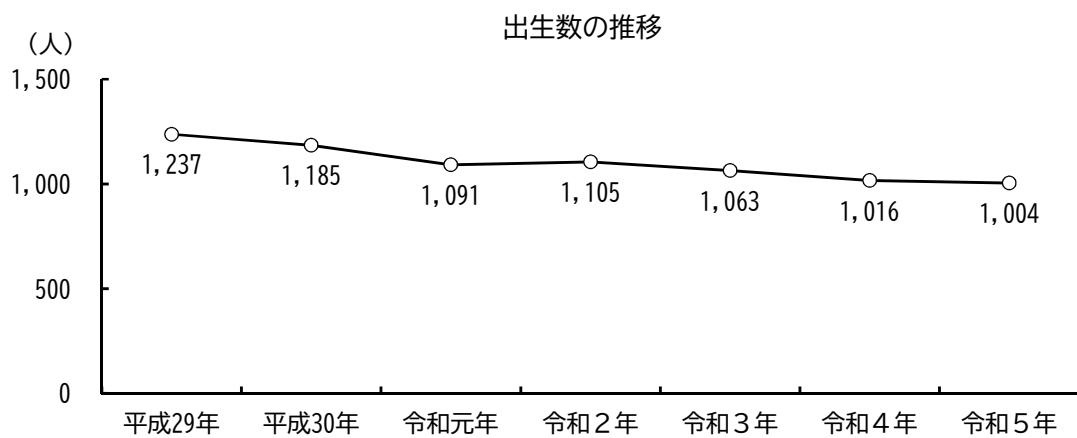
本市の0～11歳人口は、令和11年で11,785人と推計され、令和7年から約1,600人の減少が見込まれます。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）より推計

（3）出生数

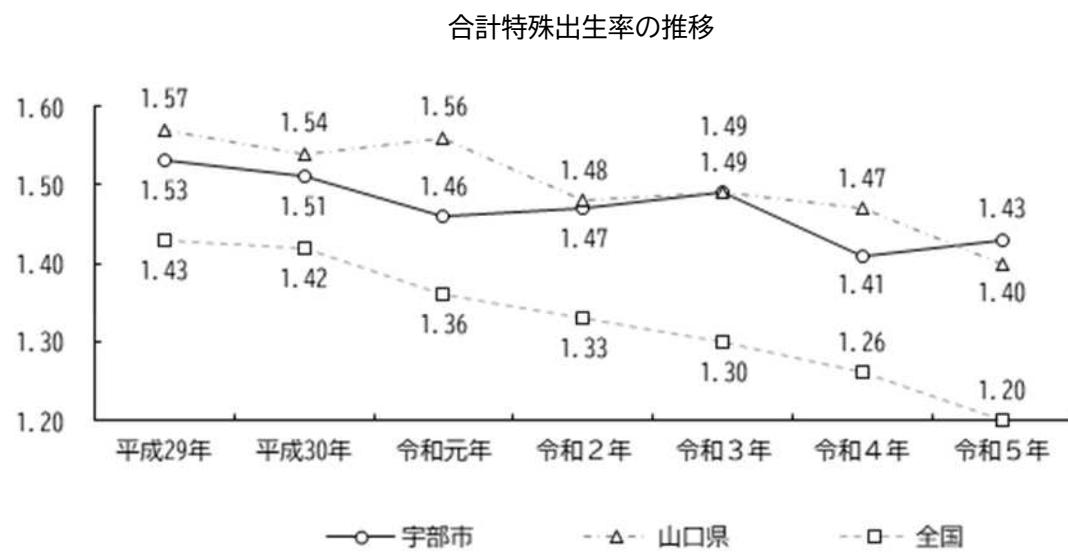
本市の出生数は減少傾向で推移しており、令和5年では1,004人となっています。



資料：山口県人口移動統計調査

(4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成29年以降は減少傾向となっています。令和3年で1.49、令和4年で1.41、令和5年で1.43となっており、全国と比べると高くなっています。



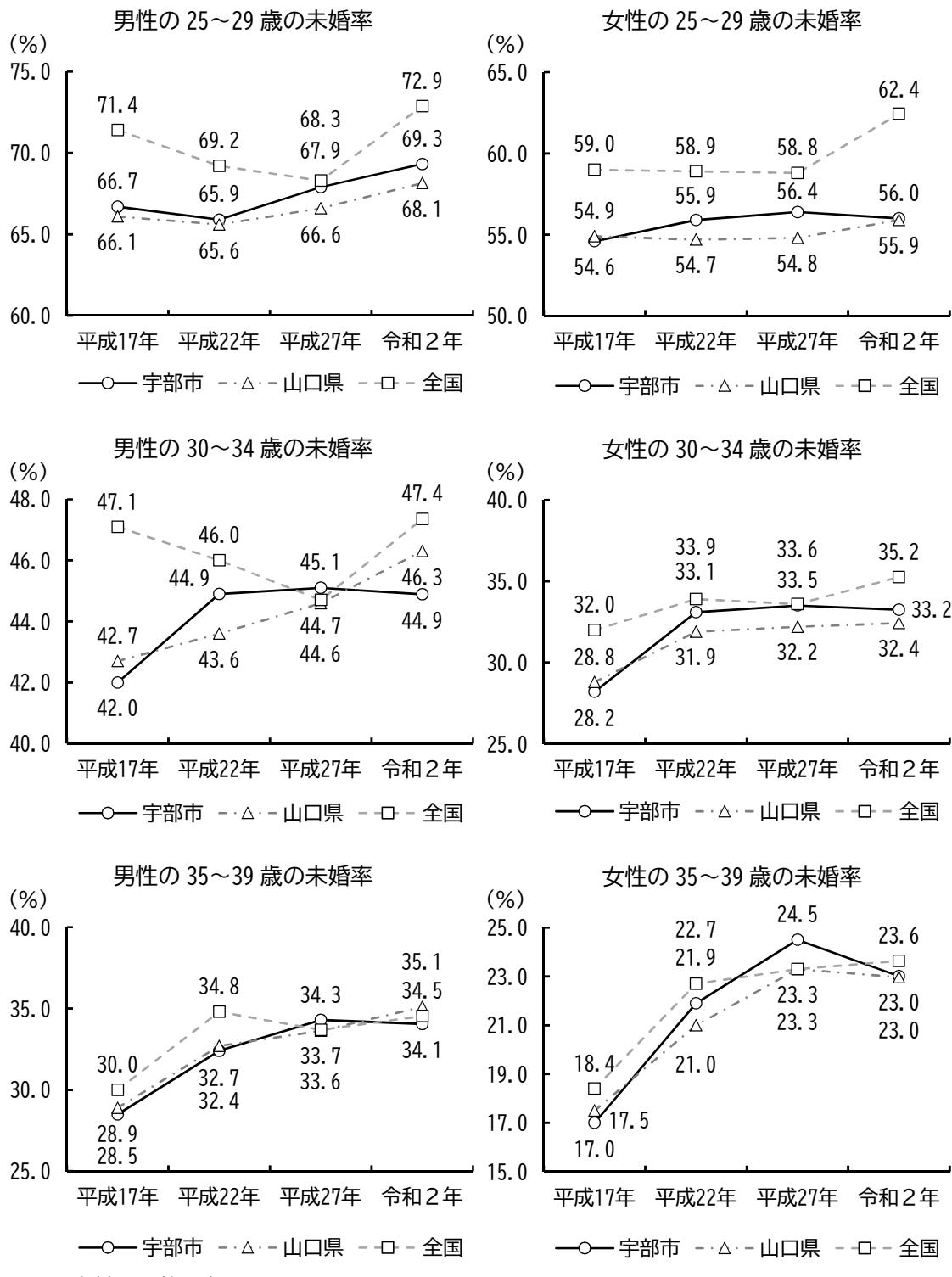
※ 合計特殊出生率…「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

資料：人口動態の年次別推移

(5) 未婚率

本市の令和2年の年齢別未婚率をみると、男性の25～29歳を除いた男女各年齢層において平成27年と比べて減少しています。男性の25～29歳、女性の25～29歳、30～34歳は全国と比べて低いものの山口県と比べて高くなっています。

男女の年齢階層別未婚率の推移



資料：国勢調査

(6) 家族類型別世帯数

本市の一般世帯数は、69,831世帯から72,415世帯へと増加傾向で推移しています。一方、親族世帯数は49,659世帯から44,914世帯へと減少しています。

単独世帯数は19,942世帯から26,896世帯へと大幅に増加しています。

家族類型別世帯の推移

単位：世帯

区分	一般世帯数	親族世帯数			非親族世帯数	単独世帯数
		総数	核家族	その他の世帯		
平成 12 年	69,831	49,659	41,257	8,402	230	19,942
平成 17 年	71,004	49,397	42,009	7,388	265	21,342
平成 22 年	72,312	48,300	41,758	6,542	451	23,554
平成 27 年	73,077	46,912	41,636	5,276	526	25,513
令和 2 年	72,415	44,914	40,429	4,485	502	26,896

※一般世帯：親族世帯数と非親族世帯数、単独世帯数の和。寮や社会施設の入所者含まず、世帯の種類「不詳」等含む。

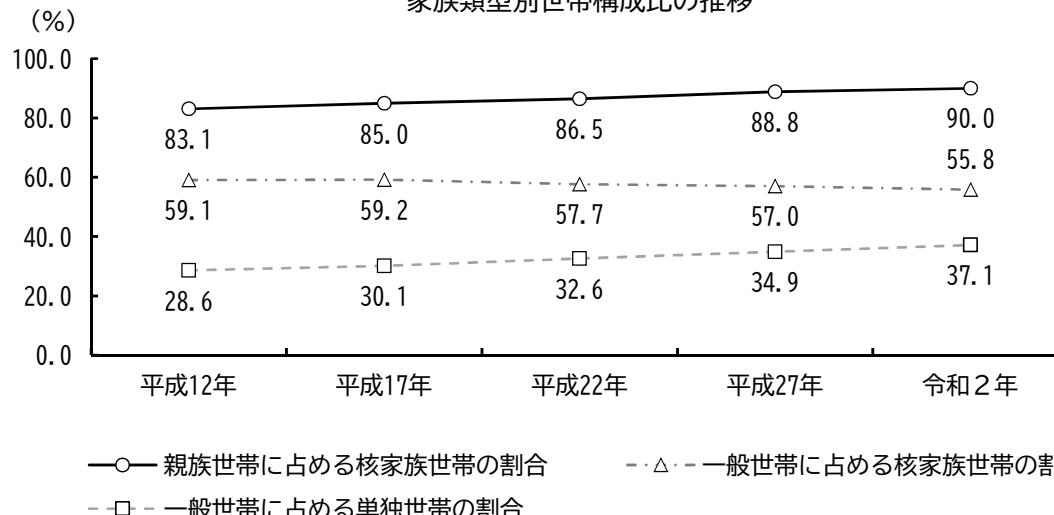
※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯をいう。

※非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯をいう。

※単独世帯：世帯人員が一人の世帯をいう。

資料：国勢調査

家族類型別世帯構成比の推移



—○— 親族世帯に占める核家族世帯の割合

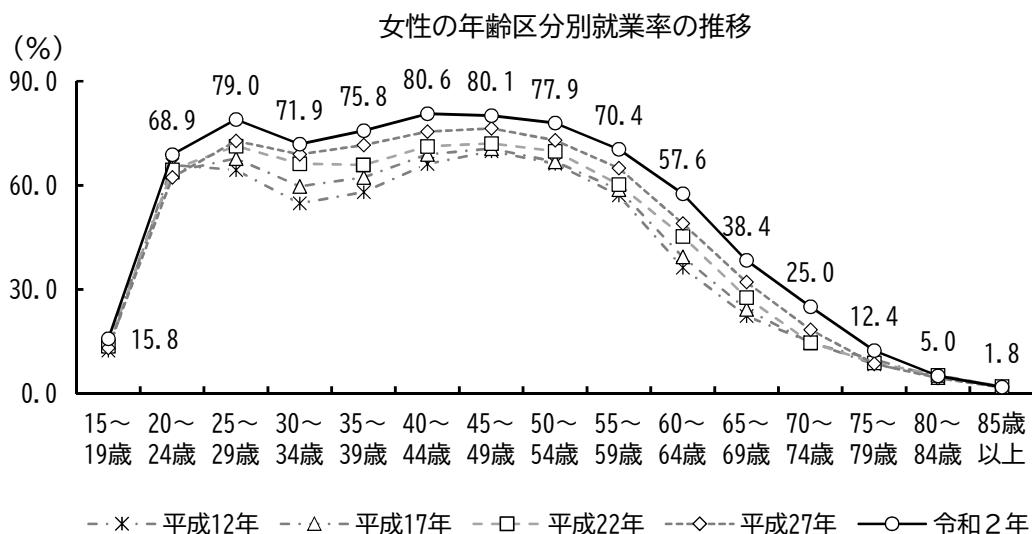
-△- 一般世帯に占める核家族世帯の割合

-□- 一般世帯に占める単独世帯の割合

資料：国勢調査

(7) 女性の就業率

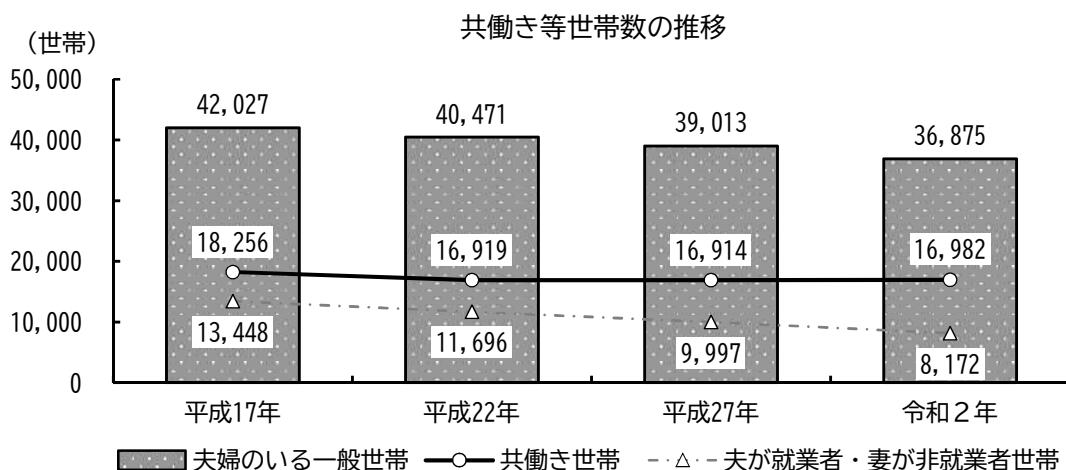
本市の女性の年齢別就業率は、平成12年と比べて令和2年では85歳以上を除いたすべての年齢層において上昇がみられます。結婚や出産等を起因に就業率が下がるM字型曲線のカーブは抑えられてきており、結婚や出産後も引き続いて働く女性が増加している状況がうかがえます。



資料：国勢調査

(8) 共働き世帯数

本市の夫婦のいる一般世帯数は、人口減少や未婚・晩婚化を背景に減少傾向がみられます。夫が就業者・妻が非就業者世帯は年々減少している一方、共働き世帯数は平成22年以降、概ね横ばいとなっています。人口減少の中で、女性の就業率が増加しているため、共働き世帯の割合としては増加につながっていることが推測されます。



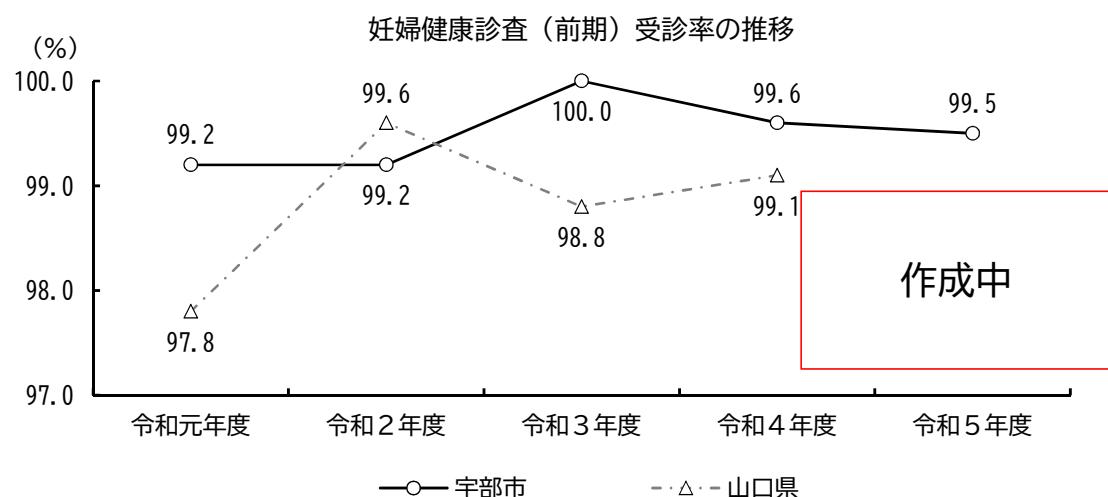
資料：国勢調査

(9) 母子保健の状況

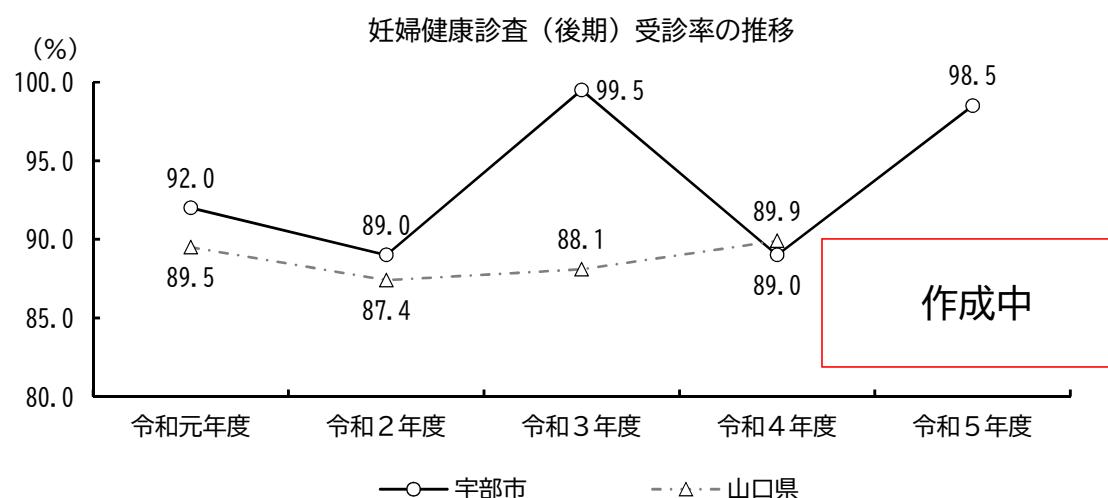
① 妊婦健康診査

ア 妊産婦健康診査受診率

本市の妊婦健康診査（前期）受診率は、98%以上となっています。妊婦健康診査（後期）受診率は、県の受診率よりも高くなっています。



作成中



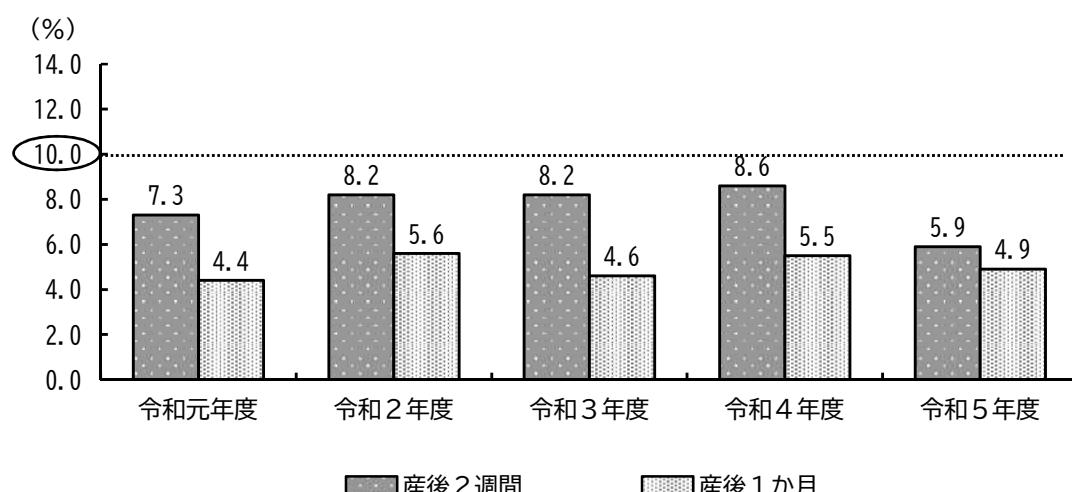
作成中

イ 産婦健康診査における産婦の状況

エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）は、さんじょくき産褥期のうつ病の発見のために開発されたスクリーニングで、産後うつ病を早期に発見し、必要な支援を行うための指標です。合計点が9点以上で産後うつの可能性が高いと言われており、産後1か月までの産婦のうち9点以上の割合は、約10%(国の平均)となっています。産後2週間健康診査時に高く、産後1か月健康診査時には低下しています。

エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）

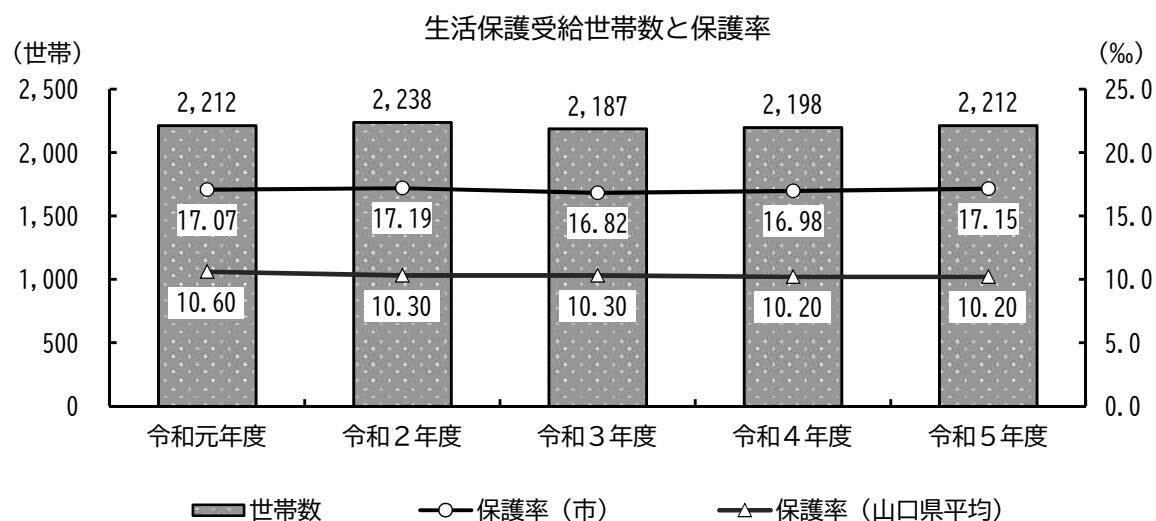
9点以上の産婦の割合



(10) 社会課題の状況

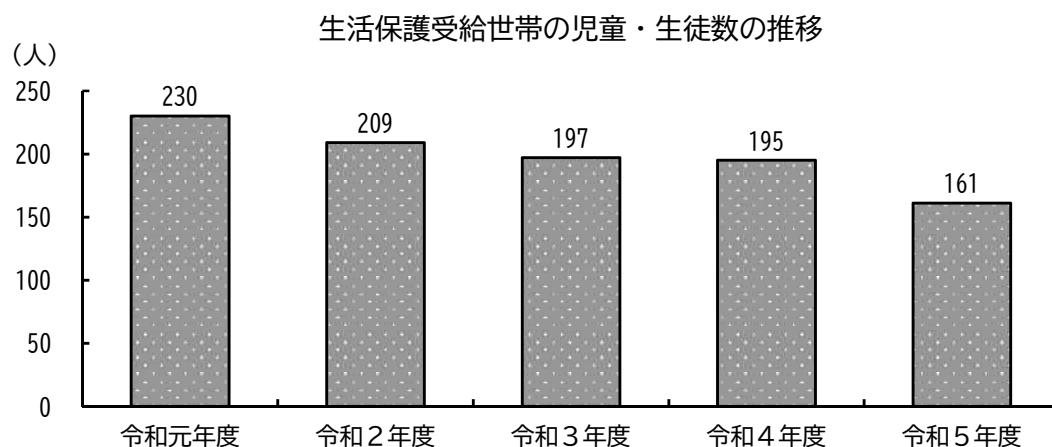
① 生活保護受給世帯数と保護率

本市の生活保護受給世帯数と保護率は概ね横ばいで推移しており、令和5年度で世帯数は2,212世帯、保護率は17.15%（パーセント：1000分の1を1とする単位）となっています。



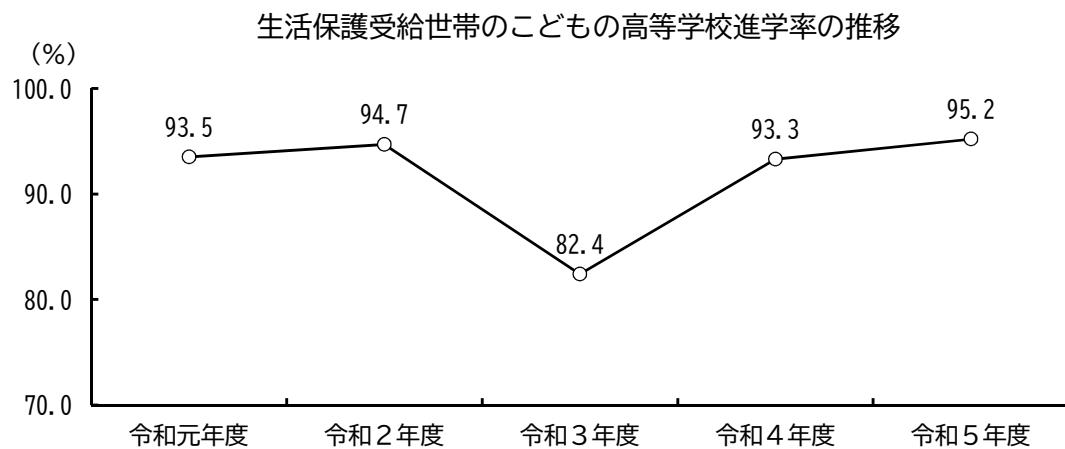
② 生活保護受給世帯の児童・生徒数の推移

本市の生活保護受給世帯の児童・生徒数は減少しており、令和5年度で161人となっています。



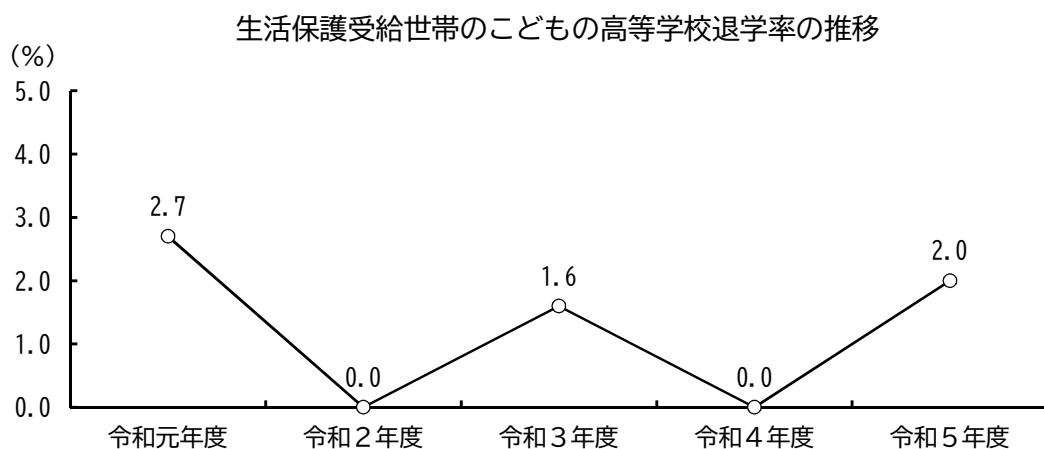
③ 生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率の推移

本市の生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率は、令和3年度に大きく減少しましたがその後増加し、令和5年度で進学率は95.2%となっています。



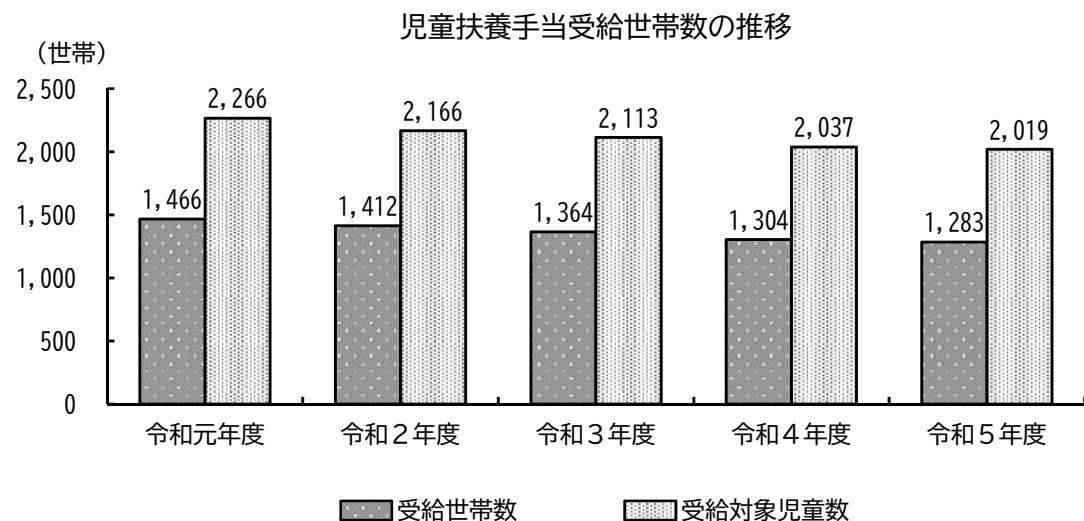
④ 生活保護受給世帯の子どもの高等学校退学率の推移

本市の生活保護受給世帯の子どもの高等学校退学率は増減を繰り返しており、令和5年度で退学率は2.0%となっています。



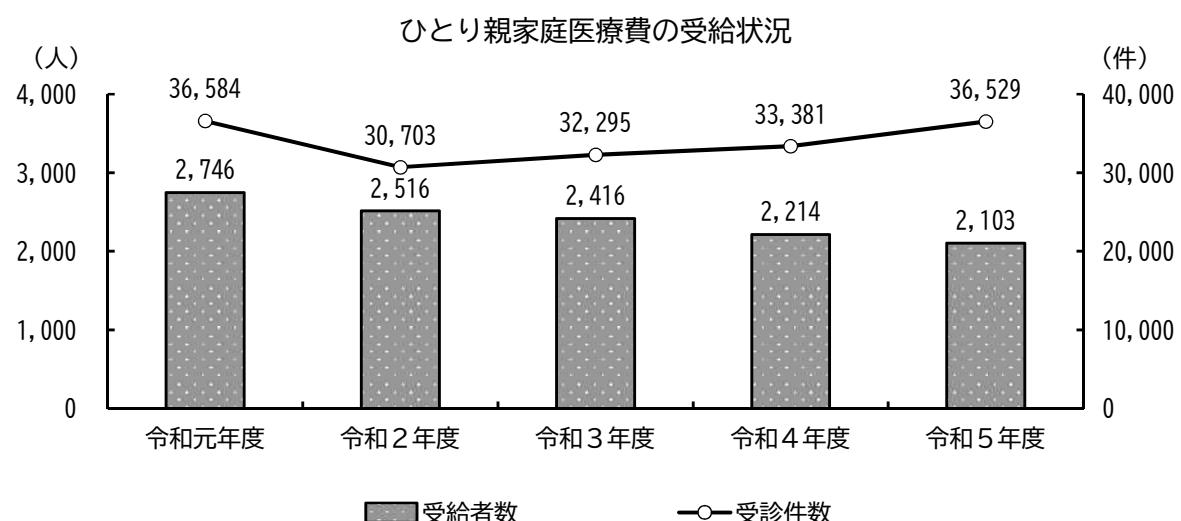
⑤ 児童扶養手当受給世帯数の推移

本市の児童扶養手当受給世帯数・受給対象児童数は減少しており、令和5年度で受給世帯数が1,283世帯、受給対象児童数が2,019人となっています。



⑥ ひとり親家庭医療費の受給状況

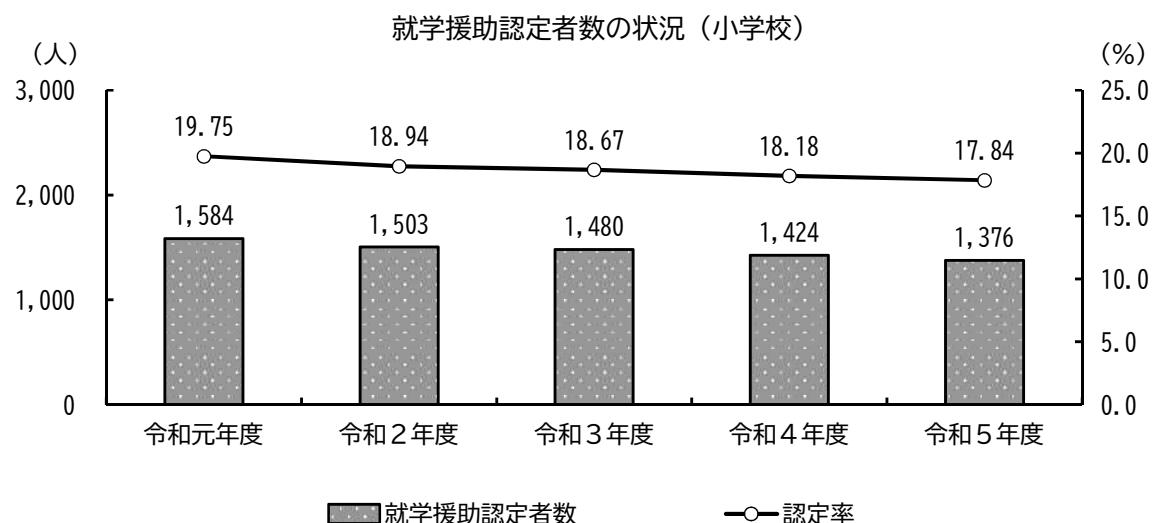
本市のひとり親家庭医療費の受給状況をみると、受給者数は年々減少しており、令和5年度で2,122人となっていますが、受診件数は令和2年度以降増加しており、令和5年度は36,529件となっています。



※ 各年度の受給者数は、3月末時点の人数です。

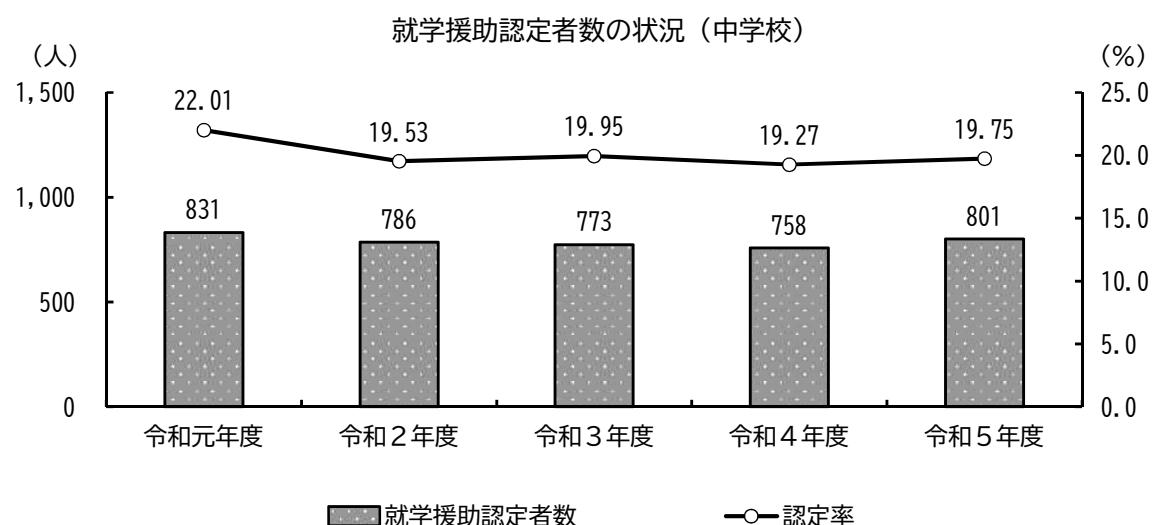
⑦ 就学援助認定者数の状況（小学校）

本市の小学校における就学援助認定者数は減少しており、令和5年で認定者数は1,376人、認定率は17.84%となっています。



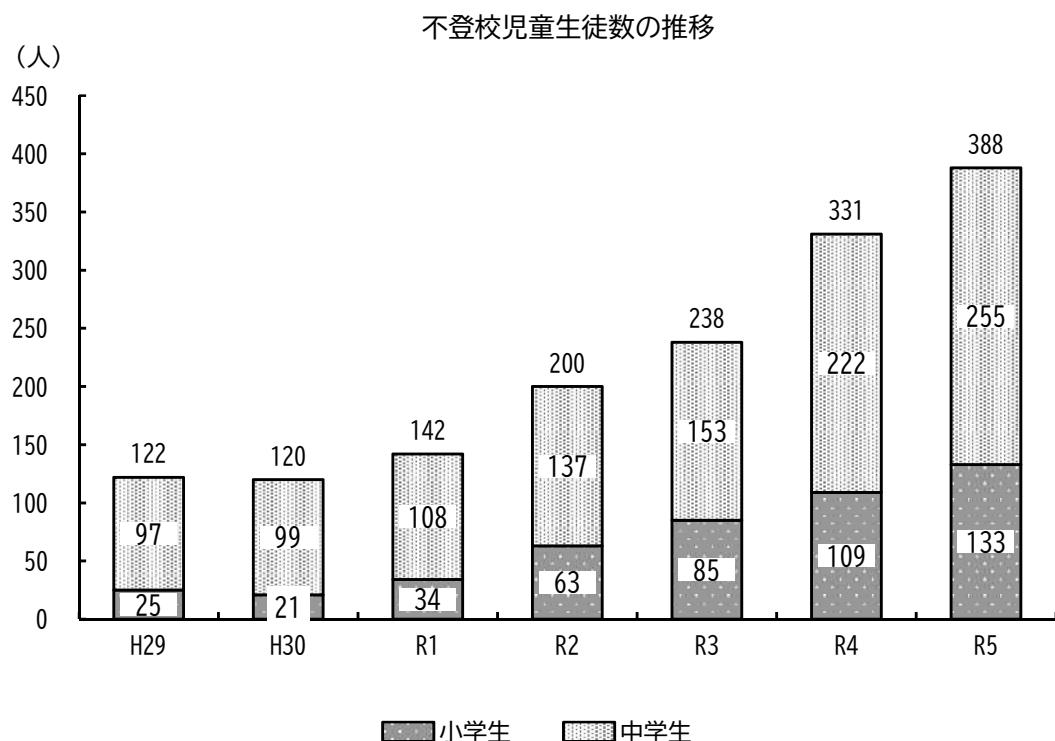
⑧ 就学援助認定者数の状況（中学校）

本市の中学校における就学援助認定者数は減少傾向でしたが、令和5年にやや増加し認定者数は801人、認定率は19.75%となっています。



⑨ 不登校の現状

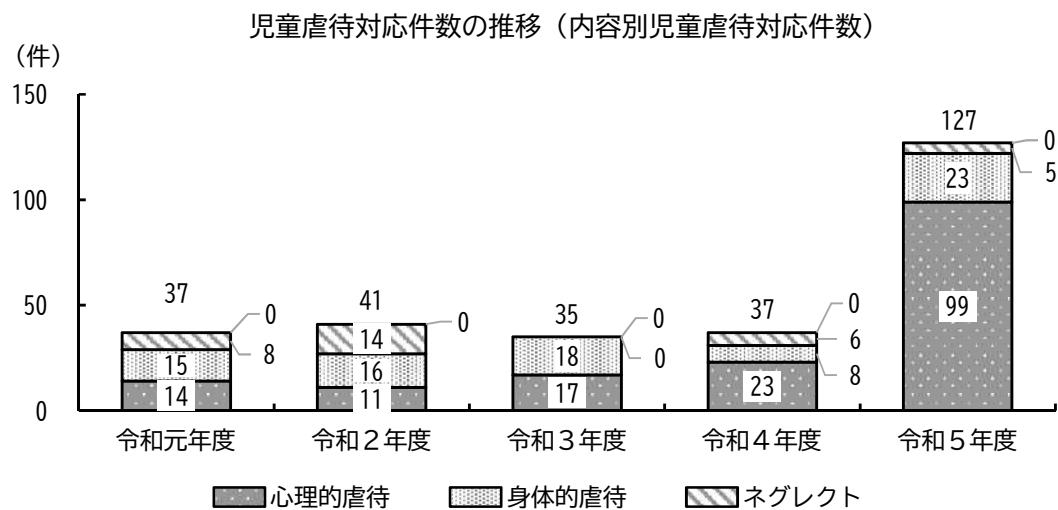
不登校児童生徒数について、令和元年度から増加に転じ、令和5年度は過去最高の388人となっています。



※ 不登校の定義：1年間に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは、社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること（病気や経済的な理由によるものを除く）

⑩ 児童虐待対応件数の推移（内容別児童虐待対応件数）

本市の児童虐待対応件数は令和5年度に大幅に増加し127件となっています。内容別にみると、令和5年度の心理的虐待、身体的虐待の件数が前年度に比べ大きく増加しています。



※性的虐待の対応件数は、令和元年度から令和5年度までの期間は0件です。

宇部市こども計画の基本的な方針

1 宇部市こども計画の基本理念

みんなで共創する『こどもまんなかのまち 宇部』
～すべての子どもの幸せを守る～

本計画では、「第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画」に掲げた目標「未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、夢を持てる環境づくり」や『こども大綱』、第五次宇部市総合計画が目指すまちづくりも踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、当事者である子どもを中心に、支援に取り組む関係機関等と行政が共に意見を出し合い、アクションを起こすことで、全ての子どもが自分の希望や能力を活かし、自分らしく健やかに、幸せに成長できるよう社会全体で支える、『こどもまんなかのまち 宇部』を創っていくことを本計画の基本理念とします。

第五次宇部市総合計画では…

本市の将来像である「ひとが輝き 交流ひろがる わたしたちの宇部 まち ~ 共存同榮の精神を未来につないで」を実現するため、希望あふれる未来を展望できる施策を展開することにより、次世代を担う子どもや若者が、将来の自分の人生をふるさと宇部で描いていくことができるよう、どの世代にとっても魅力的なまちの実現を目指すこととしています。

子育て・教育の分野では、「未来を拓くひとを育むまち」を掲げ、「子育てするなら宇部」と選んでもらえる全国に誇れる子育てのまちを目指し、結婚・妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援制度を更に充実させていくとともに、妊娠・出産・保育の多様なニーズへの対応や子どもに関する相談体制の充実、貧困対策の推進など、安心して子どもを生み育てられる環境整備を社会全体で進めるまちを目指しています。

こども大綱では…

子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を推進し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

2 基本目標

本計画の基本理念を実現し、こどもや若者の自己実現につなげるためには、こどもや若者が、自分自身の意見を形成して表明する場や社会参加の機会を持つことが重要です。大人たちは、こどもや若者の最善の利益を実現する観点から、特に声を上げにくい状況にあるこどもや若者に配慮しながら、意見を表明しやすい環境を整えるとともに、年齢や発達の程度に応じて彼らの意見を尊重する必要があります。

以下の基本目標の推進にあたっては、こどもや若者の意見が本市の施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討し、取り組んでいきます。

(1) 子育て・子育ちを支える基盤づくり

こどもは、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、こどもを、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こどもの今とこれからにとての最善の利益を図ることが必要です。

こどもの幸せな将来の実現に向け、こどもの権利を尊重し、ライフステージに応じたこどもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため教育や保育の充実とともに、こどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、多様性を尊重し合える共生社会を推進します。さらに、配慮を必要とするこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

(2) こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現

①こどもの誕生前から幼児期までの支援

こどもの誕生前は、胎児が出産に向けて急速に成長する重要な期間であり、母親にとっても不安を感じやすい時期です。この時期の健康管理や支援が、赤ちゃんの健全な成長と発達に大きな影響を与え、出生後の健やかな育ちの基盤となります。

また、乳児期や幼児期は、こどもの生涯にわたる成長・発達の基礎を培い、未来を拓く力につながる生命力と活力を養う重要な時期です。子育て家庭が様々な悩みや不安を感じたときに孤立して子育ての力を失ってしまわないように子育て中の親子や地域の支援団体、行政等との関係を確保しておく必要があります。

そこで、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターが核となり、地域や関係団体等と連携して、相談体制の構築や保健・医療の確保など、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援に取り組みます。

また、安全・安心な環境の中でこどもの育ちを支える場の支援を充実するとともに、子育て中の親による支え合いの支援など、こどもの成長とともに保護者・家庭を含めた包括的な子育て支援の充実を図ります。

②学童期から思春期までの支援

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。また、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。

そのため、全てのこどもたちが互いに人格や個性を尊重し合い、安全で安心して過ごせる居場所や機会を創出するなど、社会の中で自分らしく生活できるよう支援に取り組みます。

また、いじめ、不登校などの悩みや不安を抱えるこどもや保護者を支援するため、関係機関や地域等と連携しながら、解決に向けた取組を進めます。

③青年期の支援

青年期は、心理的・社会的な成長を遂げ、大人への一歩を踏み出す大切な時期です。この時期に大学への進学や就職に挑戦し、新しい環境に順応することで、専門知識や職業スキルを身につけ、未来の夢や目標を描きながら自分の可能性を広げていきます。また、結婚、妊娠・出産、子育てといった人生の重要なライフイベントが集中する時期でもあります。自己の価値観や生き方を定めようとする一方で、社会における役割や責任に対する不安も感じることがあります。

そのような青年期の若者が、自分の適性を理解しながら進学や職業選択、結婚、出産といった様々なライフイベントに向き合い、その選択が尊重されるよう様々な相談支援等の取組を図っていきます。

また、ニートやひきこもり、ヤングケアラーの状態にあつたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

(3) 子育て当事者が健康で、自己肯定感とゆとりを持って、 こどもに向き合えるまちの実現

子育てをしている親が経済的不安や孤立感、仕事との両立に悩むことなく、また過度な使命感や負担を感じることなく、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えることが、こどもや若者の健やかな成長にとって大切です。

するために、地域での子育て支援活動を充実させるために人材育成や団体活動の支援を行い、地域全体でこどもを育てる環境づくりを目指します。また、安心して仕事と子育てを両立できる環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進に取り組むとともに、男女共同参画による子育てを推進します。

さらに、保護者の子育てに関する不安や悩みに対する相談支援や情報提供を充実させるとともに、ひとり親家庭への支援や経済的負担の軽減を図ります。

3 重点施策に基づくこども施策の推進

宇部市のことどもやその保護者の現状・課題を踏まえて、特に力を注ぐ「重点施策」を以下のとおり設定します。

重点施策1 こどもの権利を尊重し、自分で未来を選択できる「まち」

全てのことども・若者に対して、ことども基本法やことどもの権利条約の趣旨や内容を踏まえて、自らがかけがえのない存在であることを伝えていくことが重要です。

さらに、ことどもや若者の最善の利益を実現する観点から、特に声を上げにくい状況にあることどもや若者に配慮しながら、意見を表明しやすい環境を整えるとともに、年齢や発達に応じて彼らの意見を尊重する必要があります。

本市のまちづくりにおいても、ことども・若者の意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討し、取り組みます。また、ことども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障することが求められており、自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を、様々な場において確保していくこととします。

【主な事業・取組】

- ・子どもの人権の尊重や擁護についての教育・啓発の充実
- ・ことども・若者からの意見募集
- ・ことども福祉と学校教育の連携
- など

重点施策2 ことども・若者が未来に夢を持ち健やかに成長できる「まち」

ことども・若者の幸せな将来の実現に向けて、ライフステージに応じたことどもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため、健康診査の充実や医療費自己負担の無償化等に取り組むことでことどもたちの健全な発育・発達を支援するとともに、多様な体験機会や質の高い教育等を提供することでことどもたちの自己肯定感や自己有用感を高め、自分の尊厳を大切にしながら社会で自分らしく生きられるよう支援します。

また、貧困や格差など置かれた状況に関わらず、全てのことどもが互いに人格や個性、多様性を尊重し、安全で安心して過ごせる多くの場所を作ります。

さらに、若者に対しては、自分の適性を理解しながら進学、就職、結婚、出産といった様々なライフイベントに向き合い、その選択が尊重されるような様々な相談支援の取組を行うとともに、若者の活躍を後押しするため、共創の手法により、若者のアイデ

アを若者主体で検討・実践する体制を構築します。

【主な事業・取組】

- ・子どもの医療費の自己負担の無償化
 - ・キャリア教育推進事業
 - ・子どもの学習支援事業
 - ・多世代交流スペース活用事業
 - ・子どもの体験活動の推進
 - ・トップアスリート、アーティスト招聘
 - ・若者の居場所事業
 - ・学生が活躍するまちづくり
- など

重点施策3 安心して子育てできる環境が整った「まち」

子どもの健全な育ちのためには、子育ての当事者である保護者が抱く不安や負担感の軽減に取り組むことが重要です。そのため、保護者に対して、子育て情報の提供や相談体制の充実、保護者同士の交流の場の整備、子育て支援の専門人材の育成、家庭の子育て力を高める支援など、安心して子育てができる環境を整備します。

また、多様なライフスタイルや就業形態に対応し、保護者の状況や子どもの発達に応じて様々な保育サービスを提供できる体制を整え、質の高い保育の充実や一体的な提供を推進します。さらに、企業に対して子育て家庭への理解を促し、働きやすい環境やワーク・ライフ・バランスの実現を図り、子育てしやすい仕組みづくりにも取り組みます。

【主な事業・取組】

- ・妊娠期からの早期支援の実施
 - ・ひとり親家庭等自立支援推進事業
 - ・学童保育事業の拡充
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・保育内容の充実
 - ・子どもの医療費の自己負担の無償化
- など

4 体系図

[基本理念]

みんなで共創する『「子どもまんなかのまち 宇部」
～すべての「子ども」の幸せを守る～』

[基本目標]

こども大綱を踏まえた施策の展開

1 子育て・子育ちを支える基盤づくり

[施策テーマ]

- (1) こども・若者が権利の主体であることへの取組
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりへの取組
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) 自殺、薬物、犯罪などからこども・若者を守る取組
- (8) 多様性を認め合う社会の実現

2 こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現

こども期までの誕生前から
の支援

学童期から思春期
までの支援

青年期の支援

- (1) 妊産婦とこどもの健康の確保及び増進
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 就学前児童の教育・保育の提供
- (1) 学習環境の向上
- (2) 健康な体と心を育む環境づくり
- (3) 安心して過ごすことができる環境づくり
- (1) 学びの支援や就労・雇用の支援
- (2) 出会いや結婚の支援
- (3) 生きづらさを抱えた若者の支援

3 子育て当事者が健
康で、自己肯定感
とゆとりを持つ
て、こどもに向き
合えるまちの実現

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

5 数値目標

基本理念の実現を目指し、次のとおり、数値目標を定めます。

基本目標	項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1 子育て・子育ちを支える基盤づくり	「子どもの権利」という言葉の認知度	就学前保護者：32.7% 小学生保護者：34.2%	50.0%
	こどもは権利の主体であると思う人の割合	就学前保護者：56.9% 小学生保護者：44.4%	70.0%
	自分の命が守られ安心して暮らしていると思う人の割合	小学5年生：92.5% 中学2年生：93.3%	100.0%
2 こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現	こどもの誕生前から幼児期までの支援	子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	就学前保護者：46.3%
		地域子育て支援拠点事業を利用している保護者の割合	就学前保護者：61.1%
	学童期から思春期までの支援	将来の夢や目標を持っている子どもの割合	小学6年生：80.0%以上 中学3年生：55.0%以上
		自分が好きと思う人の割合	小学5年生：68.4% 中学2年生：59.3%
		地域の大人が、あなたを見守ってくれていると感じる人の割合	小学5年生：55.6% 中学2年生：42.1%
	青年期の支援	宇部市の相談窓口の認知度	若者：25.7%
		自分が幸せだと思う人の割合	若者：88.0%
3 子育て当事者が健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちの実現	宇部市における子育ての環境や支援への満足度	就学前保護者：36.4% 小学生保護者：28.5%	50.0%
	「宇部市」は子育てがしやすいまちと思う人の割合	就学前保護者：48.2% 小学生保護者：41.0%	55.0%
	子育てに父親が積極的に参加している人の割合	小学生保護者：36.9%	50.0%

第2部 各 論

こども大綱を踏まえた施策の展開

施策テーマに沿って、施策・事業を効果的に推進します。また、重点施策1～3に関連する取組は、**重点1**～**重点3**のマークを付しています。

1 子育て・子育ちを支える基盤づくり

(1) こども・若者が権利の主体であることへの取組

【現状・課題】

本市では、子どもの権利を守るために環境づくりに取り組んできました。

アンケート調査では、『子どもの権利』について「名前も内容も知っている」割合は、就学前児童の保護者、小学生の保護者で3割台にとどまっており、子どもの権利の中で特に大切だと思うことについては、「子どもが自分の考えを自由に言えること」「子どもが暴力や言葉で傷つけられないこと」が上位にあがっています。

全てのこども・若者に対して、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うことにより、自らが権利の主体であることを広く周知することが重要です。

また、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障することが求められており、自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会をさまざまな場において確保していくことが必要です。

【方向性】

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を浸透させるとともに、困難な状況に置かれながらもSOSを発信できていないこどもや若者にアウトリーチするため、全ての大人を対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など、こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人へはもちろん、広く社会に対しても、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について情報発信を行います。

さらに、こどもや若者の最善の利益を実現する観点から、特に声を上げにくい状況にあるこどもや若者に配慮しながら、意見を表明しやすい環境を整えるとともに、年齢や発達の程度に応じて彼らの意見を尊重する必要があります。

本市のまちづくりにおいても、こどもや若者の意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討し、取り組みます。

【取組】

事業名	内容	担当課
子どもの人権の尊重や擁護についての教育・啓発の充実 〔重点1〕	人権擁護委員や関係部署と連携を図り、「人権交流ひろば」や地域のふるさとまつりなどを通じて、子どもの人権啓発に取り組みます。 また、人権教育推進委員協議会による人権教育推進大会、人権学習会の開催及び人権を考えるつどい、人権学習セミナーへの参加、学校による人権講演会の開催及び研修内容の充実等により、子どもの人権尊重への意識向上を図ります。	人権・男女共同 参画推進課 人権教育課
子ども福祉と学校教育の連携 〔重点1〕	不登校、虐待、貧困、ヤングケアラーなど困難な状況に置かれた子どもたちを支援するため、子ども福祉と学校教育が連携強化を図ります。	子ども政策課 教育支援課
子ども・若者からの意見募集 〔重点1〕	子ども・若者の意見を子ども施策に反映させるため、インターネットを通じた意見表明ツールを用いて、子ども・若者からの自由な意見募集の取組を行います。	子ども政策課 教育支援課
子ども家庭センターの相談支援体制の充実 〔重点1〕 〔重点2〕 〔重点3〕	子ども家庭センターの設置により、子どもや家庭への包括的な相談支援体制づくりを行います。	子ども支援課
宇部市子ども支援ネットワーク協議会	支援対象児童等の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関が迅速な情報共有から支援を早期に行えるように子ども支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）を通して、関係機関の連携の強化を図ります。	子ども支援課

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりへの取組

【 現状・課題 】

本市では、子どもの体験活動の充実を図ってきました。

小学生の保護者のアンケート調査では、身の周りに子どもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思わない人は約4割となっています。

体験活動や遊びは、好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力などの社会情動的スキルを育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながります。

子どもたちが年齢や発達の程度に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験などの多様な体験と、外遊びを含む様々な遊びができるように、子ども会など様々な体験活動を通じて児童の健全育成に取り組んでいる団体の活動への支援や、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場づくりを進めていくことが必要です。

【 方向性 】

家族がふれあい、子育て世代の憩いの場の創出を目的として、山口宇部ふれあい公園にインクルーシブ大型遊具が整備され、「恩田スポーツパーク構想」に基づき、多世代にわたる市民の健康づくりと若者でにぎわう場の創出を目指し、屋外で楽しめる恩田運動公園のリニューアルを進めています。

さらに、屋内でも楽しめるよう、乳幼児から小学生までが遊べるプレイゾーンや絵本・図書コーナー、様々な工作や実験ができるサイエンスラボなどを設置する、常盤通りにぎわい交流拠点施設の整備も進めています。

また、自然体験活動、集団宿泊活動、ボランティア活動などの様々な体験活動を通じて、子どもたちの豊かな心や道徳性を育成していくとともに、体験格差の解消にも取り組んでいきます。

子ども・若者が、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるよう支援します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
厚南エリア防災公園整備事業	厚南エリア（厚南、原、西宇部及び黒石地区）の防災力強化と地域の新たな憩いの場を創出するため、防災設備や遊具を備えた防災公園を整備します。	政策企画課
せかい！動物かんきょう会議 重点2	子どもたちが動物の立場になって人間との共生や環境問題について考え、SDGsの視点から問題解決を話し合う交流プログラムを開催します。	連携共創推進課
ジュニアグローバル研修事業	本市がこれまでに築いてきた姉妹・友好都市やその他海外との交流を活用し、グローバルに活躍できる青少年を育成します。	観光交流課

事業名	内容	担当課
恩田運動公園スポーツパーク構想の推進 〔重点2〕	「恩田スポーツパーク構想」に基づき、「市民一人ひとりのライフスタイルに応じた、生涯を通じて運動・スポーツに親しむ機会と場所づくり」を推進し、多世代にわたる市民の健康づくり・若者でにぎわう場の創出に取り組みます。	スポーツ振興課
トップアスリート・アーティスト招聘 〔重点2〕	小中学生に対し、夢を抱くことの素晴らしさを文化芸術やスポーツを通して伝えるため、実績・ノウハウを持つ（公財）宇部市文化創造財団及び（一社）宇部市スポーツコミッショナント連携して、アーティストや専門家、オリンピアン・パラリンピアンやトップアスリートを講師として招聘し、講演・パフォーマンス・体験会等を実施します。	スポーツ振興課 文化振興課
彫刻教育の推進	市内全小学校を対象とした野外彫刻展会場での彫刻鑑賞や、希望する市内小中学校を対象とした彫刻家等によるアウトドア型授業の実施など、彫刻を介して、郷土愛の醸成と豊かな心の育成を図ります。	文化振興課 学校教育課
環境学習の推進	里山ビオトープ二俣瀬をフィールドとした「親子自然観察隊」や学校等での体験型環境学習（出前授業）等を実施し、環境問題や生物多様性・自然環境の保全に関心を持ち、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人の育成に取り組みます。	環境政策課
子どもの未来共創に向けた民間団体との連携 〔重点2〕	子ども支援を担う多様な主体の参画を促し、困難な状況に置かれた子どもに対して、体験活動など持続的な取組を推進します。	子ども政策課
プレーカー・プレーパーク事業 〔重点2〕	プレーカーやプレーパークの実施により、子どもたちが安心して生き生きと遊ぶことのできる環境を提供し、遊びを通じた様々な経験や交流を促進します。	子ども政策課
幼児用木製玩具の配布	県産木材を活用した幼児用木製玩具を製作し、市内の公立保育園等に配布することで、幼少期から木や森林と触れ合い親しみを感じることができ、豊かな心を育てます。	農林整備課
常盤通りにぎわい交流拠点施設の整備【くつろぎ・交流機能】 〔重点3〕	3人制バスケット、卓球、ダンスや各種イベントなど、多世代が多目的に利用できるフリースペース、勉強や読書などもできるレストスペースや学習スペース等の整備に取り組みます。	中心市街地活性化推進課
常盤通りのウォーカブル化 〔重点2〕	居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成に向けて常盤通り（国道190号）のウォーカブル化に取り組み、子どもが伸び伸び遊べるエリアや多世代が利用できる滞在空間を創出する。	中心市街地活性化推進課
遊具等の公園施設の更新	子どもが安全、安心に遊べるよう、老朽化した遊具やトイレなどの点検、補修、改善、更新を計画的に行います。	公園緑地課
子どもの遊び場環境の維持管理	見通しのよい快適な公園とするため、草刈りや樹木の剪定などを行います。	公園緑地課
宇部版ミズベリング・プロジェクトの推進	市民団体が主催する真締川や沢波川等の水辺を活用した市民参加型のイベントを支援します。	土木河川課

事業名	内容	担当課
宇部市奨学金制度	高等学校に入学する市内在住の生徒で、在学する中学校長から推薦された、向学心に富み、有能な資質を持つ生徒に奨学金を給付します。	教育総務課
私立学校等教育振興事業	私立高等学校の教育振興、充実を図るために、事業活動を支援します。	教育総務課
保幼小連携教育推進事業	保育所・認定こども園・幼稚園の児童と小学校の児童との交流活動や保幼小の教職員の連絡協議会などにより保幼小連携の強化を図るとともに、指導主事等が幼稚園を訪問し、就学についての支援や助言を行うことで、学校生活へのスムーズな移行へつなげていきます。	学校教育課
体験活動の推進	自然体験活動、集団宿泊活動、ボランティア活動等を通じて、こどもたちの豊かな心や道徳性を育成していきます。	学校教育課
読書活動推進事業 〔重点2〕	学校図書館司書を中心に魅力ある図書館環境を整備するとともに、保護者・地域ボランティアとの連携による読み聞かせや本の紹介等を充実することにより、児童生徒の読書に対する意欲を高めていきます。	学校教育課
環境教育連携推進事業 〔重点2〕	リサイクル活動、海岸の清掃活動、地区のごみ拾い等、各教科等や総合的な学習の時間の学習内容と関連付けた環境教育を進めています。	学校教育課
伝統文化推進事業 〔重点2〕	本物の赤間硯を使う書写体験（小学校）や箏の演奏体験（中学校）を実施することで、赤間硯や箏の特徴や歴史を学び、宇部市の伝統や文化について理解を深め、ふるさとへの誇りや愛着心の醸成を図ります。	学校教育課
キャリア教育推進事業 〔重点2〕	将来の社会的・職業的な自立に向けて必要となる資質・能力の育成を図るため、地域の特性を活かしたキャリア教育を推進します。 中学2年生を対象に参加型職業体験イベント（みらいWalkers★UBE）を開催し、働くことの意義や地元就職への意識の醸成を図ります。	学校教育課
青少年団体の活動への支援	こども会、海洋少年団など児童の健全育成活動を支援します。	社会教育課
宇宙教育の推進 〔重点2〕	山口大学等と連携して、宇宙をテーマとした講演会等を実施し、科学技術に一層の興味を持つ児童生徒や、将来のイノベーション人材を育成します。	社会教育課
乳幼児が利用できる図書館の整備	児童コーナーにおける乳幼児向け絵本の紹介、「図書館こども春まつり」等のこども向けイベントや絵本の読み聞かせの定期開催等により、乳幼児の絵本との出会いを促進します。	図書館 学びの森くすのき・地域文化交流課
アクティビレッジおのの活用	自然を活用したスポーツ・レクリエーションの場を提供するとともに、自然体験学習を通して、こどもたちの環境への理解と健全育成を図ります。	北部地域振興課

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【 現状・課題 】

本市では、令和6年4月1日に児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う「うべこども家庭センターUbeハピ」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行ってきました。

現在、少子化が進行し、こどもやその保護者、妊産婦を取り巻く環境が変化している中、成育医療等の提供にあたっては、医療、保健、教育、福祉など関係機関との連携が重要になっています。

また、全てのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進が求められています。

さらに、乳幼児の疾患や発達の遅れ等を早期発見するために、乳幼児健康診査の充実を図り、専門職による保健指導や個別相談等を実施し、適切な治療等につながるような支援をする必要があります。

【 方向性 】

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう取り組みます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
予防接種	伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき定期予防接種を行います。また、法定外予防接種（任意接種）費用の一部助成等、感染症予防対策を進めます。	健康増進課
自立支援医療（育成医療）	肢体不自由・視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害・心臓・じん臓・小腸機能障害などで、医療を行わないと将来障害を残すと認められる18歳未満の児童が、指定医療機関で受けた医療の医療費の自己負担の一部を助成します。	障害福祉課
乳幼児医療費助成事業 重点2 重点3	未就学児の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課
こども医療費助成事業 重点2 重点3	小中学生、高校生年代の児童（18歳到達後最初の3月31日まで）の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課
不妊・不育に対する支援の充実 重点3	不妊・不育に係る相談等を実施するとともに、助成事業の普及・啓発に取り組み、こどもを生みたいと望む方が生み育てやすい環境づくりを進めます。	こども支援課
乳幼児健康診査	生後2週間から幼児までの健康診査を実施し、費用の助成を行います。未受診者等支援が必要な人へは、医療機関と協力して支援を行います。	こども支援課
性や性感染症等に関する正しい知識の普及と	小中学生に対し、自分の身体や命を大切にするとともに、男女が互いの人格を尊重し認め合う感性を育てる	こども支援課 健康増進課

事業名	内容	担当課
性の問題についての意識啓発	ため、発達段階に応じた性に関する教育の充実に取り組みます。 学校等関係機関と連携し、地域における性や性感染症に関する正しい知識の普及に取り組みます。	学校教育課
妊娠期からの早期支援の実施 重点3	妊娠届出や妊娠7か月の際に専門職が面談を行い、虐待のリスクが高いとされる特定妊婦（予期しない妊娠や問題を抱える妊婦等）を把握、地域での相談対応など、柔軟・適切な支援につなげます。	こども支援課 健康増進課
妊産婦健康診査	妊娠中から産後まで健康診査の実施を行い、費用の助成を行います。未受診者等支援が必要な人へは、医療機関と協力して支援を行います。	こども支援課

(4) 子どもの貧困対策

【 現状・課題 】

本市では、子どもの貧困の連鎖の防止に向けた取組を進めてきました。

子どもが経済的に困難な状況に置かれているかについては、世帯の収入の状況のほか、具体的に生活上の困難状況が生じているかどうかを把握することが重要です。日常的に生活の場面で課題が発生している家庭や、経済的な理由で子どもの所有物が限られている家庭においても、生活困難の度合いがより高いのではないかと考えられます。

そのため、所得収入の低い世帯やひとり親世帯等に対しては、経済的支援の充実とともに、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労支援等の充実が求められます。

【 方向性 】

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。

また、経済的格差の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。子ども・若者が安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
「生理の貧困」対策	経済的な理由により生理用品を購入することができない、あるいは、家庭環境により利用しにくい状況にある女性を支援するため、生理用品の無償配布を行います。	人権・男女共同参画推進課
生活困窮者家計改善支援事業	家計の遣り繰りに問題がある人などに対し、家計の再生を図るため、家計表の作成や債務整理に関する支援等を行います。	地域福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活と就労に関する支援員が包括的な相談支援を行い、個々の事情に応じた支援プランを作成し、プランに沿った支援を継続的に行います。	地域福祉課
生活困窮者就労準備支援事業	支援プランに基づき、ハローワーク等と連携して就労支援を行います。職場見学、ボランティア活動への参加など、社会的な自立のための支援を行い、一般就労へ向けた準備を整えます。	地域福祉課
フードバンク事業の充実	山口県内でフードバンク活動を行っているNPO法人と連携し、事業所や家庭から未使用食品を集めの仕組みづくりを行い、子ども食堂や福祉施設等に配布し社会福祉活動の一つとして活用します。	地域福祉課
生活保護自立支援事業	自らの健康及び生活管理を行う意識の醸成を行い、社会参加能力の習得、就労に向けた自覚を喚起させ求職活動に向けた準備を支援します。	生活支援課
就労支援事業	生活保護受給者に対し、就労支援員とケースワーカーが連携し、就労のための専門的な支援を行います。	生活支援課

事業名	内容	担当課
就学生活支援事業	就学生活支援員とケースワーカーが連携し、生活保護受給中のこどもとその保護者である親に対し、就学と就労のための専門的な支援を行います。	生活支援課
高校生アルバイト収入からの自立対象経費の控除	生活保護受給中の高校生が大学等進学や修学するための経費を容認します。	生活支援課
進学・就職準備給付金の支給	高等学校卒業後に大学等へ進学した者、就職した者に進学・就職準備給付金を支給します。	生活支援課
こどもの学習支援事業 〔重点2〕	生活困難世帯（生活保護、就学援助受給世帯）の中学生を対象に、学習意欲及び学力向上を図るための学習支援を行い、当該生徒の健全な育成を支援します。	こども政策課
就学援助事業	経済的な理由で、学用品費等の購入が困難な小中学校に就学する児童生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助します。	教育総務課

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

【現状・課題】

本市では、障害の早期発見・早期治療、早期療育のための支援や、デイサービスや居宅介護事業の充実に取り組むとともに、就学指導の充実や、保育所、幼稚園、学童保育及び学校と連携した受入れ体制の整備に取り組んできました。

今後は、障害児施策の充実に向け、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要です。

また、医療的ケア児、聴覚障害児など専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要です。

さらに、こどもの発達に寄り添った支援を続けていくためには、障害者手帳の有無に関わらず、児童発達支援センターや放課後等デイサービスの活動の充実・支援が必要です。

【方向性】

配慮を必要とすることの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

また、障害のあるこども・若者とその保護者に対しては、自立や社会参加に向け、関係機関が連携して、一人ひとりの障害や特性の状況に応じた、きめ細かな支援に取り組みます。

【取組】

事業名	内容	担当課
障害児の早期療育 〔重点3〕	障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターで、児童発達支援事業所や保育園、幼稚園への技術的援助・支援を行います。また、家族のスキル向上やピアサポートの推進、発達障害児やその家族に対し相談・助言を行います。さらに、地区担当保健師等が健診後の発達障害児(疑いを含む)のフォローとして、教育機関や医療機関、児童発達支援センターと連携、協力し、継続支援に取り組みます。	障害福祉課 健康増進課
障害や特性のあるこどもの情報の共有・引継ぎ	障害者本人の乳幼児期から成人期までの情報を一冊にまとめる「パーソナル手帳」の活用を促進し、転居や進学、就職など環境が変化する時に、関係者がスムーズに情報を共有・伝達できる環境づくりを行います。	障害福祉課 こども支援課 教育支援課 健康増進課
発達障害等相談センターの設置・運営 〔重点3〕	発達障害等の障害のある（あると疑われる）人とその家族等に対する発達・生活相談や、支援者育成のための発達障害等相談センターを設置・運営し、関係機関と連携して切れ目ない支援を実施します。また、ペアレントトレーニングなど、保護者サポートの充実も図ります。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
相談及び情報提供	障害者相談支援事業所において、専門的な知識をもつ支援員が、福祉サービス等の利用相談や学校や地域等の各種情報の収集・提供、助言を行います。また、関係機関や地区担当保健師等と連携を図りながら地域生活を支えるための体制づくりの援助などコーディネーターとしての役割も担います。	障害福祉課 健康増進課
児童発達支援事業	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。さらに地区担当保健師等が教育機関や医療機関と連携し、サービスを必要とする方へつなげていきます。	障害福祉課 健康増進課
放課後等デイサービス事業	学校に就学する、主に18歳未満の障害児に対し、必要に応じて授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの必要な支援を行います。	障害福祉課
短期入所事業	介護者の病気等により、自宅での介護が一時的に困難な場合、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスを提供します。	障害福祉課
日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的に、障害者等の日中における活動の場を提供するとともに、関係事業所と連携し、事業の充実を図ります。	障害福祉課
医療的ケア児支援 重点3	医療的ケア児とその家族の生活状況・ニーズの把握に取り組み、在宅で生活するための支援や、介護する家族の負担軽減につながる支援を検討実施します。医療的ケア児の受入対応のため、公立保育園の体制整備を進めています。	障害福祉課 こども支援課 健康増進課 保育幼稚園課
保育所等訪問支援事業	保育所等に通う障害児が、障害児以外の児童との集団生活に適応できるよう、必要に応じて、保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。	障害福祉課
発達障害児等地域子育て支援事業 重点3	障害や特性のある子どもの身近な地域での居場所づくりを目的として、「発達障害とともに生きていくためのサポートブックそらいろ」等を活用した情報提供、支援ボランティアの育成と各学校での活用に取り組みます。	障害福祉課 教育支援課
こども支援部会の設置	地域自立支援協議会の実務者会議として「こども支援部会」を設置し、障害児やその家族等に対する支援に関する課題解決を図ります。	障害福祉課
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童に対して、手当を支給します。	障害福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、言語能力の健全な発達を図るため、補聴器の購入、修理の費用を助成します。	障害福祉課
特別児童扶養手当	障害のある20歳未満の児童の父、母又は養育している人に手当を支給します。	こども政策課

事業名	内容	担当課
子どもの障害や特性に応じた指導体制	幼稚園、保育所、託児所における障害に応じた指導内容の充実、福祉・医療機関等との連携による教育相談体制の整備を図るため、関係機関との一層の連携を図ります。また、5歳児健康診査等の場を活用し、関係機関との連携のもと、発達相談会、就学相談会を実施し、就学に向けての支援を実施します。 さらに、地域コーディネーター等による幼稚園、保育所等における幼児の障害に応じた指導の充実や相談支援体制の一層の充実を図ります。	子ども支援課 教育支援課 健康増進課
障害児保育事業	障害児を養育する保護者の就労支援のため、保育士の確保・充実を図りながら、障害児の保育所受入れを推進します。	保育幼稚園課
長期入院児童生徒に対する支援学習	山口大学医学部附属病院内に適宜、院内学習支援室を開設し、長期・短期を問わず、入院児童生徒の学習を支援します。	教育支援課
小学校特別支援教育就学奨励扶助事業	特別支援学級に在籍する児童生徒や、他校の通級指導教室へ通う児童生徒の就学に必要な経費の一部を助成します。	教育支援課
中学校特別支援教育就学奨励扶助事業		
特別支援教育推進事業 <u>重点3</u>	障害や特性のあるこどもが安心して就学や進学ができるよう、各関係機関と連携して就学相談会や進路学習会等を実施し、相談体制の充実を図ります。 また、特別支援教育校内コーディネーター等養成研修会等で発達障害や共生社会の実現に関する研修を行うなど研修内容の充実を図るとともに、必要に応じて各学校に支援を配置し、特別支援教育の推進を図ります。	教育支援課
障害のある人への理解を深めるための福祉教育の充実	障害のある方の話を聞く機会や、手話、車いすの体験活動等を提供し、児童生徒の障害のある人への理解を深めます。	教育支援課 学校教育課
「I'm POSSIBLE」(アイムポッシブル)を活用した授業の実施 <u>重点3</u>	国際パラリンピック公認教材「I'm POSSIBLE」(アイムポッシブル)を活用した授業を実施し、障害者スポーツの推進や理解促進に取り組みます。	教育支援課
発達障害のあるこどもへの支援	小中学校の通常学級に在籍する自閉症スペクトラム障害(A S D)、学習障害(L D)、注意欠陥多動性障害(A D H D)をはじめとする発達障害の児童生徒を支援するため、関係機関と調整・検討しながら、適切な体制づくりに取り組みます。	教育支援課
就学指導の充実	障害や特性のあるこどもの適正な就学やその後の支援のために、教育支援委員会や関係機関との連携及び指導体制の充実を図ります。	教育支援課
学校での受入れにおける体制整備	障害や特性のあるこどもや学校の状況に応じて、受入れに必要な支援員の配置や施設整備を図ります。	教育支援課
障害や特性のあるこどもの保育、教育のための研修機会の充実	自閉症スペクトラム障害(A S D)や学習障害(L D)、注意欠陥多動性障害(A D H D)等の発達障害に対する理解と支援技術向上の研修の充実を図ります。 また、事例検討会を開催し、個別事例に即した支援方法の検討を行います。	教育支援課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【 現状・課題 】

本市では、要保護児童対策地域協議会での事例検討や研修会等様々な機会を通じて、関係機関や地域団体との交流を深めることにより、連携を強化し、児童虐待の早期発見、未然防止等に取り組んできました。

アンケート調査では、子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる先について、就学前児童の保護者及び小学生の保護者では、「配偶者・パートナー」「その他の親族（親・きょうだいなど）」「友人や知人」などの相談先が多くなっています。

今後、子どものライフステージに応じた切れ目のない相談・支援が行えるよう関係機関との連携及び情報共有の推進を図ることが必要です。また、福祉・保健・医療・教育等の分野を超えた連携体制を強化するため、これまで各分野における対象外となっていた複雑化・複合化した課題については、早期に支援をつなげることができる体制の構築が求められます。

【 方向性 】

全ての子どもたちが、多様な人格を持った個人として尊重され、安心で安全な環境の中で成長できるように、子ども家庭センターの機能と地域の連携体制の充実を図り、虐待やヤングケアラーなど、困難な状況に置かれた子どもたちに対して、その未然防止や早期発見、早期対応に取り組みます。

また、子育てに悩んでいる保護者への支援や、子どもが安心できる環境づくりを推進するとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む意識の醸成を図ります。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
地域福祉総合相談センター運営事業	身近な地域で、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、地域における各支援関係機関と連携を図りながら支援します。	地域福祉課
ヤングケアラーへの支援	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーについて、ヤングケアラーの負担の軽減・解消に向けて、県と連携を図りながら、市内での実態調査を実施し、支援につなげていきます。	こども政策課 こども支援課
若者の居場所事業 <u>重点2</u>	中高生が家庭や学校以外に安心して自由に過ごせる居場所として「若者ふりースペース」を設置します。なお、利用者が悩み事や困り事などを気軽に相談できるような体制を整え、子どもたちの健やかな成長を支援します。	こども政策課
児童虐待防止推進活動の実施	児童虐待に対する意識の啓発や、児童虐待の通告先の周知を図るため、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」などの広報・啓発活動を実施します。	こども支援課

事業名	内容	担当課
宇部市こども支援ネットワーク協議会【再掲】	支援対象児童等の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関が迅速な情報共有から支援を早期に行えるようにこども支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）を通して、関係機関の連携の強化を図ります。	こども支援課
家庭児童相談の充実	こども支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）を通じて関係機関と連携し、支援対象児童等の養育、虐待等の様々な問題に対し、早期発見、相談、支援を行います。	こども支援課
子どもの健全育成	子どもの健全育成のため、関係機関と連携し問題の早期発見と対応を行います。	こども支援課
地域連携見守り活動	支援を必要とする家庭を早期に発見し対応するために、地域や関係機関と連携し相談援助等の見守りを行います。	こども支援課
関係機関の連携と児童虐待防止の推進	児童相談所からの送致ケースの対応や要保護児童対策地域協議会実務者を対象とした研修会の内容等について、さらなる充実を図り、関係機関との連携を強化しながら、虐待の早期発見や未然防止を実施します。	こども支援課
養育支援が必要な家庭に対する支援の充実	健康診査の実施や関係機関との連携等により、養育支援を必要とする子どもとその家族を早期に把握し、状況に応じた必要な支援を行います。	こども支援課
妊娠期からの早期支援の実施【再掲】 重点3	妊娠届出や妊娠7か月の際に専門職が面談を行い、虐待のリスクが高いとされる特定妊婦（予期しない妊娠や問題を抱える妊婦等）を把握、地域での相談対応など、柔軟・適切な支援につなげます。	こども支援課 健康増進課
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児がいる家庭をあかちゃん訪問員等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。また、支援が必要な家庭には、保健師・看護師等を中心に関係機関が連携して、定期的な支援を行います。	こども支援課 健康増進課
こども家庭センターの機能強化 重点1 重点2 重点3	令和8年度の完成を目指し整備を進めている本市の子育て支援の拠点となる常盤通りにぎわい交流拠点施設内に、こども家庭センターを移転します。同センターは、家庭の課題等にも相談対応できる職員体制を強化するため、専門職員等の増員を図り、相談室をこれまでの3室から5室に増加させ、妊娠期から子育て期にわたる相談や児童虐待など子どもの養育に関する相談に対応します。	こども支援課
事例検討及び問題解決のための組織機能強化事業	こども支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）実務者会議等における事例検討を実施するなど、組織的な問題解決の仕組みづくりを推進します。	教育支援課 こども支援課
ヤングケアラーについての周知・啓発	訪問型家庭教育支援員やスクールソーシャルワーカーに対し、研修参加等、積極的な知見の習得を促します。また、活動で得た情報は関係機関と情報共有し緊密な連携を行います。	教育支援課
緊急時スクールカウンセラー等の派遣	様々な事件や事故の当事者となる子どもたちや対応する教職員等の精神的なケアを行うため、精神科医や臨床心理士資格を有するスクールカウンセラー等の専門家を学校に派遣します。	教育支援課

(7) 自殺、薬物、犯罪などから子ども・若者を守る取組

【現状・課題】

我が国の自殺者数は、近年、全体としては減少傾向にあるものの、子どもの自殺者数は増加傾向にあります。誰もが自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子ども・若者の自殺対策を強化することが必要です。

また、薬物や犯罪については、インターネットや広告の利用など勧誘の手口が巧妙になってきています。たばこ、アルコール、薬物の害や危険性等について、子ども・若者に周知することが必要です。

【方向性】

子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、子どもの命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、地域や関係機関がつながりを持ち、居場所づくり、相談機能の充実、心の健康を保つための教育等に取り組みます。

特に、危機的な状況となっている小中高生の自殺への対策については、子ども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、警察、行政、学校や園、地域等関係機関との体制強化を図りながら、総合的な取組を進めていきます。

【取組】

事業名	内容	担当課
民生児童委員活動	研修会を実施し、地域の子どもたちにとって身近な相談相手となるよう、相談スキルの向上を目指します。	地域福祉課
小中学校における喫煙防止や薬物乱用防止教育の充実及び情報提供、啓発活動	小中学生を対象とした喫煙防止教育や薬物乱用防止教育を、医療・保健等の関係機関と連携しながら実施します。また、パンフレットやウェブサイト、周知強化月間のPR活動等を通じ広く啓発します。	健康増進課 学校教育課
若者の居場所事業【再掲】 重点2	中高生が家庭や学校以外に安心して自由に過ごせる居場所として「若者ふりースペース」を設置します。なお、利用者が悩み事や困り事などを気軽に相談できるような体制を整え、子どもたちの健やかな成長を支援します。	子ども政策課
子ども・若者相談支援拠点事業 重点2	若者ふりースペースに、若者の活動拠点としての機能を持たせ、若者の交流と活躍の場を創出します。また、子ども・若者や保護者、関係者からの相談を受け、必要な支援につなぐ「子どもコーディネーター」を配置するなど、様々な困難な状況に置かれた子ども・若者を支援する拠点とし、中学校卒業後や高校中退後の進路未決定者などの自立に向けた支援を進めています。	子ども政策課
心の健康の教育	保健体育科の授業で、こころの健康について取り扱い、悩みや困りごとの解決に向けた心身の健康維持ができるよう取り組みます。	学校教育課

事業名	内容	担当課
有害な環境の浄化	山口県青少年健全育成条例に基づき、有害図書等の取扱店舗や深夜営業施設等の実地調査などを行い、有害な環境から青少年を守ります。	教育支援課
ふれあい運動推進事業	地域ぐるみで青少年の非行防止と健全育成を図るために、地区ふれあい運動推進員会による街頭補導活動、環境浄化活動、啓発活動を実施します。	教育支援課
街頭補導・訪問指導	青少年の非行等問題行動を未然に防止するため、関係機関との連携による街頭補導や訪問指導を行います。	教育支援課
スクールカウンセラーの派遣	いじめや不登校等に適切に対応するため、全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校での相談活動の充実に取り組みます。	教育支援課
定例教育相談	児童生徒のいじめや不登校、問題行動等の悩みに対して、心理カウンセラーが相談に応じます。	教育支援課

(8) 多様性を認め合う社会の実現

【 現状・課題 】

本市では、外国籍のこどもや保護者、帰国子女など、日本語の理解が困難な人が円滑にコミュニケーションを行うことができ、制度や施設、サービス等の利用に困ることのないよう、翻訳や日本語教室等の支援に取り組んできました。

外国にルーツを持つこどもの中には、日本語の日常会話が十分にできなかったり、文化的な違いから学校生活に適応するのが難しかったりすることももいます。一人ひとりの状況に応じた日本語教育・指導の一層の充実が求められます。

また、自分の性に違和感を覚えたり、戸籍上の性とは違う性別で生きたいと望んだり、性的な感情が同性に向かう人などの性的マイノリティ（性的少数者）当事者は、周囲の理解が不十分なため、様々な偏見や差別にさらされています。その多くは、日常生活の様々な場面で生きづらさを感じていることも少なくありません。

【 方向性 】

外国にルーツを持つこどもが日常生活や学校生活に対応できるよう日本語教育を推進するとともに教育環境を整えます。また、その保護者に対しても多言語化・やさしい日本語の活用により、わかりやすい情報提供を行います。

また、パートナーシップ宣言都市として、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減するとともに、差別や偏見の解消や理解の促進につなげ、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
外国人総合相談窓口の運営	多言語とやさしい日本語で相談ができる総合相談窓口を運営し、外国人住民に必要な情報を提供します。	観光交流課
中学生向けL G B T啓発	中学生向けの啓発紙を作成し、L G B T等への理解増進を図ります。	人権・男女共同参画推進課 学校教育課
宇部市パートナーシップ宣誓制度	性的マイノリティの生きづらさを軽減し、差別解消と理解促進を目指すため、性的マイノリティのパートナーに対し、法律婚の手続やサービス等で提供可能なものについて、その適用範囲を拡大していきます。	人権・男女共同参画推進課
日本語指導による授業支援	日本語指導が必要な児童が安心して学校生活を送ることができるよう、語学ボランティアを配置し、母国語や英語で授業支援や児童・保護者とのコミュニケーションを補助します。	学校教育課

2 こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現

[こどもの誕生前から幼児期までの支援]

(1) 妊産婦とこどもの健康の確保及び増進

【 現状・課題 】

本市では、妊娠期から切れ目のない母子の健康支援に取り組むとともに、保健、医療、福祉の連携を図り、安心して子育てできる支援体制の充実を図っています。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、「子どもの食事や栄養に関するこども」が44.2%と最も高く、次いで「子どもの病気や発育・発達に関するこども」が42.8%となっています。また、子育てをする上で気軽に相談できる人がいない人もおり、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげていくことが必要です。

子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実することが必要です。また、妊娠・出産から安心して子育てができるよう、様々なニーズに対して、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実や、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。また、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図るとともに、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行うことが必要です。

さらに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊娠等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めることができます。

【 方向性 】

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。

子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう、関係機関との連携を強化しながら、支援が必要な家庭の早期把握と効果的な支援に取り組みます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
小児一次救急医療体制の確保	休日や夜間に応急的な診療を行う、小児一次救急医療体制の確保を図ります。	地域医療対策室
小児救急医療電話相談（#8000）の啓発	夜間、子どもの急な病気やケガに対して、相談を受け、適切な医療受診につなぐ小児救急医療電話相談（#8000）を広く啓発します。	地域医療対策室 健康増進課 こども支援課
病児・病後児保育事業 重点3	病気や病回復期にある児童を小児科に併設された施設において一時的に預かります。	こども政策課
乳幼児医療費助成事業 【再掲】 重点2 重点3	未就学児の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課

事業名	内容	担当課
親子健康手帳(母子健康手帳)交付時の相談の充実	親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に、保健師等が面接相談を実施し、妊婦の不安解消を図ります。また、医療機関と連携して、ハイリスク妊婦の把握に取り組み、安心して妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう適切な支援を行います。	こども支援課
マタニティ・サロン(妊婦教室)の開催	妊娠・出産についての正しい知識を学ぶマタニティ・サロンを開催します。また、両親で参加することができる沐浴指導や子育て支援拠点の見学など、育児を体験する機会を提供します。	こども支援課
妊娠期からの早期支援の実施【再掲】 ■重点3	妊娠届出や妊娠7か月の際に専門職が面談を行い、虐待のリスクが高いとされる特定妊婦（予期しない妊娠や問題を抱える妊婦等）を把握、地域での相談対応など、柔軟・適切な支援につなげます。	こども支援課 健康増進課
新生児聴覚検査事業	新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行い、早期の異常発見について支援強化します。	こども支援課
妊産婦健康診査【再掲】	妊娠中から産後まで健康診査の実施を行い、費用の助成を行います。未受診者等支援が必要な人へは、医療機関と協力して支援を行います。	こども支援課
妊婦の歯周病検診	委託医療機関での歯周病検診ならびに口腔衛生指導、妊娠期に合わせた歯科保健指導などの費用を助成します。 また、妊娠中の面談を通して、妊娠期から胎児の歯及び口腔の健康の保持の重要性を啓発します。	こども支援課 健康増進課
乳幼児の歯及び口腔の健康の保持	乳幼児期から継続した歯及び口腔の健康の保持に向けて、健康診査や育児サークル、小中学校や学童保育などと連携して、歯科保健指導を推進します。	こども支援課 健康増進課 学校教育課
うべこども家庭センターUbe ハピ(母子窓口・訪問等)事業 妊婦等包括支援事業 ■重点1 ■重点2 ■重点3	「うべこども家庭センターUbe ハピ」で、専門職が、妊娠届出時及び7か月時の面接を行い、適切な支援のための調整を行います。 妊娠期から母子保健と児童福祉が連携・協働し、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行い、対象者のニーズに応じて必要な対応につなげる伴走型相談支援体制を強化します。	こども支援課
母子保健推進員の活動	母子保健推進員は、市長から委嘱を受け、妊産婦及び乳幼児の保健向上のため、地域の子育てサークル活動など、行政と協力して地域の子育て支援を行います。	こども支援課
産後うつ等の精神的ケア	産後直後から発生頻度が増す産後うつの対応は、産後2週間、1か月健康診査等の場を活用し、産婦人科をはじめとする医療機関との連携のもと、妊娠期からの継続的支援を行います。また、研修を通じて、妊産婦に関わるスタッフのスキルアップを図ります。	こども支援課 健康増進課
産前・産後サポート事業	マタニティ・サロン等を開催し、妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて、体験学習や専門職による相談対応による支援を行います。また、婚姻して妊娠を希望される方及び妊婦に葉酸サプリメントを配布し、産前・産後のサポートを強化します。	こども支援課
産後ケア事業 ■重点3	医療機関でのショートステイ、専門機関等でのデイサービスや助産師による訪問などの場で、心身のケアや育児へのアドバイスを行い、産後も安心して子育てができるように支援体制を構築します。	こども支援課

事業名	内容	担当課
多胎児育児支援事業	多胎児を育てることへの心身の負担を軽減するために、交流会や多胎児育児経験者によるサポートを行います。	こども支援課
妊婦応援都市の推進	妊娠婦や子育て世代を大切にする意識を醸成するため、啓発活動を行います。うべ妊婦・こども応援団として、こども・子育てに関する事業に協力する企業や団体を募集します。	こども支援課
乳幼児健康診査【再掲】	生後2週間から幼児までの健康診査を実施し、費用の助成を行います。未受診者等支援が必要な人へは、医療機関と協力して支援を行います。	こども支援課
育児相談の充実	身近な地域において育児不安を解消する場や交流の場の確保に取り組みます。また、育児不安を抱える母親や家族の様々な子育てに関する悩みに対応できるよう、隨時、来所相談や電話相談、家庭訪問による相談などを行います。	こども支援課 健康増進課
離乳食教室	離乳食について、管理栄養士が中心となって、献立や実施方法について、相談支援を行います。	こども支援課
こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭をあかちゃん訪問員等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。また、支援が必要な家庭には、保健師・看護師等を中心に関係機関が連携して、定期的な支援を行います。	こども支援課 健康増進課
子どもの事故防止の啓発	誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故について、パンフレットをはじめ各種健診や家庭訪問、出前講座等を通じて情報提供し、事故防止を啓発します。	こども支援課 健康増進課
乳幼児突然死症候群(SIDS)の啓発	子どもを持つ家族が、SIDSを予防できるよう、こんにちは赤ちゃん事業やSIDS防止月間等の機会を通じた普及啓発を行います。	こども支援課
要支援児・要支援家庭の早期発見と早期支援	疾患や障害の早期発見のための乳幼児健康診査の充実及び疾病や事故予防の保健指導、また、発見後の支援を関係機関と連携して行います。	こども支援課 健康増進課
育てにくさを感じる親への早期支援体制の整備(妊婦等包括相談支援事業)	育児をする親が孤立しないよう、妊娠届け出時、妊娠7か月面接時、乳幼児健診時等を通して、相談先等について情報提供を行うとともに、また、関係機関・専門機関と連携し、妊婦等包括相談支援体制を強化します。	こども支援課 健康増進課
小児一次救急医療の適正な受診方法の啓発	休日及び夜間の小児救急医療の適正受診について、関係機関と協力し、ウェブサイトやチラシ、健診、こどもが集まる行事等を通じて周知・促進を図ります。また、診療時間外の小児一次救急医療について、山口県小児救急医療ハンドブックとワンポイントアドバイス「どんな時に救急受診すべき」を活用し、適正な医療のかかり方を啓発します。	こども支援課 健康増進課 地域医療対策室
予防接種への意識の向上	小児科医と連携し、乳幼児の健康診査等を通じて、予防接種の必要性について啓発するとともに、仮入学や就学時検診時等を利用し未接種者の接種勧奨を行います。	こども支援課 健康増進課
未熟児・低出生体重児への支援	医療機関など関係機関と連携し、未熟児・低出生体重児とその家族に対する支援を継続的に行います。	こども支援課 こども政策課 健康増進課

(2) 親子の成長と交流の場の支援

【現状・課題】

本市では、子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくりを進めてきました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、地域子育て支援拠点事業などの利用について、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）を利用している」が21.6%、「その他、類似の事業を利用している」が10.5%となっています。平成30年度調査と比較すると、「その他、類似の事業を利用している」が増加しています。

今後も、子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに取り組み、地域子育て支援拠点を充実させるとともに、親子が集まるきっかけとなるイベントや講座を開催することで、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ることが必要です。

【方向性】

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに取り組み、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
厚南エリア防災公園整備事業【再掲】	厚南エリア（厚南、原、西宇部及び黒石地区）の防災力強化と地域の新たな憩いの場を創出するため、防災設備や遊具を備えた防災公園を整備します。	政策企画課
恩田運動公園スポーツパーク構想の推進【再掲】 〔重点2〕	「恩田スポーツパーク構想」に基づき、「市民一人ひとりのライフスタイルに応じた、生涯を通じて運動・スポーツに親しむ機会と場所づくり」を推進し、多世代にわたる市民の健康づくり・若者でにぎわう場の創出に取り組みます。	スポーツ振興課
コミュニティ形成推進事業	各地区コミュニティ推進協議会等に助成金を交付することで、地区の子育て支援活動を支援します。	市民活動課
地域サロン等拠点づくりの推進 〔重点3〕	子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れ、様々な交流や活動を行う地域福祉の拠点として、「ご近所ふれあいサロン」の整備や活動を支援します。	地域福祉課
赤ちゃんの駅の設置促進	気軽に立ち寄ることができ、授乳やおむつ交換等ができる施設「赤ちゃんの駅」の設置促進や、イベント等への移動式赤ちゃんの駅テントの貸出しを行い、乳幼児を連れた外出時の負担軽減を図ります。	こども政策課
プレーカー・プレーパーク事業【再掲】 〔重点2〕	プレーカーやプレーパークの実施により、子どもたちが安心して生き生きと遊ぶことのできる環境を提供し、遊びを通じた様々な経験や交流を促進します。	こども政策課
地域子育て支援拠点事業 〔重点3〕	主に未就園の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や情報交換、育児相談を行う場の充実を図ります。また、理由を問わない乳幼児一時預かりを実施します。	こども政策課

事業名	内容	担当課
民間子育て支援ひろば事業への支援	子育ての悩みや不安を抱える親への育児支援を促進するため、乳幼児とその保護者が集う民間子育て支援ひろば事業を支援します。	こども政策課
常盤通りにぎわい交流拠点施設の整備【子育て支援拠点機能】 重点2 重点3	プレイゾーンや絵本・図書コーナー、一時保育ルーム、サイエンスラボのほか、うべこども家庭センターなどを配置し、本市の子育て支援の拠点となる常盤通りにぎわい交流拠点施設の整備に取り組みます。	こども政策課
乳幼児への食育啓発活動	子育てサークルの場を活用し、乳幼児の食や栄養に関する相談支援を行います。	こども支援課
遊具等の公園施設の更新【再掲】	こどもが安全、安心に遊べるよう、老朽化した遊具やトイレなどの点検、補修、改善、更新を計画的に行います。	公園緑地課
こどもの遊び場環境の維持管理【再掲】	見通しのよい快適な公園とするため、草刈りや樹木の剪定などを行います。	公園緑地課
宇部版ミズベリング・プロジェクトの推進【再掲】	市民団体が主催する真締川や沢波川等の水辺を活用した市民参加型のイベントを支援します。	土木河川課
乳幼児が利用できる図書館の整備【再掲】	児童コーナーにおける乳幼児向け絵本の紹介、「図書館こども春まつり」等のこども向けイベントや絵本の読み聞かせの定期開催等により、乳幼児の絵本との出会いを促進します。	図書館 学びの森くすのき・地域文化交流課

(3) 就学前児童の教育・保育の提供

【現状・課題】

本市では、待機児童の解消に向けて、保護者ニーズの把握と保育需要への適切な対応に取り組んできました。また、障害児保育や休日保育など、多様なニーズに対応した保育の提供の充実を図るとともに、保育士等の各種研修への参加を支援し、保育の質の向上に取り組みました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、定期的に利用しているサービスについて、「認可保育園」が39.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が23.8%となっており、平成30年度調査と比較すると、「認可保育園」の割合が増加しています。

また、利用希望について、「認可保育園」の割合が40.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が26.8%、「幼稚園の預かり保育」が15.8%となっており、平成30年度調査と比較すると、「認可保育園」「認定こども園」の割合が増加しています。幼稚園や保育園などのサービスで、今後期待する取組について、「延長保育事業」が31.6%と最も高く、次いで「一時預かり事業（休日型）」が27.0%となっています。

また、母親の就労状況について、「フルタイム」が44.4%と最も高く、平成30年度調査と比較すると、「フルタイム」の割合が増加しています。

今後、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。また、土曜や日曜・祝日における子どもの病気やケガなどのときに対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

【方向性】

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。また、教育・保育施設に通う全ての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、保護者ニーズの把握に取り組み、多様なニーズに対応した保育の提供の充実を図るとともに、保育士等の各種研修への参加を支援し、保育の質の向上に取り組みます。また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
病児・病後児保育事業 【再掲】 重点3	病気や病気回復期にある児童を小児科に併設された施設において一時的に預かります。	こども政策課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が会員となり、会員相互間で行われる援助活動に関する連絡、調整を行います。	こども政策課
幼児教育・保育無償化に伴う支援	認可保育所に通う3～5歳児を含む多子世帯に対する副食費の一部を補助します。	保育幼稚園課
第2子以降保育料無償化事業	子どもを生み育てやすい経済的支援として、第2子以降の保育料を無償化します。	保育幼稚園課
保育需要への対応	認可保育所において保育需要に応じた児童の受入れを行います。	保育幼稚園課

事業名	内容	担当課
保育施設等の充実・整備	子育てニーズを反映した保育施設等の充実・整備に取り組みます。	保育幼稚園課
認可外保育施設への助成	入所児童・職員の健康診断や職員の研修に要する費用の助成により保育の質の確保・向上を図ります。	保育幼稚園課
保育内容の充実 重点3	保育士の各種研修への参加を促進し、保育の質の確保・向上を図ります。	保育幼稚園課
公立保育園の建て替え 重点3	老朽化した公立保育園を計画的に建て替え、保育環境の充実を図ります。建替実施中の西岐波保育園は、ニーズ等を踏まえて機能を複合化した施設として必要な整備を行い、令和7年12月の完成を目指します。	保育幼稚園課
保育補助者の活用促進 重点3	保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助します。	保育幼稚園課
新卒保育士就職支援事業 重点3	保育士確保対策として、大学等の養成機関等を卒業し、市内の私立保育園等に保育士として新たに就職する方に対して、就職支援金を補助します。	保育幼稚園課
潜在保育士就職支援事業 重点3	保育士確保策として、潜在保育士が市内の私立保育園等に保育士として新たに就職する方に対して、就職支援金を補助します。	保育幼稚園課
保育士待遇改善 重点3	新たな保育士の確保や雇用の定着を図るため保育士の待遇改善について検討します。	保育幼稚園課
私立幼稚園の事業活動支援事業	幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園の事業活動を支援します。	保育幼稚園課
保育所・幼稚園等における食育の推進	公立保育園児の保護者に毎月1回「きゅうしょくだより」を発行するほか、保育士が食事に応じた促しを行うことで、園児一人ひとりに寄り添った食育を推進します。	保育幼稚園課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、需要に応じた延長保育の充実に取り組みます。	保育幼稚園課
障害児保育事業【再掲】	障害児を養育する保護者の就労支援のため、保育士の確保・充実を図りながら、障害児の保育所受入れを推進します。	保育幼稚園課
医療的ケア児受入体制の整備 重点3	医療的ケア児の受入対応のため、公立保育園の体制整備を進めていきます。	保育幼稚園課
一時預かり事業（休日型）	日曜日や祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育事業を実施します。	保育幼稚園課
一時預かり事業（保育所・幼稚園での実施）	保護者が病気等により、緊急一時的に児童の養育が困難な場合や、短期・短時間の就労に伴う一時預かり事業を推進します。	保育幼稚園課
ひとり親世帯保育料の軽減	ひとり親世帯に対する保育料を軽減します。	保育幼稚園課
幼稚園等第2子以降保育料の無償化	幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用する第2子以降の満3歳児の預かり保育料を軽減します。	保育幼稚園課
新卒幼稚園教諭就職支援事業	幼稚園教諭確保対策として、大学等の教員養成機関等を卒業し、市内の私立幼稚園等に教諭として新たに就職する方に対して、就職支援金を補助します。	保育幼稚園課

事業名	内容	担当課
こども誰でも通園制度	保育園や幼稚園などに通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず、保育園などで1月あたり10時間を上限に預かる事業を実施します。	保育幼稚園課
保幼小連携教育推進事業【再掲】	保育所・認定こども園・幼稚園の児童と小学校の児童との交流活動や保幼小の教職員の連絡協議会などにより保幼小連携の強化を図るとともに、指導主事等が幼稚園を訪問し、就学についての支援や助言を行うことで、学校生活へのスムーズな移行へつなげていきます。	学校教育課

[学童期から思春期までの支援]

(1) 学習環境の向上

【現状・課題】

本市では、児童・生徒の学びの基礎力を定着させるとともに、学力の向上に向けて、取組を推進します。小中学校少人数指導の導入、スクールカウンセラーの派遣など、次代の担い手であるこどもたちが個性豊かに生きる力を育むために、教育環境等の整備を進めます。また、幼・保・小の連携により、学校生活へのスムーズな移行を図ってきました。

今後も、老朽化が進む校舎等の適切な改修や幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携の推進、地域との連携を深めるなど学びの質の確保・向上を図り、こどもたちが安心して学べる環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、アンケート調査では、小中学生で学校の授業について、わかると回答したこどもが多い一方、わからないこどもも1割程度います。

今後も、児童生徒一人一人の成長に着目し、一人一人を確実に伸ばす教育が必要です。また、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が求められます。

また、アンケート調査では、『自分のことが好きだ』と思う割合は、小学生で68.4%、中学生で59.3%と高くなっている一方、自己肯定感が低いこどももあり、自分の良いところを見つけられるような支援が必要です。

こどもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が必要です。

【方向性】

学力・学習状況調査の分析などを通じて、一人ひとりの学力を確実に伸ばす学習指導を進めます。また、特色ある学校づくりを推進するために、学校の主体的な取組を尊重し、支援していく体制を引き続き整備します。

【取組】

事業名	内容	担当課
小中学校適正配置推進事業	将来にわたり、こどもたちにとって最適な教育環境を提供するため、「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を推進します。	教育総務課
学力向上推進事業 〔重点2〕	「個別最適な学び」と「学び合い」を一体的に推進することにより、こどもたち一人ひとりの学習意欲を高め、確かな学力の定着を図ります。	学校教育課
保幼小連携教育推進事業【再掲】	保育所・認定こども園・幼稚園の児童との交流活動や保幼小の教職員の連絡協議会などにより保幼小連携の強化を図るとともに、指導主事等が幼稚園を訪問し、就学についての支援や助言を行うことで、学校生活へのスムーズな移行へつなげていきます。	学校教育課

事業名	内容	担当課
「家族でやま学の日」の導入	公立学校に通う子どもたちが、休業日以外に、保護者とともに、校外で、体験や探究の学び・活動を考え、企画し、実行することができる日を設けます。	学校教育課
G I G Aスクール構想推進事業	多様な子どもたち一人ひとりに応じた個別最適化された学びを通して、確かな学力を身に付けさせるため、1人1台端末環境を活用した「主体的・対話的で深い学び」のある授業づくりを推進します。	学校教育課
一人ひとりの能力適性に応じた教育の推進	学習指導要領を踏まえた、基礎的・基本的学びの確実な定着を図るとともに、一人ひとりの能力・適性に応じた教育を推進します。また、特別支援学級における教育の充実や切れ目ない一貫した支援体制の整備など、一人ひとりの状況に寄り添った学習支援の取組を行います。	学校教育課 教育支援課
指導体制の充実	学校の教育課題に的確に対応し、こどもたちの確かな学びを保障していくため、管理職や、職務の経験年数に応じた研修等を実施し、教職員の指導力向上を図っていきます。	学校教育課
総合的な学習の時間推進事業	特色ある教育活動や体験活動をこどもたちに提供することにより、各学校の総合的な学習の時間の充実を図ります。	学校教育課
読書活動推進事業【再掲】	学校図書館司書を中心に魅力ある図書館環境を整備するとともに、保護者・地域ボランティアとの連携による読み聞かせや本の紹介等を充実することにより、児童生徒の読書に対する意欲を高めていきます。	学校教育課
英語教育推進事業 〔重点2〕	外国人指導助手A L Tを小中学校全学年に派遣する等、英語でのコミュニケーションを行うことに対する意欲を高めるとともに、実践的な英語力の向上を図ります。	学校教育課
小中一貫教育の推進	連携する小中学校が「めざすこども像」や「カリキュラム」等を共有しながら、[4-3-2制]の学年区切りや、小学校5・6年生における教科担任制の導入、児童生徒の交流授業、教職員の相互乗り入れ授業等の実施など、9年間を見通したつながりのある教育活動を推進し、学力の定着や中1ギャップの解消に取り組みます。	学校教育課
キャリア教育推進事業 【再掲】 〔重点2〕	将来の社会的・職業的な自立に向けて必要となる資質・能力の育成を図るため、地域の特性を活かしたキャリア教育を推進します。 中学2年生を対象に参加型職業体験イベント(みらいWalkers★UBE)を開催し、働くことの意義や地元就職への意識の醸成を図ります。	学校教育課
学校教育活動支援ボランティアの推進	ボランティアの募集・活動状況を市や各校のウェブサイト、学校便り等により発信し、ボランティア活動の充実を図ることで地域に開かれた学校づくりを推進します。	社会教育課
土曜日教育活動の推進	高校や地元企業等の協力を得ながら、こどもたちに専門性を活かした体験講座を提供します。	社会教育課
コミュニティ・スクールの推進 〔重点2〕	地域の多様な人材の参画のもと、コミュニティ・スクール活動の充実・活性化を図りながら、地域とともにある学校づくりを推進します。	社会教育課

(2) 健康な体と心を育む環境づくり

【現状・課題】

本市では、関係機関と連携し、児童の見守りや非行問題等への対応を進めました。学校・家庭・関係機関が連携して、いじめ、不登校への対応を図ってきました。

非行は、家庭・学校・地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生することから、引き続き学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る必要があります。

また、小学生の保護者アンケート調査では、子育てに関して、日常的に悩んでいること、または気になることについて「ネット社会のこどもへの弊害が心配なこと」が32.8%と最も高くなっています。さらに、小中学生のアンケート調査では、いじめられても自分で「やめて」と言えない子どもが1割を超える結果となっています。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようになりますことが重要な課題となっています。

今後も、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめの未然防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化することが必要です。

また、不登校のこどもへの支援については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、支援体制を強化することが必要です。

【方向性】

成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関が連携して支援します。

【取組】

事業名	内容	担当課
正しい食生活の習慣づくり	思春期から正しい生活リズム・食生活を習慣づけ、健康な心身を保持できるよう、食生活改善推進員との連携のもと「早寝・早起き・朝ごはん」の推進や生活習慣病予防の意識啓発を行います。	健康増進課
小中学校での食育啓発活動	PTA、学校保健連合会等との連携において、確かな栄養摂取のために朝食摂取率向上を図る取組を行います。全国学校給食週間等の食育啓発期間において、郷土料理や各国の料理について学習する機会を提供することにより、食育の推進を図ります。	学校教育課 健康増進課
学校給食地産地消推進事業	宇部産の野菜や魚を給食に利用することで、こどもたちの地元農林水産業への理解を深めるとともに消費拡大を図ります。	学校給食課 農業振興課 水産振興課 地域ブランド推進課

事業名	内容	担当課
地域における食育の推進	食生活改善推進協議会等の関係機関と連携し、朝ごはん摂取の推進や地産地消・郷土料理、塩分を控えた正しい食生活などについて、各地域の料理教室の開催を通して普及・啓発に取り組みます。	健康増進課
企業との連携による食育の推進	企業や市内のスーパー・マーケットと連携・協力し、食体験のイベント開催など食育の啓発を行います。無関心層などに対する啓発方法等について検討します。	健康増進課 こども支援課
小中学校における喫煙防止や薬物乱用防止教育の充実及び情報提供、啓発活動【再掲】	小中学生を対象とした喫煙防止教育や薬物乱用防止教育を、医療・保健等の関係機関と連携しながら実施します。また、パンフレットやウェブサイト、周知強化月間のPR活動等を通じ広く啓発します。	健康増進課 学校教育課
性や性感染症等に関する正しい知識の普及と性の問題についての意識啓発【再掲】	小中学生に対し、自分の身体や命を大切にするとともに、男女が互いの人格を尊重し認め合う感性を育てるため、発達段階に応じた性に関する教育の充実に取り組みます。 学校等関係機関と連携し、地域における性や性感染症に関する正しい知識の普及に取り組みます。	こども支援課 健康増進課 学校教育課
字部の精神（こころ）を知る事業	ふるさと学習副読本「わたしたちの字部」や「ふるさと字部」を活用して、人々の努力によって字部が作られた歴史や地理・産業など幅広く字部について学ぶことで、「字部の精神（こころ）」（字部を誇りに思う心）を育んでいきます。	学校教育課
道徳教育の充実	思いやりの心や命を大切にする心などの道徳性を育むため、各校で道徳教育に関する研修会を実施していきます。また、「やまぐちっ子の心を育む道徳授業」指定校などの好事例を共有し、各校の道徳教育を充実していきます。	学校教育課
体力向上に向けての取組及び健康教育の推進	食事、睡眠、運動のバランスを図る健康教育を推進するとともに、児童生徒の体力を向上させるため、各校の課題解決に向けた取組の共有や指導方法に関する研修を実施していきます。小中学校においてメディアとのふれあい方を考える日を設定し、家族・地域ぐるみでメディア・コントロールの必要性について考える機会を提供します。	学校教育課
「家庭の日」の広報	家庭の大切さ、家庭の果たす役割の重要性を認識するための「家庭の日」について、小学校での啓発物品の配布や行事等の周知を通して、普及・啓発を図ります。	教育支援課
男女平等教育の推進	道徳をはじめあらゆる教育活動において男女共同参画社会の実現を意識した学習内容を盛り込みながら、子どもの発達段階に応じた学習機会を提供していきます。	人権教育課

(3) 安心して過ごすことができる環境づくり

【現状・課題】

本市では、こどもが放課後に安全に過ごすための居場所づくりを推進するため、放課後の留守家庭等の児童を対象とした学童保育事業と、地域のこども全般を対象とし、地域の方々の参画を得てこどもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後子ども教室を総合的に推進しました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、小学校就学後の放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」が67.3%と最も高く、次いで「学童保育クラブ」が59.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、塾など）」が45.3%となっています。

また、小学生の保護者のアンケート調査では、放課後等に全てのこども（小学生）が参加できるこどもの居場所（放課後子ども教室）の利用意向が65.7%と最も高くなっています。

こどもの放課後の過ごし方では、自宅で過ごさせたい保護者が多いものの、フルタイムで就労している母親が増加していることから、こどもの安全を確保しつつ、居場所を提供するためにも、学童保育クラブで安心・安全に過ごす環境づくりが必要です。

また、自宅で過ごすこどももあり、放課後子ども教室など学童クラブ以外の地域のこどもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

【方向性】

こどもが安心・安全に過ごすことができる学童保育クラブ、放課後子ども教室の管理運営を適切に行い、小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場づくりを積極的に推進します。また、こどもが放課後を安心・安全に過ごせるよう、すでにこどもの居場所となっている公園、公民館等の社会教育施設等についても、こどもにとってよりよい居場所となるよう充実を図ります。

こどもの生命を守るため、事故、災害からの安全を確保できるよう、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
交通安全教育推進事業	各小中学校において、歩行や自転車教室など段階的な交通安全指導を行い、「自らの安全は自らで守る」という交通安全意識の高揚を図ります。	市民活動課
児童育成支援拠点事業 〔重点2〕	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うなど、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。	こども政策課

事業名	内容	担当課
若者の居場所事業【再掲】 〔重点2〕	中高生が家庭や学校以外に安心して自由に過ごせる居場所として「若者ふりースペース」を設置します。なお、利用者が悩み事や困り事などを気軽に相談できるような体制を整え、こどもたちの健やかな成長を支援します。	こども政策課
学童保育事業の拡充 〔重点3〕	小学校の余裕教室等を活用した施設整備など、こどもたちが安心・安全に過ごす環境づくりを進めます。指導員の確保とスキルアップを図り、また、学校・保護者との連携を強化し、こどもの健やかな成長を支援します。	保育幼稚園課
学童保育室Wi-Fi環境の充実	小学校におけるパソコン、タブレット端末を活用した宿題に対応できるよう学童保育室のネットワーク環境の充実を図ります。	保育幼稚園課
学童保育クラブ学習プログラムの拡充 〔重点3〕	地域の多様な人材及び様々な分野の技能を持つ人材を活用し、児童の健全育成を促進するための学習プログラムを提供します。	保育幼稚園課
学童保育クラブ巡回支援事業 〔重点3〕	専門の知識を有した巡回アドバイザーを設置し、特別な支援を必要とするこどもへの支援、指導員の能力の向上、関係機関との連携強化を図ります。	保育幼稚園課
学童保育クラブ支援員研修の実施 〔重点3〕	学童保育クラブ支援員に対する研修を大学等と連携して実施し、学童保育事業の充実を図ります。	保育幼稚園課
歩道等の整備	歩道等の整備及び道路施設の適切な維持管理により、安全で快適な歩行空間の確保に取り組むとともに、地域や関係機関等と連携し、通学路等の危険箇所などで交通安全対策に取り組みます。	道路整備課
防災教育推進事業	各小中学校において、危険予測学習(KYT)や引き渡し訓練等を行うことで、防災意識の高揚を図ります。	学校教育課
学校・家庭・地域の連携	学校と家庭、地域との連携を強化しながら、学校安全対策の充実、家庭への支援体制づくりを行います。	学校教育課 教育支援課
スクールカウンセラーの派遣【再掲】	いじめ、不登校の悩みや不安を抱える児童生徒や保護者を支援するため、全小中学校へスクールカウンセラーを派遣します。	教育支援課
緊急時スクールカウンセラー等の派遣【再掲】	様々な事件や事故の当事者となるこどもたちや対応する教職員等の精神的なケアを行うため、精神科医や臨床心理士資格を有するスクールカウンセラー等の専門家を学校に派遣します。	教育支援課
小中学生の悩みに対する相談支援業務	いじめや不登校、問題行動等の総合的な相談窓口をICTなども活用しながら整備し、一人ひとりの状況に応じた適切支援を行うとともに、相談内容によっては、関係機関や地域等と連携しながら、解決に向けた支援につなげていきます。	教育支援課
ふれあい教室等不登校対策推進事業	ふれあい教室や校内心れあい教室をはじめ、関係機関と連携しながら、多様な学びの機会や居場所を提供することで、将来の社会的自立につながる力を育んでいきます。	教育支援課
訪問型家庭教育支援事業	スクールソーシャルワーカーと地域の支援員による訪問型家庭教育支援チームを組織し、学校だけでは解決が対応が困難な児童生徒の家庭に対し、アウトリーチ型の支援を実施し、福祉や医療機関等、必要な支援につなげていきます。	教育支援課

事業名	内容	担当課
放課後子ども教室の推進	放課後や週末等に地域の参画を得て、様々な文化活動・交流学習活動を行い、地域社会の中でこどもを育てる環境づくりを推進します。	社会教育課
学校教育活動支援ボランティアの推進【再掲】	ボランティアの募集・活動状況を市や各校のウェブサイト、学校便り等により発信し、ボランティア活動の充実を図ることで地域に開かれた学校づくりを推進します。	社会教育課

[青年期の支援]

(1) 学びの支援や就労・雇用の支援

【現状・課題】

本市では、多世代交流スペースにおいて、若者をはじめ多世代・異業種の意見交換や交流・連携の場及びまちづくりの場として、様々な活動を実施してきました。また、ワンストップで就労相談や職業紹介等、相談者のニーズに応じた多様な働き方を支援する、多様な働き方確保支援センターを設置し、支援を行ってきました。

若者の就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、早期離職を抑制するとともに、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行うことが必要です。

また、離職する若者の早期の再就職のための、キャリア自律に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組むことが必要です。

【方向性】

仲間同士の支えあいや交流を大切にし、地域の多様な協力者からも支援していくような体制づくりを推進して、進路や就職について充実させます。

【取組】

事業名	内容	担当課
学生が活躍するまちづくり（仮） 〔重点2〕	高等教育機関等やうべ・未来共創プラットフォームでのワーキンググループ（若者が集まる中心市街地、地元企業の魅力発信・若者定着）と連携し、学生活躍に向けたプランディング・制度設計、具体的な施策を検討・実践していきます。	連携共創推進課
宇部市奨学金返還支援制度	大学等に進学し在学中に奨学金の貸与を受けていた若者が、本市に移住定住し市内で就業をする場合に、奨学金の返還額の一部を補助します。	移住定住推進課
高校生姉妹都市短期留学支援事業	積極的に勉学に励み、姉妹都市交流を促進する青少年のニューカッスル市留学を支援する。	観光交流課
こども・若者相談支援拠点事業【再掲】 〔重点2〕	若者ふりースペースに、若者の活動拠点としての機能を持たせ、若者の交流と活躍の場を創出します。また、こども・若者や保護者、関係者からの相談を受け、必要な支援につなぐ「こどもコーディネーター」を配置するなど、様々な困難な状況に置かれたこども・若者を支援する拠点とし、中学校卒業後や高校中退後の進路未決定者などの自立に向けた支援を進めています。	こども政策課
多世代交流スペース活用事業 〔重点2〕	多世代交流スペースは、様々な活動や気軽に集う交流の場として、多世代・異業種の意見交換や交流連携、イベントの開催などを実施し、若者や子育て世代等の多世代が交流する空間を創出します。	中心市街地活性化推進課

(2) 出会いや結婚の支援

【現状・課題】

こども・若者についてのアンケート調査によると、「あなたは、いつかは結婚して家庭を持ちたいと思いますか。」と答えた人のうち「現在結婚について抱いている不安」として、「適当な相手にめぐりあえるか」の割合が56.1%と最も高く、次いで「自分の自由な時間やお金をもてるか」の割合が35.4%、「収入が少ないこと」の割合が25.6%となっています。

そのため、官民や広域で連携し、結婚を希望する若者への出会いの機会創出や結婚の支援を効果的に行う取組が必要です。また、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る負担についての支援が主な課題となっています。

【方向性】

結婚は、個人の価値観に基づいて選択されるものであることを前提としつつ、結婚を希望する人がその希望に沿った人生を歩めるよう、結婚を希望する若者の出会いの機会や場の創出について、イベントなどによる多様な交流機会を通じ、将来的な結婚や定住に繋がる効果的な取組を推進します。さらに、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

中学校や高等学校内に開設された乳幼児親子が集う「学校内子育てひろば」に、子育て支援センターが連携・協力をていき、未来を担う若い世代が家庭やこどもをもつことの楽しさや素晴らしさを身近に感じてもらう機会の創出や、奨学金の返還の支援、若者の安定した雇用や所得の向上への取組など複合的な取組により支援を行っていきます。

【取組】

事業名	内容	担当課
移住時の費用負担の軽減 〔重点3〕	子育て世代を含むU・I・Jターンによる移住者が住宅を購入する際、子育て支援助成金を給付します。	移住定住推進課
イベント等による出会いの場の創出	多様な交流機会により、独身男女の出会いの場を創出するとともに、関係人口の拡大と若者・子育て世代の定住・定着を促進します。	移住定住推進課 こども政策課

(3) 生きづらさを抱えた若者の支援

【現状・課題】

本市では、ひきこもり相談支援について、本人の自立に向けた取組をさらに強化するとともに、教育機関と連携して、早い段階からの支援を実施してきました。また、専門的相談支援機関と連携し、ひきこもり支援体制の充実を図ってきました。

また、本市では、パートナーシップ宣誓制度を導入し、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減するとともに、差別や偏見の解消、理解の促進につなげ、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指してきました。

アンケート調査では、広義のひきこもり群に該当する割合が2.2%、ひきこもり親和群に該当する割合が12.3%となっています。また、「あなたは、ふだん悩み事を誰に相談しますか」について、「誰にも相談しない」と答えた割合が15.0%となっています。

今後も引き続き、ひきこもり支援体制やパートナーシップ宣誓制度を継続していく必要があります。また、ひきこもり状態になる前と後に関わらず、本人やその家族を支援できる相談支援体制を強化していく必要があります。さらに、若者が安心して過ごせる居場所や、悩み事を気軽に相談できる体制を整備していく必要があります。

【方向性】

困難な状況に置かれた子ども・若者やその家族に対し、自立に向けて支援する体制を整えていきます。はじめの一歩を踏み出せるよう、自立に向けたきっかけづくりができるように支援します。

また、パートナーシップ宣誓制度により、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減するとともに、差別や偏見の解消の促進につなげ、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

【取組】

事業名	内容	担当課
宇部市パートナーシップ宣誓制度【再掲】	性的マイノリティの生きづらさを軽減し、差別解消と理解促進を目指すため、性的マイノリティのパートナーに対し、法律婚の手続やサービス等で提供可能なものについて、その適用範囲を拡大していきます。	人権・男女共同参画推進課
ひきこもり対策推進事業	ひきこもりの人とその家族のための相談支援、就労等の自立に向けた支援、地域の支援体制の強化に向け、地域の理解者、支援者を養成します。	障害福祉課
若者の居場所事業【再掲】 〔重点2〕	中高生が家庭や学校以外に安心して自由に過ごせる居場所として「若者ふりースペース」を設置します。なお、利用者が悩み事や困り事などを気軽に相談できるような体制を整え、こどもたちの健やかな成長を支援します。	こども政策課

3 子育て当事者が健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちの実現

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【 現状・課題 】

本市では、高校生年代までの子どもの医療費について自己負担額を無償化し、多子世帯への負担軽減策として保育施設（認可外含む。）に通う第2子以降の保育料や、産婦及び赤ちゃんの心身の健康や安心の確保に向けて産後ケア利用料についても無償化するなど、経済的支援を充実させてきました。

また、子育て世帯が市営住宅に入居しやすくなるよう優遇措置を講じるなど、住宅の供給や確保を支援する取組を進めました。

引き続き子育て世帯への経済的負担の軽減は必要です。

【 方向性 】

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施するとともに、こどもを持ちたいと望む方がその希望をかなえられるよう支援を行います。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
児童手当	高校生年代までの児童（18歳到達後最初の3月31日まで）を養育する保護者に手当を支給します。	こども政策課
乳幼児医療費助成事業 【再掲】 重点2 重点3	未就学児の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課
こども医療費助成事業 【再掲】 重点2 重点3	小中学生、高校生年代の児童（18歳到達後最初の3月31日まで）の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課
こどもの学習支援事業 【再掲】 重点2	生活困難世帯（生活保護、就学援助受給世帯）の中学生を対象に、学習意欲及び学力向上を図るために学習支援を行い、当該生徒の健全な育成を支援します。	こども政策課
不妊・不育に対する支援の充実【再掲】 重点3	不妊・不育に係る相談等を実施するとともに、助成事業の普及・啓発に取り組み、こどもを生みたいと望む方が生み育てやすい環境づくりを進めます。	こども支援課
学童保育クラブの保育料軽減	就学援助制度の基準に準じて学童保育クラブの保育料を軽減します。	保育幼稚園課
子育て支援のための優先入居	子育て世帯等が市営住宅に入居しやすくなるよう優遇措置を講じます。	住宅政策課
宇部市奨学金制度【再掲】	高等学校に入学する市内在住の生徒で、在学する中学校長から推薦された、向学心に富み、有能な資質を持つ生徒に奨学金を給付します。	教育総務課
就学援助事業【再掲】	経済的な理由で、学用品費等の購入が困難な小中学校に就学する児童生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助します。	教育総務課

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

【現状・課題】

本市では、地域の協力を得て、多世代・同世代交流や様々な体験活動の場を提供し、地域全体でこどもたちを見守り育んでいく環境づくりを推進しました。また、こどもを持つ保護者を対象に、家庭教育に関する意識啓発や情報提供、学習機会を提供するなど家庭教育支援を充実しました。

アンケート調査では、地域の大人が見守ってくれていると感じる割合が、小学生で86.6%、中学生で79.8%となっています。また、地域の大人との接し方について、「出会ったとき、あいさつや話などをする」が8割半ばと高くなっています。さらに、「子どもの教育に関すること」「子どもの病気や発育・発達に関すること」について不安を感じている人が多くなっています。

今後も、地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域の市民団体や関係機関との連携強化に取り組み、地域における子育て支援事業の充実を図っていくことが重要です。また、保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、子育てに不安や負担を感じる保護者に切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要です。

【方向性】

身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

【取組】

事業名	内容	担当課
市民活動・地域活動支援事業	「地域活動の日」の取組を通じ、地域活動の活性化を図るとともに、市民交流棟に開設する市民活動支援センターを通じて市民活動の支援を行います。	市民活動課
各地区における生涯学習活動の支援	各地区的地域課題や地域づくりについての学習を通して、人材の発掘や育成を行う活動を支援します。	市民活動課
生涯学習人財バンクの周知	生涯学習人材バンクを周知し、子どもの学習あるいは子育てのための学習活動を支援します。	市民活動課
コミュニティ形成推進事業【再掲】	各地区コミュニティ推進協議会等に助成金を交付することで、地区的子育て支援活動を支援します。	市民活動課
子育て関連（子ども服・絵本・子育てグッズ・学生服・学用品等）リユース推進事業	ご家庭で不用になった子育て関連グッズを回収ボックスで回収し、必要な方に無料でお譲りする譲渡会を開催することで、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、ごみの減量と不用品の再使用（リユース）を促進します。	廃棄物対策課
地域福祉総合相談センター運営事業【再掲】	身近な地域で、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、地域における各支援関係機関と連携を図りながら支援します。	地域福祉課

事業名	内容	担当課
地域サロン等拠点づくりの推進【再掲】 〔重点3〕	こどもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れ、様々な交流や活動を行う地域福祉の拠点として、「ご近所ふれあいサロン」の整備や活動を支援します。	地域福祉課
地域における食育の推進【再掲】	食生活改善推進協議会等の関係機関と連携し、朝ごはん摂取の推進や地産地消・郷土料理、塩分を控えた正しい食生活などについて、各地域の料理教室の開催を通して普及・啓発に取り組みます。	健康増進課
企業との連携による食育の推進【再掲】	企業や市内のスーパー・マーケットと連携・協力し、食体験のイベント開催など食育の啓発を行います。無関心層などに対する啓発方法等について検討します。	健康増進課 こども支援課
児童育成支援拠点事業【再掲】 〔重点2〕	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うなど、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。	こども政策課
ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	こどもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が会員となり、会員相互間で行われる援助活動に関する連絡、調整を行います。	こども政策課
うべ子育てインフォメーション事業	子育てに関する情報を集約したウェブサイト（子育て応援サイト）や、うべ親子アプリなどを活用し、タイムリーで分かりやすい情報発信を行います。	こども政策課
こどもの遊び場づくりへの支援	母親等地域住民による地域組織が行う、こどもの遊び場づくりや事故防止等の活動を支援します。	こども政策課
地域子育て支援拠点事業【再掲】 〔重点3〕	主に未就園の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や情報交換、育児相談を行う場の充実を図ります。 また、理由を問わない乳幼児一時預かりを実施します。	こども政策課
民間子育て支援ひろば事業への支援【再掲】	子育ての悩みや不安を抱える親への育児支援を促進するため、乳幼児とその保護者が集う民間子育て支援ひろば事業を支援します。	こども政策課
病児・病後児保育事業【再掲】 〔重点3〕	病気や病気回復期にある児童を小児科に併設された施設において一時的に預かります。県内全域での広域協定により、引き続き利便性の向上を図ります。	こども政策課
親子健康手帳(母子健康手帳)交付時の相談の充実【再掲】	親子健康手帳(母子健康手帳)交付時に、保健師等が面接相談を実施し、妊婦の不安解消を図ります。また、医療機関と連携して、ハイリスク妊婦の把握に取り組み、安心して妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう適切な支援を行います。	こども支援課
マタニティ・サロン(妊婦教室)の開催【再掲】	妊娠・出産についての正しい知識を学ぶマタニティ・サロンを開催します。また、両親で参加することができる沐浴指導や子育て支援拠点の見学など、育児を体験する機会を提供します。	こども支援課
妊娠期からの早期支援の実施【再掲】 〔重点3〕	妊娠届出や妊娠7か月の際に専門職が面談を行い、虐待のリスクが高いとされる特定妊婦（予期しない妊娠や問題を抱える妊婦等）を把握、地域での相談対応など、柔軟・適切な支援につなげます。	こども支援課 健康増進課
産後うつ等の精神的ケア【再掲】	産後直後から発生頻度が増す産後うつの対応は、産後2週間、1か月健康診査等の場を活用し、産婦人科をはじめとする医療機関との連携のもと、妊娠期からの継続的支援を行います。また、研修を通じて、妊産婦に関わるスタッフのスキルアップを図ります。	こども支援課 健康増進課
母子保健推進員の活動【再掲】	母子保健推進員は、市長から委嘱を受け、妊産婦及び乳幼児の保健向上のため、地域の子育てサークル活動など、行政と協力して地域の子育て支援を行います。	こども支援課

事業名	内容	担当課
うべこども家庭センターUbe ハピ(母子窓口・訪問等)事業 妊婦等包括支援事業【再掲】 〔重点1〕〔重点2〕〔重点3〕	「うべこども家庭センターUbe ハピ」で、専門職が、妊娠届出時及び7か月時の面接を行い、適切な支援のための調整を行います。 妊娠期から母子保健と児童福祉が連携・協働し、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行い、対象者のニーズに応じて必要な対応につなげる伴走型相談支援体制を強化します。	こども支援課
産前・産後サポート事業【再掲】	マタニティ・サロン等を開催し、妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて、体験学習や専門職による相談対応による支援を行います。また、婚姻して妊娠を希望される方及び妊婦に葉酸サプリメントを配布し、産前・産後のサポートを強化します。	こども支援課
産後ケア事業【再掲】 〔重点3〕	医療機関でのショートステイ、専門機関等でのデイサービスや助産師による訪問などの場で、心身のケアや育児へのアドバイスを行い、産後も安心して子育てができるように支援体制を構築します。	こども支援課
多胎児育児支援事業【再掲】	多胎児を育てるごとに心身の負担を軽減するために、交流会や多胎児育児経験者によるサポートを行います。	こども支援課
乳幼児健康診査【再掲】	生後2週間から幼児までの健康診査を実施し、費用の助成を行います。未受診者等支援が必要な人へは、医療機関と協力して支援を行います。	こども支援課
保護者の相談援助	妊娠期から出産後も切れ目のない保護者支援を行います。必要に応じて地域や関係機関等と連携していきます。	こども支援課 健康増進課
育児相談の充実【再掲】	身近な地域において育児不安を解消する場や交流の場の確保に取り組みます。また、育児不安を抱える母親や家族の様々な子育てに関する悩みに対応できるよう、随時、来所相談や電話相談、家庭訪問による相談などを行います。	こども支援課 健康増進課
こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭をあかちゃん訪問員等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。また、支援が必要な家庭には、保健師・看護師等を中心に関係機関が連携して、定期的な支援を行います。	こども支援課 健康増進課
育てにくさを感じる親への早期支援体制の整備(妊婦等包括相談支援事業)【再掲】	育児をする親が孤立しないよう、妊娠届け出時、妊娠7か月面接時、乳幼児健診時等を通して、相談先等について情報提供を行うとともに、また、関係機関・専門機関と連携し、妊婦等包括相談支援体制を強化します。	こども支援課 健康増進課
支援対象児童等見守り強化事業	児童虐待を未然に防ぐために、民間団体と連携して、児童等の状況の把握や見守り体制の強化を図ります。	こども支援課
子育て世帯自立支援事業	児童虐待を未然に防ぐために、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施しながら、相談・支援を行います。	こども支援課
子育て短期支援事業	保護者の病気や身体的・精神的疲労等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなったりした場合などに、児童養護施設等や里親での預かりを行います。	こども支援課
妊婦応援都市の推進【再掲】	妊産婦や子育て世代を大切にする意識を醸成するため、啓発活動を行います。うべ妊婦・こども応援団として、こども・子育てに関する事業に協力する企業や団体を募集します。	こども支援課
母子保健推進員の活動【再掲】	母子保健推進員は、市長から委嘱を受け、妊産婦及び乳幼児の保健向上のため、地域の子育てサークル活動など、行政と協力して地域の子育て支援を行います。	こども支援課

事業名	内容	担当課
一時預かり事業（保育所・幼稚園での実施）【再掲】	保護者が病気等により、緊急一時的に児童の養育が困難な場合や、短期・短時間の就労に伴う一時預かり事業を推進します。	保育幼稚園課
小中高校生と乳幼児のふれあい体験 〔重点2〕〔重点3〕	保育所・幼稚園や地域団体と連携・協力し、将来親となる小中高生と乳幼児との交流の促進を図り、若い世代の保育への関心を深めます。	保育幼稚園課 健康増進課
放課後子ども教室の推進【再掲】	放課後や週末等に地域の参画を得て、様々な文化活動・交流学習活動を行い、地域社会の中でこどもを育てる環境づくりを推進します。	社会教育課
家庭教育支援の推進	保護者同士が、保護者の役割や子どものしつけなど、家庭教育に関する諸問題について学びあい交流する場を提供し、家庭教育支援の充実を図ります。	社会教育課

(3) 共働き・共育への推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

【現状・課題】

本市では、女性の活躍に向けて、育児・介護休業法の周知及び多様な就業形態の導入等、雇用環境の整備について啓発に取り組むとともに、事業者向けの支援事業の周知拡大を行いました。また、就労相談窓口を設け、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、多様な働き方を支援しました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、子育て（教育を含む）を主に行っている人について、「父母とともに」が62.4%と最も高く、次いで「主に母親」が35.5%となっています。小学生の保護者では、「父母とともに」が54.7%と最も高く、次いで「主に母親」が41.5%となっており、平成30年度調査と比較すると、「主に母親」の割合が増加しています。

今後も、男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図ることが必要です。

また、就学前児童の保護者のアンケート調査では、育児休業を取得した割合が父親で20.2%、母親で53.7%となっており、いずれも平成30年調査と比較すると、増加しています。父親の取得していない理由は「仕事が忙しかった」が36.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が34.2%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が26.2%となっており、平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。

今後は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

【方向性】

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めています。

【取組】

事業名	内容	担当課
雇用環境の整備についての啓発	仕事を続けながら安心して出産、子育てができるよう、育児・介護休業法の周知及び多様な就業形態の導入など、雇用環境の整備の啓発に取り組みます。また、女性の登用や職域拡大のため、国・県・関係機関と連携しながら、女性活躍推進法の周知を図るとともに、女性の活躍推進に向けた企業への啓発を行います。	人権・男女共同 参画推進課 商工振興課
「イクボス宣言企業」の普及及び「女性応援イクメン奨励助成金」の交付による男性の育休取得促進	市内企業を対象とした「イクボス宣言」の普及及び女性活躍推進企業と男性従業員への「女性応援イクメン奨励助成金」の交付により、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促し、男性の育休取得を促進します。	人権・男女共同 参画推進課

事業名	内容	担当課
女性活躍推進企業の認証拡大 <u>重点3</u>	女性が活躍できる環境づくりに積極的に取り組む事業者を宇部市女性活躍推進企業として認証し、その活動を支援するとともに、女性従業員の継続就業に対する理解や配慮の必要性について、意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画推進課
「ぱれっと」の発行や講座等の開催を通じた啓発	男女が協力して家庭を築くこと及びこどもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発のため、男女共同参画情報誌「ぱれっと」を発行するとともに、子育てサークルや父親参加型のイベント（マタニティサロン・離乳食教室）を開催し、男性の育児参加を促します。	人権・男女共同参画推進課 こども支援課
メディア等を活用した男女平等観についての啓発	家庭における性別役割分担意識を解消し、家事や育児などの家庭生活は家族の共同責任で行うといった男女平等観を育成するため、市ウェブサイトやさまざまなメディア等を活用して意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画推進課
関係機関との連携	ハローワーク宇部、労働基準監督署・宇部県民局等との連携を図り、個別の問題への迅速な対処を行います。	商工振興課

(4) ひとり親家庭への支援

【 現状・課題 】

ひとり親家庭のうち、特に母子家庭は、経済的に困難な状況になる家庭が多くあります。

そのため、本市では、ひとり親家庭の自立を支援するために様々な取組みを進めてきました。

離婚前後のひとり親家庭等が直面する多様な課題や個別のニーズに対応するため、本市では母子・父子自立支援員を配置した「ひとり親家庭等相談窓口」を設置しています。引き続き、児童扶養手当等の経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう制度の周知を図ることが必要です。

【 方向性 】

ひとり親家庭等に対して、関係機関と連携し、生活支援、子育て支援、就労支援、養育費確保支援及び経済的支援を総合的に取り組むことにより、親子で心穏やかに過ごす時間を持てるよう支援を図っていきます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスへの対応	多様かつ複雑化してきている相談に対して、宇都市配偶者暴力相談支援センターにおいて、きめ細やかな対応を行います。また、「宇都市DV防止支援ネットワーク」における関係機関との連携を強化しながら、被害者の速やかな支援に向けたワンストップでの対応を行います。	人権・男女共同参画推進課
ひとり親家庭等自立支援推進事業 重点3	ひとり親家庭等相談窓口を設置し、子育てや就業、養育費確保などひとり親家庭等が抱える様々な課題について、母子・父子自立支援員が一人ひとりに寄り添いきめ細やかな支援を行います。	こども政策課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の父、母又は児童を養育している人に手当を支給します。	こども政策課
ひとり親家庭医療費助成事業 重点2 重点3	ひとり親家庭の児童及び父又は母の医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課
養育費確保サポート事業	弁護士による法律相談、公正証書の作成や強制執行の申立て等にかかる費用の助成をします。 養育費の取決めに関する手続や相談窓口などの必要な情報を発信します。	こども政策課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父又は母が、対象教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を支給します。	こども政策課
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父又は母が、就職に有利な看護師や介護福祉士等の資格を取得するために養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。 また、修業期間終了後に修了支援給付金を支給します。	こども政策課

事業名	内容	担当課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の父、母又は児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受ける場合に、その費用の一部を支給します。	こども政策課
母子生活支援施設による自立支援	専門的で継続的な支援の必要な母子世帯に関して、母子生活支援施設等入居の相談等支援行います。また、関係機関と連携しながら、母子生活支援施設の利用者への生活相談・指導を通じ、自立を支援します。	こども支援課
子育て支援のための優先入居【再掲】	子育て世帯等が市営住宅に入居しやすくなるよう優遇措置を講じます。	住宅政策課

第3部 量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域

(1) 教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備するまでの計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本市においては、市民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、市内全域で一つと設定していました。

本計画においても、市域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については市域全体を一つの提供区域としました。ただし、放課後児童健全育成事業（地域学童保育事業）については小学校区（24地区）を基本としました。

教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込み

(1) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込みものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定こどもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望することも（2号（教育を希望）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月52時間を下限時間とします。

(2) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。(参考:参考:国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」)

なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合もあります。

(3) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

【令和5年度実績（参考）】

単位：人

	令和5年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳
確保実績	1,061	777	1,484	340	996

【令和7年度】

単位：人

	令和7年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	1,015	657	1,369	330	952
確保量					
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,020	1,531	276	888
確認を受けない幼稚園		1,475			
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等			29	84
企業主導型保育事業			16	14	45
確保量合計（B）		2,495	1,547	319	1,017
過不足（C） = （B） - （A）		823	178	△11	65

【令和8年度】

単位：人

		令和8年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
量の見込み（A）		994	644	1,353	324
確保量					
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	1,020	1,531	276	888
確認を受けない幼稚園		1,475			
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等			858	617
企業主導型保育事業			16	14	45
確保量合計（B）		2,495	1,547	319	1,017
過不足（C） = （B） - （A）		857	194	△5	62

【令和9年度】

単位：人

		令和9年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
量の見込み（A）		962	623	1,317	316
確保量					
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	1,020	1,531	276	888
確認を受けない幼稚園		1,475			
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等			29	84
企業主導型保育事業			16	14	45
確保量合計（B）		2,495	1,547	319	1,017
過不足（C） = （B） - （A）		910	230	3	53

【令和10年度】

単位：人

		令和10年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
教育を希望		左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	935	606	1,287	310	967
確保量					
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	1,020	1,531	276	888
確認を受けない幼稚園		1,475			
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等			29	84
企業主導型保育事業			16	14	45
確保量合計（B）		2,495	1,547	319	1,017
過不足（C） = （B） - （A）	954	260	9	50	

【令和11年度】

単位：人

		令和11年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
教育を希望		左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	911	591	1,270	303	969
確保量					
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	1,020	1,531	276	888
確認を受けない幼稚園		1,475			
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等			29	84
企業主導型保育事業			16	14	45
確保量合計（B）		2,495	1,547	319	1,017
過不足（C） = （B） - （A）	993	277	16	48	

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、保幼小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）子どもが増加する傾向にあるなか、幼児期の学校教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ、こども家庭センター）

【概要】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

【量の見込みと確保方策】

単位：箇所

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	2	2	2	2	2	2
確保方策（B）	2	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	-	-	-	-	-
こども家庭センター型	-	1	1	1	1	1
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

市内認可保育所等で、概ね1歳児以上の在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別があります。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		739	684	668	653	636	622
確保 方策 (B)	月間人数	1,067	684	668	653	636	622
	実施か所 数	22	22	22	22	22	22
差引(B)-(A)		-	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（地域学童保育事業）

【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

<市内全域>

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		2,651	2,876	2,874	2,827	2,776	2,694
1年生		717	688	628	612	611	586
2年生		625	629	672	613	597	596
3年生		546	616	553	591	539	526
(低学年 計)		1,888	1,933	1,853	1,816	1,747	1,708
4年生		388	441	494	444	474	433
5年生		246	322	324	363	326	348
6年生		129	180	203	204	229	205
(高学年 計)		763	943	1,021	1,011	1,029	986
確保 方策 (B)	実人数	2,482	2,876	2,874	2,827	2,776	2,694
	実施か所 数	30	30	30	30	30	30
差引(B)-(A)		-	0	0	0	0	0

< 東岐波小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	148	173	179	181	178	170
低学年	119	127	118	116	111	108
高学年	29	46	61	65	67	62
確保方策（B）	108	173	179	181	178	170
低学年	88	127	118	116	111	108
高学年	20	46	61	65	67	62
差引（B） - （A）	-	0	0	0	0	0

< 西岐波小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	203	222	250	263	266	269
低学年	149	158	176	185	180	173
高学年	54	64	74	78	86	96
確保方策（B）	188	222	250	263	266	269
低学年	145	158	176	185	180	173
高学年	43	64	74	78	86	96
差引（B） - （A）	-	0	0	0	0	0

< 常盤小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	167	163	169	168	163	160
低学年	116	106	105	110	107	103
高学年	51	57	64	58	56	57
確保方策（B）	120	163	169	168	163	160
低学年	90	106	105	110	107	103
高学年	30	57	64	58	56	57
差引（B） - （A）	-	0	0	0	0	0

< 恩田小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	266	297	291	284	271	256
低学年	181	189	175	171	166	163
高学年	85	108	116	113	105	93
確保方策 (B)	182	297	291	284	271	256
低学年	124	189	175	171	166	163
高学年	58	108	116	113	105	93
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 岬小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	45	41	42	41	41	39
低学年	32	30	27	27	26	25
高学年	13	11	15	14	15	14
確保方策 (B)	39	41	42	41	41	39
低学年	24	30	27	27	26	25
高学年	15	11	15	14	15	14
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 見初小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	38	27	25	22	20	20
低学年	25	13	14	14	14	14
高学年	13	14	11	8	6	6
確保方策 (B)	49	27	25	22	20	20
低学年	34	13	14	14	14	14
高学年	15	14	11	8	6	6
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 神原小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	92	100	102	100	98	93
低学年	70	73	65	64	61	60
高学年	22	27	37	36	37	33
確保方策 (B)	65	100	102	100	98	93
低学年	44	73	65	64	61	60
高学年	21	27	37	36	37	33
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 琴芝小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	164	161	163	161	164	162
低学年	107	108	112	110	106	103
高学年	57	53	51	51	58	59
確保方策 (B)	339	161	163	161	164	162
低学年	239	108	112	110	106	103
高学年	100	53	51	51	58	59
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 上宇部小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	190	196	191	178	168	160
低学年	148	128	110	107	103	101
高学年	42	68	81	71	65	59
確保方策 (B)	138	196	191	178	168	160
低学年	110	128	110	107	103	101
高学年	28	68	81	71	65	59
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 川上小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	133	146	143	141	136	132
低学年	93	97	91	89	85	84
高学年	40	49	52	52	51	48
確保方策（B）	102	146	143	141	136	132
低学年	73	97	91	89	85	84
高学年	29	49	52	52	51	48
差引（B） - （A）	-	0	0	0	0	0

< 小羽山小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	84	105	109	110	110	108
低学年	63	76	74	73	70	69
高学年	21	29	35	37	40	39
確保方策（B）	115	105	109	110	110	108
低学年	86	76	74	73	70	69
高学年	29	29	35	37	40	39
差引（B） - （A）	-	0	0	0	0	0

< 新川小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	138	130	127	123	128	120
低学年	93	95	83	81	79	77
高学年	45	35	44	42	49	43
確保方策（B）	134	130	127	123	128	120
低学年	99	95	83	81	79	77
高学年	35	35	44	42	49	43
差引（B） - （A）	-	0	0	0	0	0

< 鵜ノ島小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	27	41	41	45	46	48
低学年	14	27	33	32	30	29
高学年	13	14	8	13	16	19
確保方策（B）	39	41	41	45	46	48
低学年	28	27	33	32	30	29
高学年	11	14	8	13	16	19
差引（B） - （A）	-	0	0	0	0	0

< 藤山小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	200	219	211	205	197	188
低学年	136	139	130	127	123	120
高学年	64	65	80	81	78	74
確保方策（B）	184	219	211	205	197	188
低学年	121	139	130	127	123	120
高学年	63	65	80	81	78	74
差引（B） - （A）	-	0	0	0	0	0

< 西宇部小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	81	104	107	111	115	116
低学年	57	68	80	79	76	74
高学年	24	36	27	32	39	42
確保方策（B）	92	104	107	111	115	116
低学年	66	68	80	79	76	74
高学年	26	36	27	32	39	42
差引（B） - （A）	-	0	0	0	0	0

< 黒石小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	201	220	227	223	216	209
低学年	160	152	144	142	136	132
高学年	41	68	83	81	80	77
確保方策 (B)	198	220	227	223	216	209
低学年	159	152	144	142	136	132
高学年	39	68	83	81	80	77
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 厚南小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	190	212	220	218	214	205
低学年	153	152	141	139	133	130
高学年	37	60	79	79	81	75
確保方策 (B)	163	212	220	218	214	205
低学年	129	152	141	139	133	130
高学年	34	60	79	79	81	75
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 原小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	78	101	100	102	102	99
低学年	60	72	68	67	64	63
高学年	18	29	32	35	38	36
確保方策 (B)	70	101	100	102	102	99
低学年	58	72	68	67	64	63
高学年	12	29	32	35	38	36
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 厚東小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	57	57	55	53	52	52
低学年	27	32	36	34	33	32
高学年	30	25	19	19	19	20
確保方策 (B)	49	57	55	53	52	52
低学年	26	32	36	34	33	32
高学年	23	25	19	19	19	20
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 二俣瀬小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	16	13	11	11	10	10
低学年	9	8	6	6	6	6
高学年	7	5	5	5	4	4
確保方策 (B)	15	13	11	11	10	10
低学年	4	8	6	6	6	6
高学年	11	5	5	5	4	4
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 小野小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	15	13	11	11	10	10
低学年	7	8	6	6	6	6
高学年	8	5	5	5	4	4
確保方策 (B)	11	13	11	11	10	10
低学年	5	8	6	6	6	6
高学年	6	5	5	5	4	4
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 船木小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	84	70	61	53	48	43
低学年	52	40	30	30	28	27
高学年	32	30	31	23	20	16
確保方策 (B)	55	70	61	53	48	43
低学年	38	40	30	30	28	27
高学年	17	30	31	23	20	16
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 万倉小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	19	17	16	14	13	13
低学年	10	10	9	9	9	9
高学年	9	7	7	5	4	4
確保方策 (B)	11	17	16	14	13	13
低学年	6	10	9	9	9	9
高学年	5	7	7	5	4	4
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

< 吉部小学校 >

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	15	14	11	11	10	10
低学年	7	8	6	6	6	6
高学年	8	6	5	5	4	4
確保方策 (B)	16	14	11	11	10	10
低学年	5	8	6	6	6	6
高学年	11	6	5	5	4	4
差引 (B) - (A)	-	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【概要】

家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に宿泊を伴って一時的に子どもを預かるショートステイ事業と、家族の残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かるトワイライトステイ事業です。

【量の見込みと確保方策】

① ショートステイ

単位：人日

		実績値 (令和 5年度)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)		280	228	221	215	208	201
確保 方策 (B)	延べ日数	155	228	221	215	208	201
	実施か所数	6	7	7	7	7	7
差引 (B) - (A)		-	0	0	0	0	0

② トワイライトステイ

単位：人日

		実績値 (令和 5年度)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)		87	89	86	84	81	78
確保 方策 (B)	延べ日数	87	89	86	84	81	78
	実施か所数	1	2	2	2	2	2
差引 (B) - (A)		-	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【概要】

保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	現状値 (令和 5年度)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	995	942	923	905	885	867
確保方策（B）	958	942	923	905	885	867
差引（B） - （A）	-	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	8	37	36	35	34	33
確保方策（B）	162	37	36	35	34	33
差引（B）-（A）	-	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、市と市民活動団体との協働事業・共同事業・委託事業・指定管理者によるものなど、様々な運営形態の子育てひろば事業等を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

単位：件

		令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)		5,617	5,568	5,439	5,318	5,181	5,065
確保 方策 (B))	月間利用件 数	4,560	5,568	5,439	5,318	5,181	5,065
	実施か所数	6	8	8	8	8	8
差引 (B) - (A)		-	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

幼稚園預かり事業		令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み（A）	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	106,780	98,767	96,541	93,361	90,467	88,337	
			9,191	8,984	8,688	8,419	8,220	
			89,576	87,557	84,673	82,048	80,117	
確保方策（B）		84,981	98,767	96,541	93,361	90,467	88,337	
差引（B）-（A）		-	0	0	0	0	0	

単位：人

一時預かり事業		令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		3,345	3,614	3,539	4,378	5,208	5,140
確保方策（B）		2,347	3,614	3,539	4,378	5,208	5,140
差引（B）-（A）		-	0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【概要】

病児及び病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

		令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)		8,962	5,345	5,177	5,042	4,872	4,713
確 保 方 策 (B)	利用日数		5,345	5,177	5,042	4,872	4,713
	実施か所 数		6	6	6	6	6
差引 (B) - (A)		-	0	0	0	0	0

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	752	1,394	1,350	1,315	1,271	1,229
確保方策（B）	1,614	1,394	1,350	1,315	1,271	1,229
差引（B）-（A）	-	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また、出産予定日現在35歳以上となる妊婦を対象に、超音波検査1回分の受診票を交付します。

【量の見込みと確保方策】

単位：回

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	873	942	923	905	885	867
検診回数（延べ）	11,253	13,188	12,922	12,670	12,390	12,138
確保方策	実施場所：国内医療機関 実施項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準じる 実施時期：通年 実施場所：契約した産婦人科等 検査項目：基本健診、超音波、血算、血糖、クラミジア、HTLV-1、GBS 子宮がん健診（回数は14回、項目によっては、指定された時期に実施） 実施時期：通年					

(12) 産後ケア事業（新規事業）

【概要】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型の事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和 5年度 (実績値)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	98	169	166	163	159	156
宿泊型	17	27	27	26	25	25
デイサービス型	8	45	44	44	43	42
アウトリーチ型	73	97	95	93	91	89
確保方策（B）	98	169	166	163	159	156
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0	0

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【量の見込みと確保方策】

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,826	2,769	2,715	2,655	2,601
確保方策（B）	2,826	2,769	2,715	2,655	2,601
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	20	20	20	20	20
確保方策（B）	20	20	20	20	20
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

(17) こども誰でも通園制度（新規事業）

【概要】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所に預けられるようにする制度です。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍することの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事業です。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

※産後ケア事業、妊婦等包括相談支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、こども誰でも通園制度、放課後児童パッケージに基づく放課後子ども教室について、計画に盛り込むように指示がでているものの具体的通知が出ていないため、現時点では暫定の内容として記載しています。今後、通知が出次第、計画内容を見直すものとします。

第4部 計画の推進

1 こども大綱を踏まえた計画の推進に関する必要な施策の推進

計画の推進にあたっては、こども大綱を踏まえ、以下の点に留意し、こども・若者や子育て当事者の社会参画・意見反映とともに、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成し、宇部市の施策、まちづくり、学校・園づくり、地域づくりを進めます。

(1) 宇部市の施策決定等へのこども・若者・子育て当事者の参画促進

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組を推進し、こども・若者の意見の政策への反映を進めます。その際、事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを行います。

こどもや若者にとってより身近な施策を行う場合に、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聞く取組が着実に行われる仕組みづくりや情報提供を行います。

あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わる大人のほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発します。

(2) 声をあげづらいこども・若者も含め多様な声を施策に反映させる工夫

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聽かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

(3) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって実施している活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進めます。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討します。

(4) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

(5) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

市の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させます。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による共助体制の構築を図ります。

このような分野を越えた連携の場として重層的支援体制整備事業による支援のための会議を行い、子どものいる世帯が抱える複雑化・複合化した課題解決を支援することで、大人の社会的自立による子どもの健全育成につなげます。

(6) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

子育ての支援の制度の利用しやすい環境づくりとして、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図ります。

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手續等の簡素化等を通じた利便性の向上を図ります。

(7) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を行い、こどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

2 推進体制

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画は、宇部市における総合的なこども施策（こども・子育て支援、次世代育成支援、こども・若者支援、子どもの貧困対策等）にかかる指針であり、推進にあたっては、こどもや子育て支援、教育、福祉、保健、医療、労働などの分野に関連する部局と十分な連携を図り、事業を推進していきます。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所等の行政組織や、こども・若者の育みに関する民間団体・市民ネットワーク及び地域住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力を強化します。

(3) 国・県等との連携強化

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

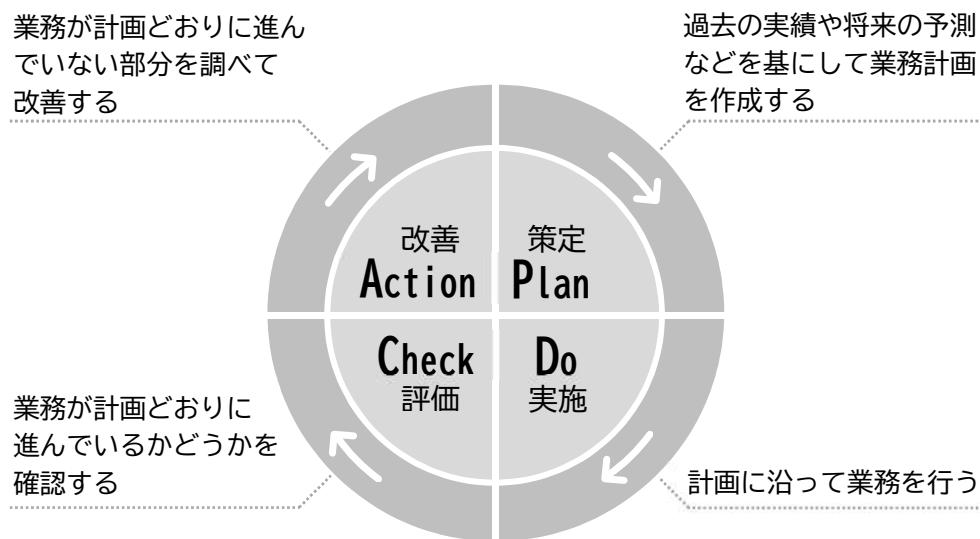
また、幼稚園や保育園の広域利用、被虐待児への対応や障がいのあるこども・若者への対応等、専門的な支援を必要とする場合には、国や県、近隣市町村との連携・調整のもと、より充実した取組を進めます。

3 計画の進捗管理・評価

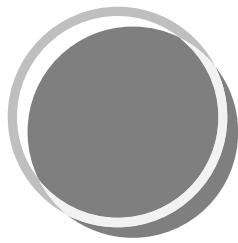
計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進捗状況について把握するとともに、「宇部市子ども・子育て審議会」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

各年度において、施策の実施状況や実績等について点検・評価し、その結果を市公式ウェブサイト等により公表します。

また、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、点検・評価結果に基づいて、対策の実施や、必要に応じて内容の見直しを行い、事業の進捗を図ります。



資料編



資料編

1 アンケート調査と意見聴取の結果

(1) 宇都市子育て支援に関するアンケート調査概要

① 調査の目的

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

就学前児童保護者：就学前児童の保護者様を対象に1,500人の方を無作為抽出

小学生保護者：就学児童の保護者様を対象に1,500人の方を無作為抽出

③ 調査期間

令和6年7月26日～令和6年8月16日

④ 調査方法

調査対象者宛に郵便で送付（郵送による回収又はWEB回答）

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,500通	753通	50.2%
小学生保護者	1,500通	795通	53.0%

⑥ 調査結果の表示方法

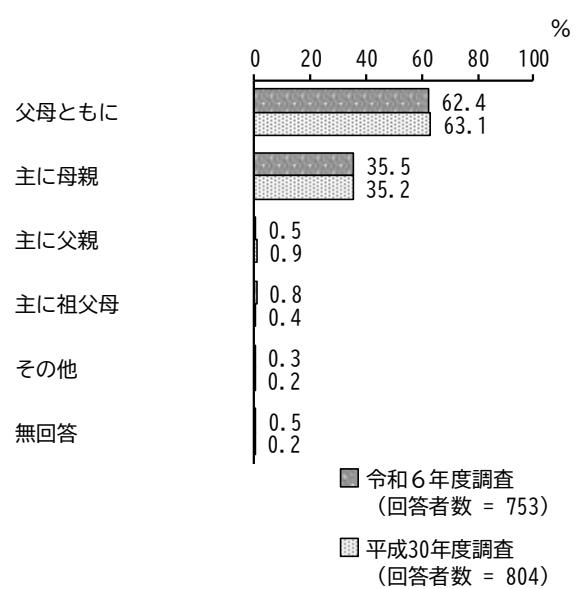
- 回答は各設問の回答者数（N）を基準とした百分率（%）で示しております。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 宇部市子育て支援に関するアンケート調査結果 (就学前児童保護者)

① 子育て（教育を含む）を主に行っている人（単数回答）

「父母ともに」の割合が 62.4%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が 35.5%となっています。

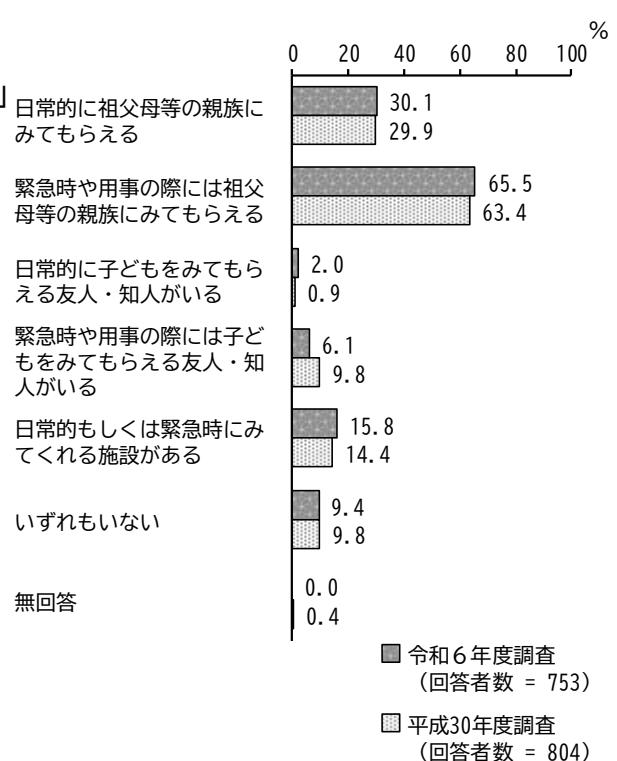
平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② お子さんをみてもらえる親族・知人（複数回答）

「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 65.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 30.1%、「日常的にもしくは緊急時にみてくれる施設がある」の割合が 15.8%となっています。

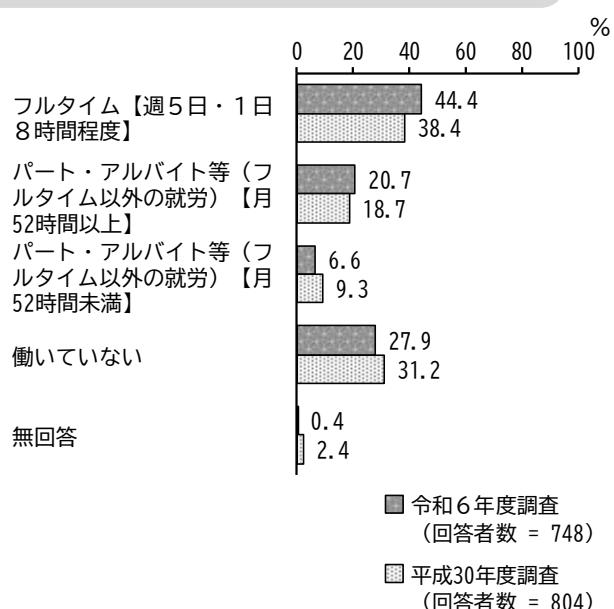
平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 母親の就労状況（単数回答）

「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が44.4%と最も高く、次いで「働いていない」の割合が27.9%、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）【月52時間以上】」の割合が20.7%となっています。

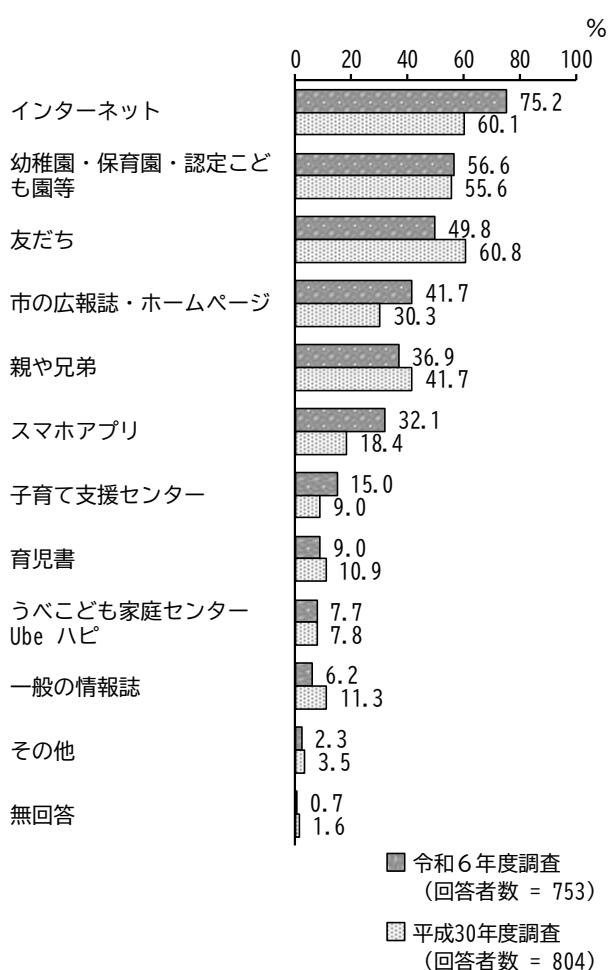
平成30年度調査と比較すると、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が増加しています。



④ 子育てに関する情報の入手先（複数回答）

「インターネット」の割合が75.2%と最も高く、次いで「幼稚園・保育園・認定こども園等」の割合が56.6%、「友だち」の割合が49.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「市の広報誌・ホームページ」「インターネット」「スマートアプリ」「子育て支援センター」の割合が増加しています。一方、「友だち」「一般の情報誌」の割合が減少しています。



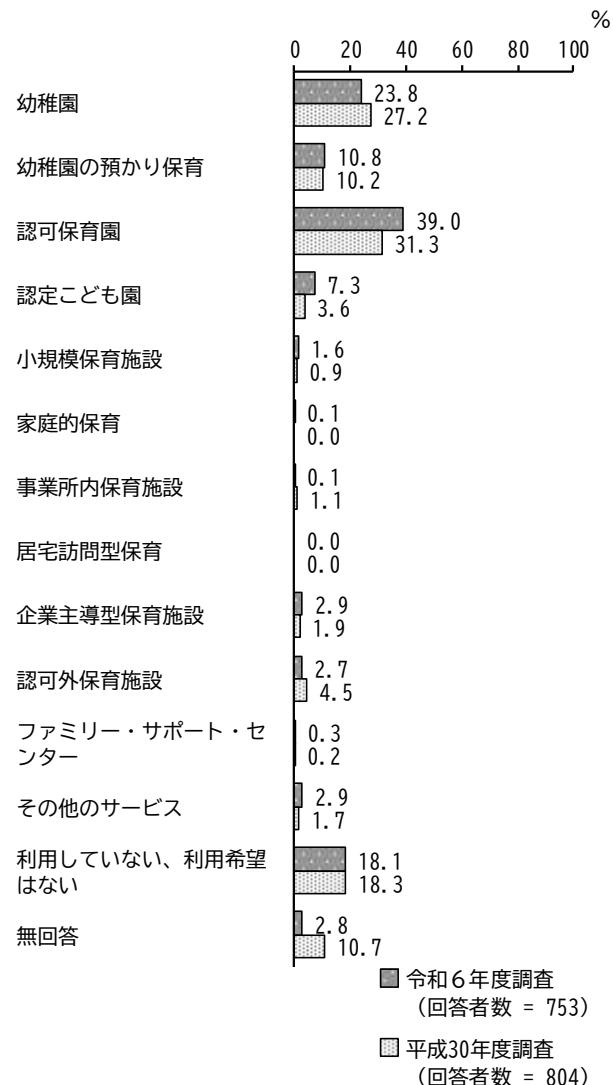
※ 前回調査では、「うべこども家庭センターUbe ハピ」の選択肢は「子育て世代包括支援センター（Ube ハピ）」となっていました。

⑤ 平日に利用しているサービスについて（複数回答）

・利用状況

「認可保育園」の割合が39.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が23.8%、「利用していない、利用希望はない」の割合が18.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認可保育園」の割合が増加しています。

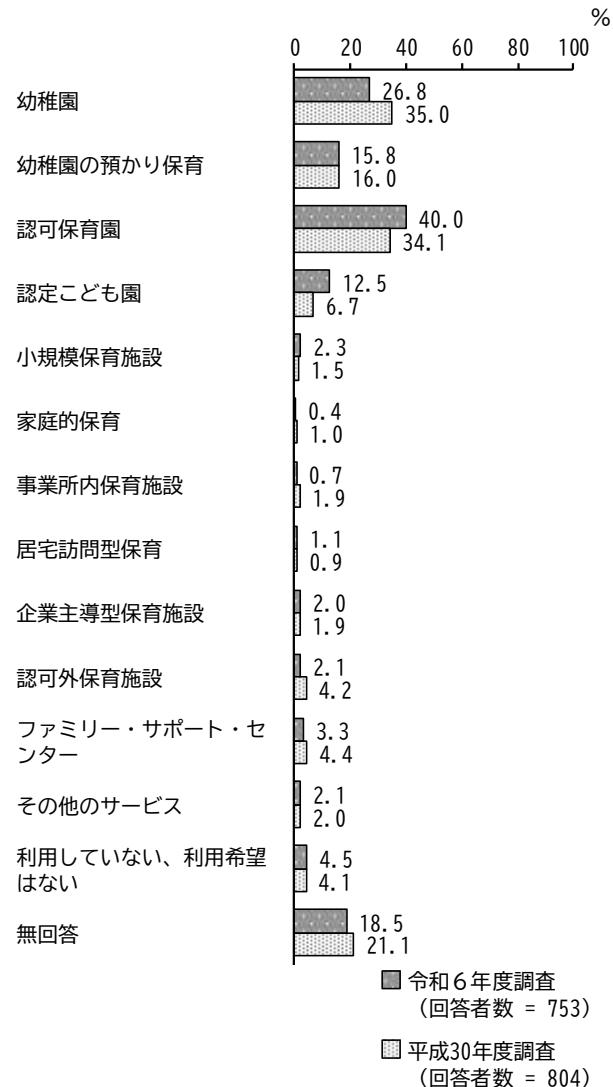


※ 前回調査では、「小規模保育施設」の選択肢は「地域型保育事業 小規模保育施設」、「家庭的保育」の選択肢は「地域型保育事業 家庭的保育」、「事業所内保育施設」の選択肢は「地域型保育事業 事業所内保育施設」、「居宅訪問型保育」の選択肢は「地域型保育事業 居宅訪問型保育」となっていました。

・利用希望（継続利用も含む）

「認可保育園」の割合が40.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が26.8%、「幼稚園の預かり保育」の割合が15.8%となっています。

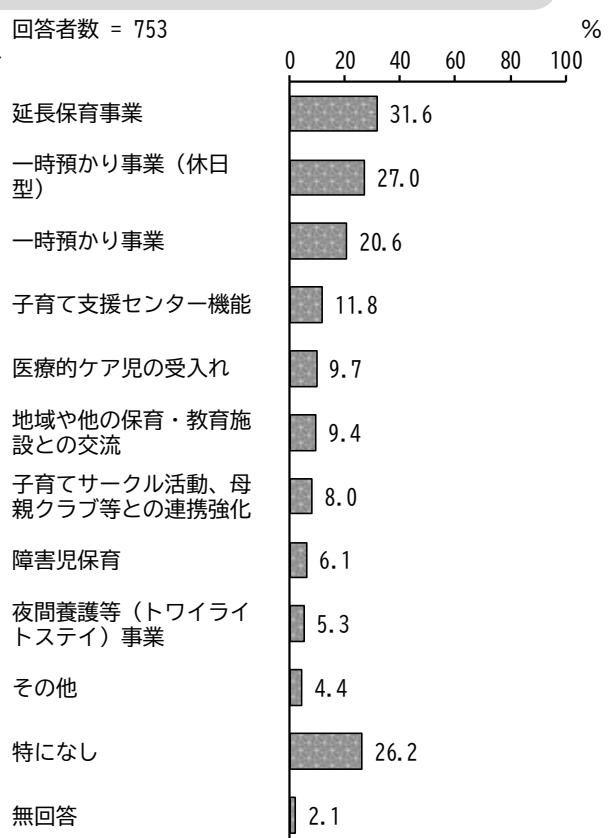
平成30年度調査と比較すると、「認可保育園」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。



※ 前回調査では、「小規模保育施設」の選択肢は「地域型保育事業 小規模保育施設」、「家庭的保育」の選択肢は「地域型保育事業 家庭的保育」、「事業所内保育施設」の選択肢は「地域型保育事業 事業所内保育施設」、「居宅訪問型保育」の選択肢は「地域型保育事業 居宅訪問型保育」とっていました。

⑥ 幼稚園や保育園などのサービスで、今後期待する取組（複数回答）

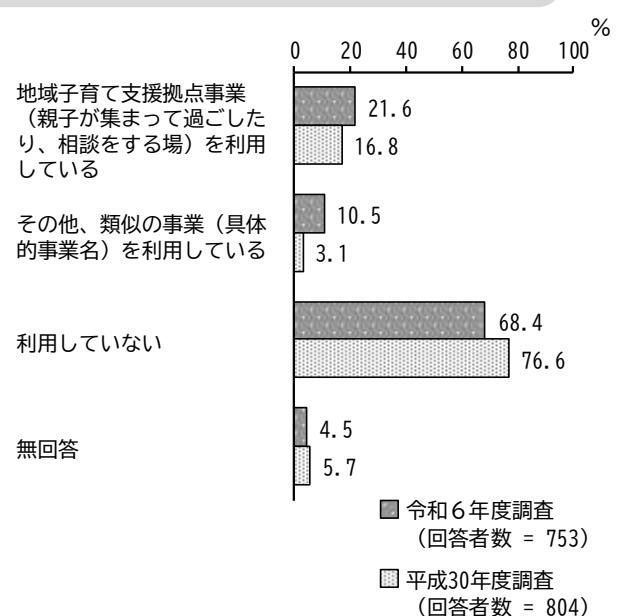
「延長保育事業」の割合が31.6%と最も高く、次いで「一時預かり事業（休日型）」の割合が27.0%、「特になし」の割合が26.2%となっています。



⑦ 地域子育て支援拠点事業などを利用状況（複数回答）

「利用していない」の割合が68.4%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）を利用している」の割合が21.6%、「その他、類似の事業（具体的事業名）を利用している」の割合が10.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「その他、類似の事業（具体的事業名）を利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。

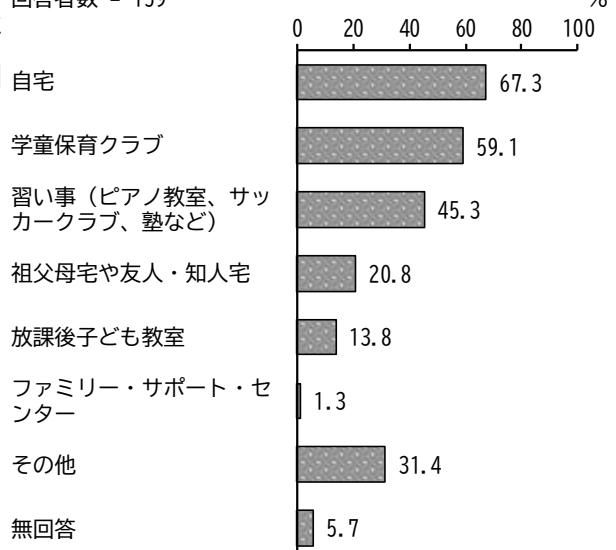


※ 前回調査では、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）を利用している」の選択肢は「地域子育て支援拠点事業を利用している」、「その他、類似の事業（具体的事業名）を利用している」の選択肢は「その他、類似の事業を利用している」となっていました。

⑧ 小学校就学後の放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 67.3%と最も高く、次いで「学童保育クラブ」の割合が 59.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、塾など）」の割合が 45.3%となっています。

回答者数 = 159

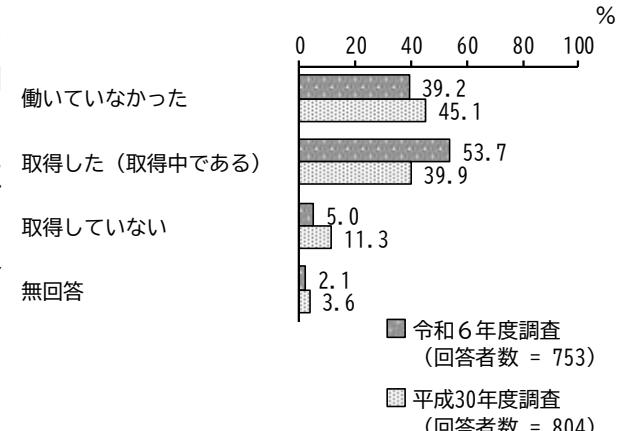


⑨ 育児休業を取得状況（単数回答）

・母親

「取得した（取得中である）」の割合が 53.7%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 39.2%となっています。

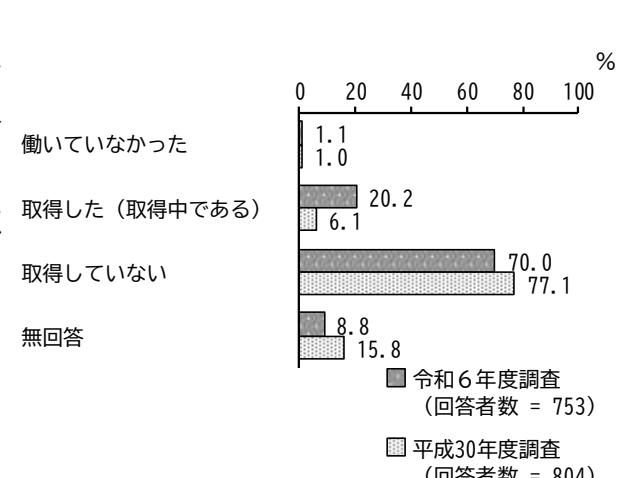
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」「取得していない」の割合が減少しています。



・父親

「取得していない」の割合が 70.0%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が 20.2%となっています。

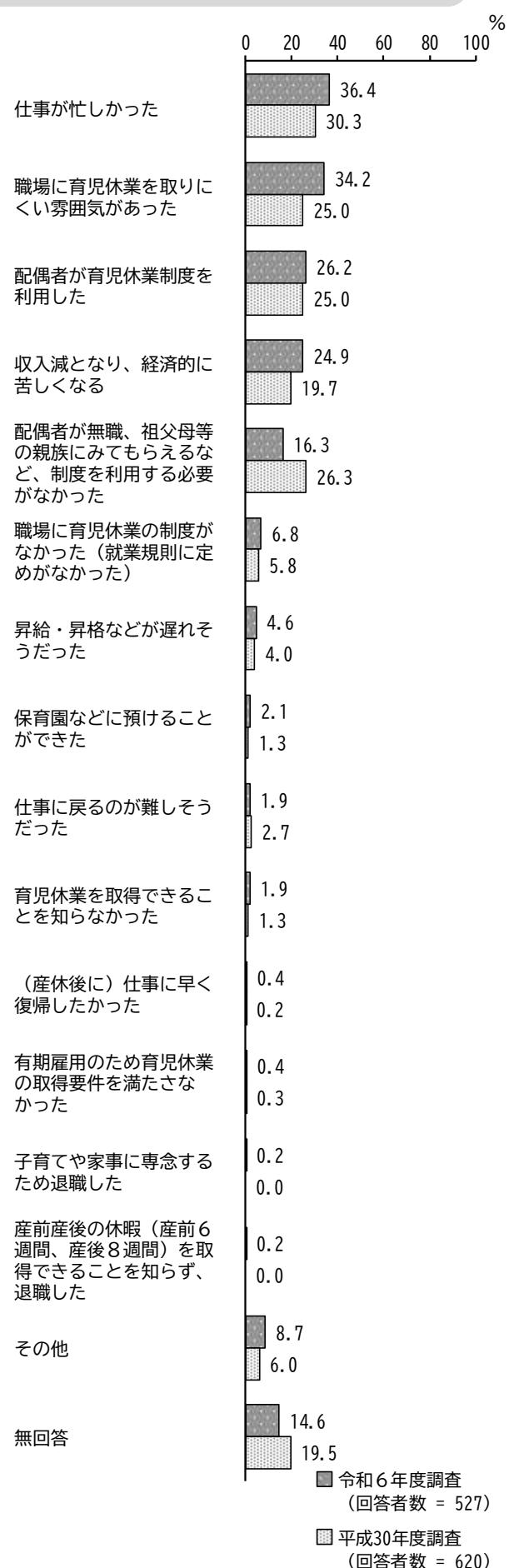
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



⑩ 父親が育児休業を取得していない理由（複数回答）

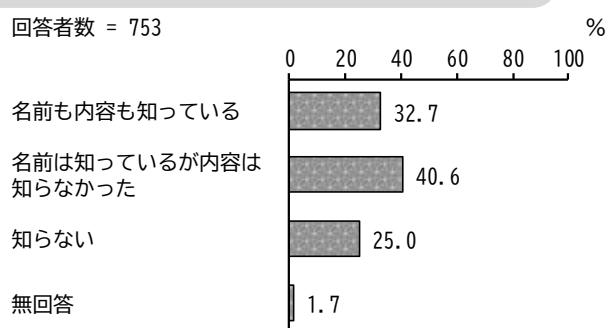
「仕事が忙しかった」の割合が 36.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が 34.2%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が 26.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。



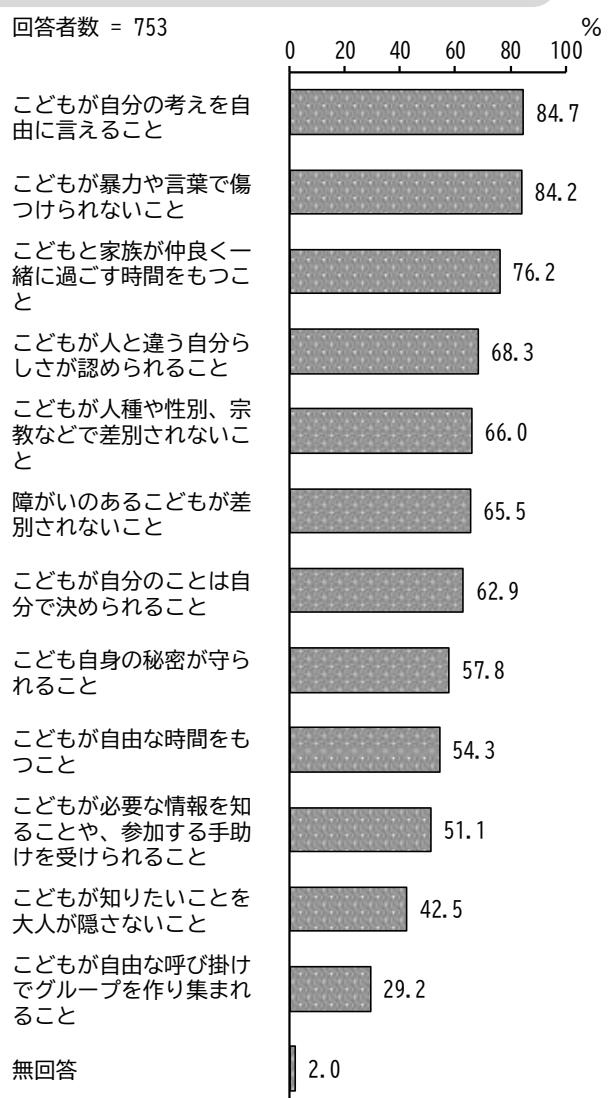
⑪ 子どもの権利の認知度（単数回答）

「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が40.6%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が32.7%、「知らない」の割合が25.0%となっています。



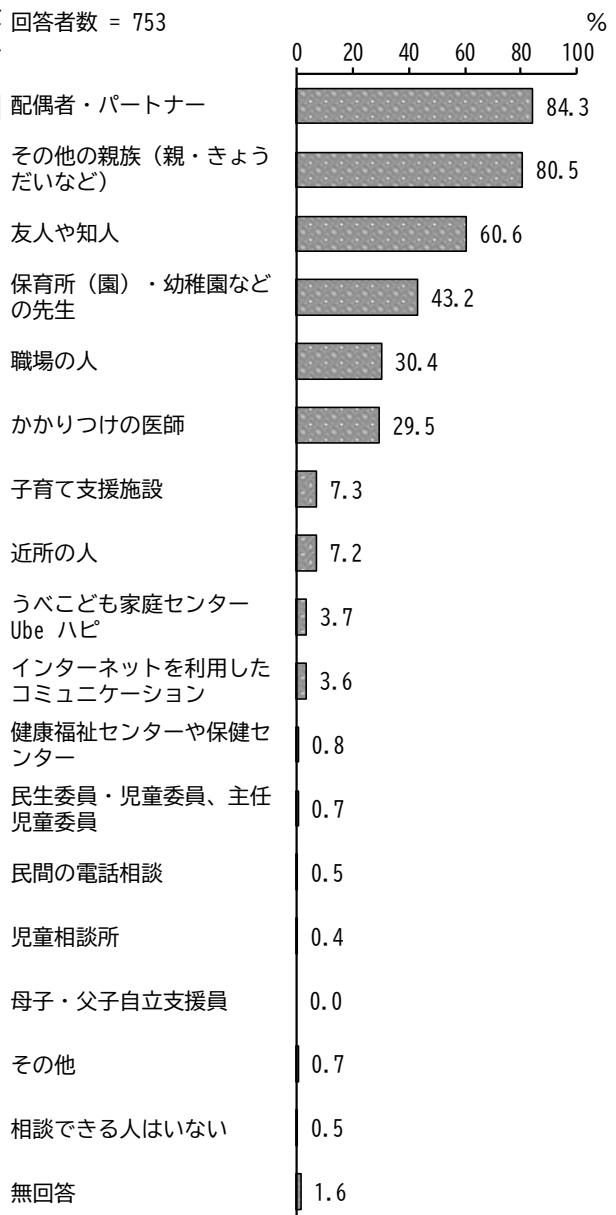
⑫ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

「子どもが自分の考えを自由に言えること」の割合が84.7%と最も高く、次いで「子どもが暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が84.2%、「子どもと家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が76.2%となっています。



⑬ 子育てについての相談先（複数回答）

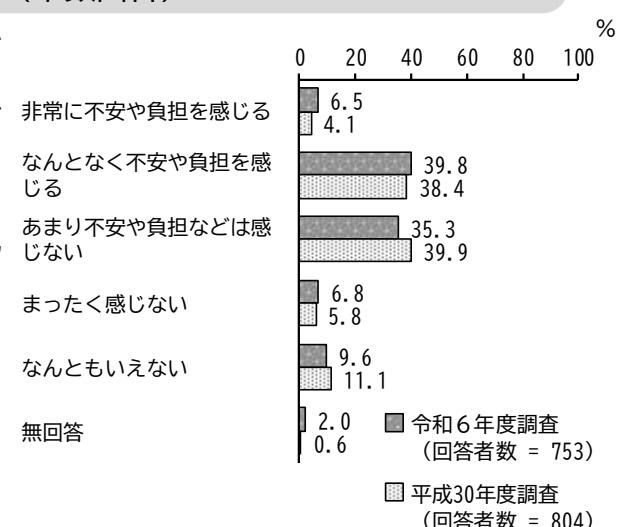
「配偶者・パートナー」の割合が 84.3%と最も高く、次いで「その他の親族（親・きょうだいなど）」の割合が 80.5%、「友人や知人」の割合が 60.6%となっています。



⑭ 子育てに関して不安や負担を感じるか（単数回答）

「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が 39.8%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」の割合が 35.3%となっています。

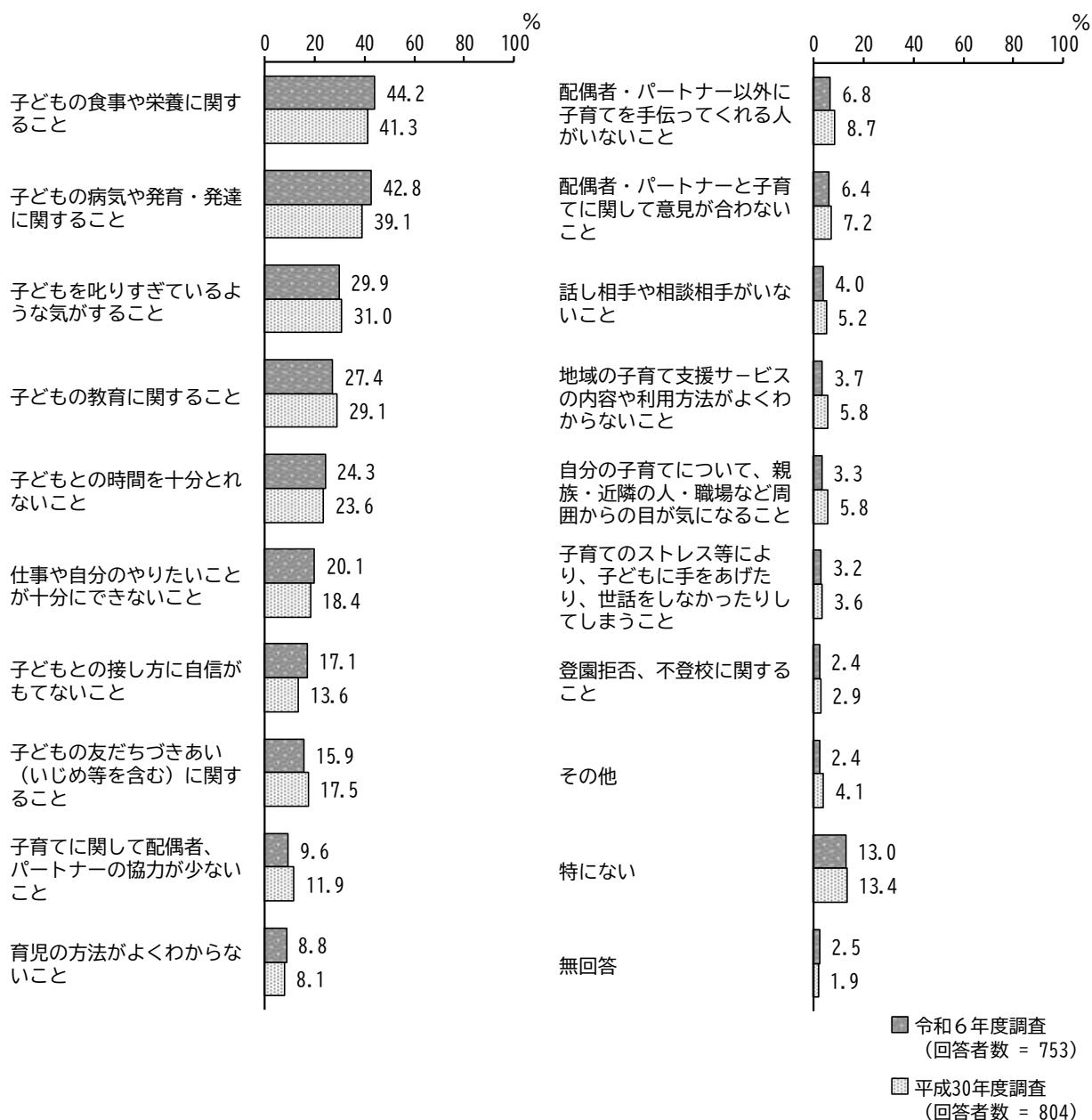
平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑯ 日常に悩んでいること、気になること（複数回答）

「子どもの食事や栄養に関するこ」の割合が44.2%と最も高く、次いで「子どもの病気や発育・発達に関するこ」の割合が42.8%、「子どもを叱りすぎているような気がすること」の割合が29.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

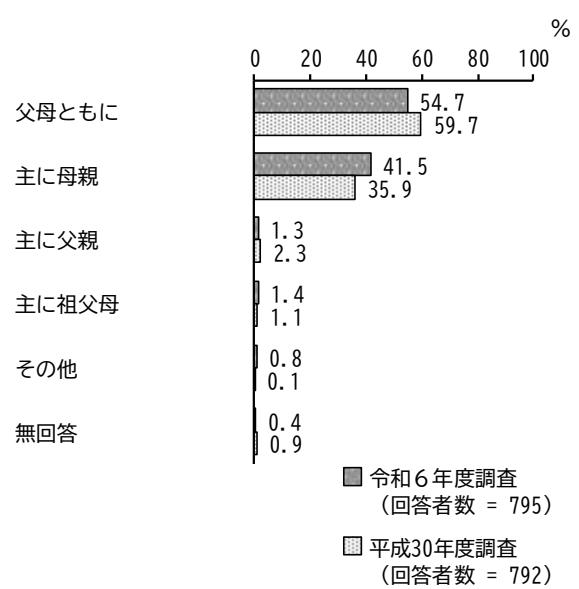


(3) 宇部市子育て支援に関するアンケート調査結果 (小学生保護者)

① 子育てを主に行っている人（単数回答）

「父母ともに」の割合が 54.7%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が 41.5%となっています。

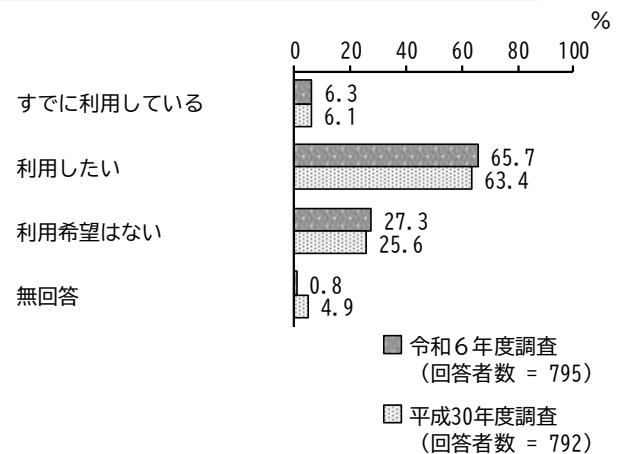
平成 30 年度調査と比較すると、「主に母親」の割合が増加しています。



② 放課後こども教室の利用意向（単数回答）

「利用したい」の割合が 65.7%と最も高く、次いで「利用希望はない」の割合が 27.3%となっています。

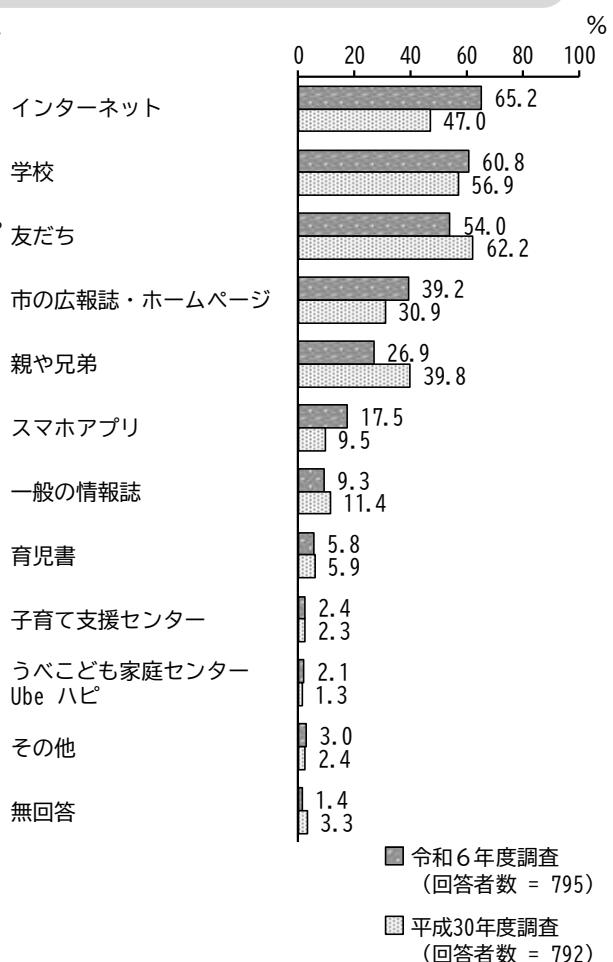
平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 子育てに関する情報の入手先（複数回答）

「インターネット」の割合が 65.2%と最も高く、次いで「学校」の割合が 60.8%、「友だち」の割合が 54.0%となっています。

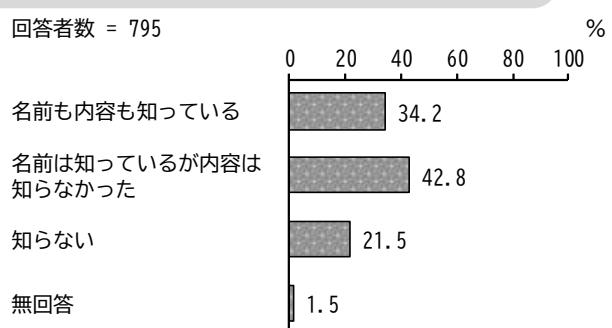
平成30年度調査と比較すると、「市の広報誌・ホームページ」「インターネット」「スマートフォンアプリ」「友だち」の割合が増加しています。一方、「親や兄弟」「市の広報誌・ホームページ」「友だち」の割合が減少しています。



※ 前回調査では、「うべこども家庭センター Ube Happy」の選択肢は「子育て世代包括支援センター (Ube Happy)」、「学校」の選択肢は「幼稚園・保育園・認定こども園等」となっていました。

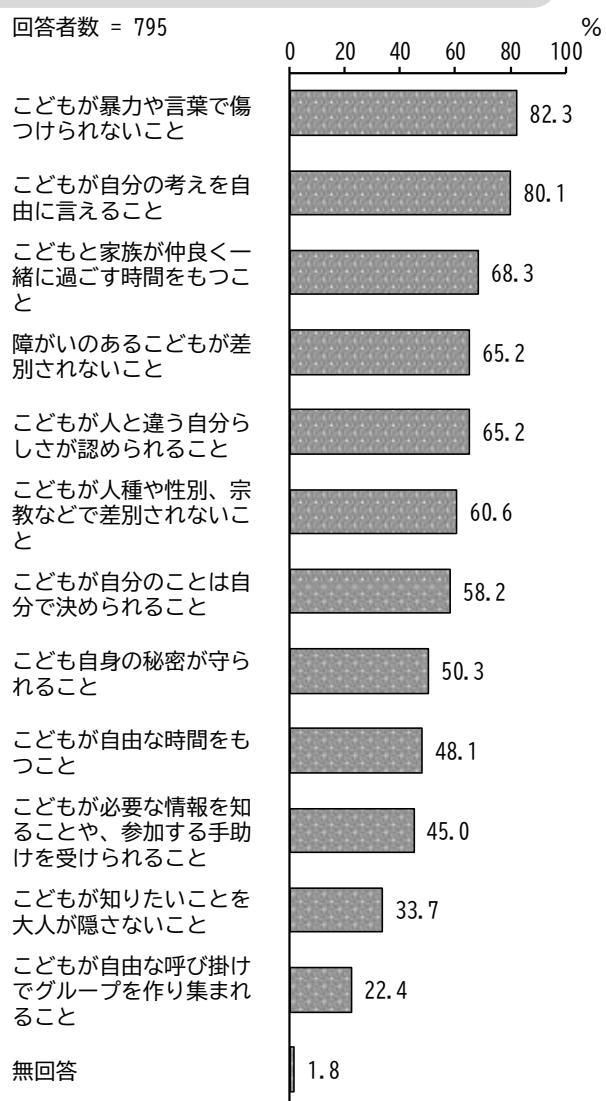
④ 子どもの権利の認知度（単数回答）

「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が 42.8%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が 34.2%、「知らない」の割合が 21.5%となっています。



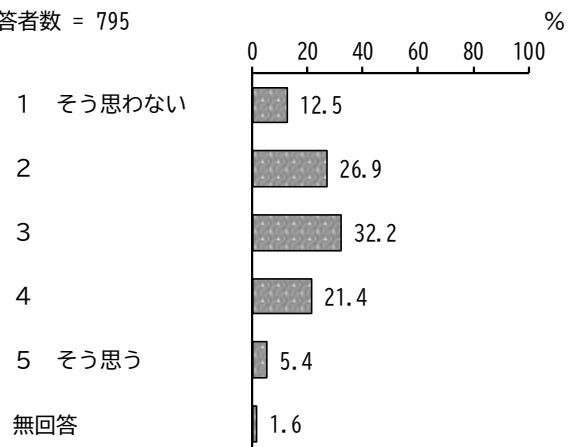
⑤ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

「子どもが暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が82.3%と最も高く、次いで「子どもが自分の考えを自由に言えること」の割合が80.1%、「子どもと家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が68.3%となっています。



⑥ 周りには、子どもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思うか（単数回答）

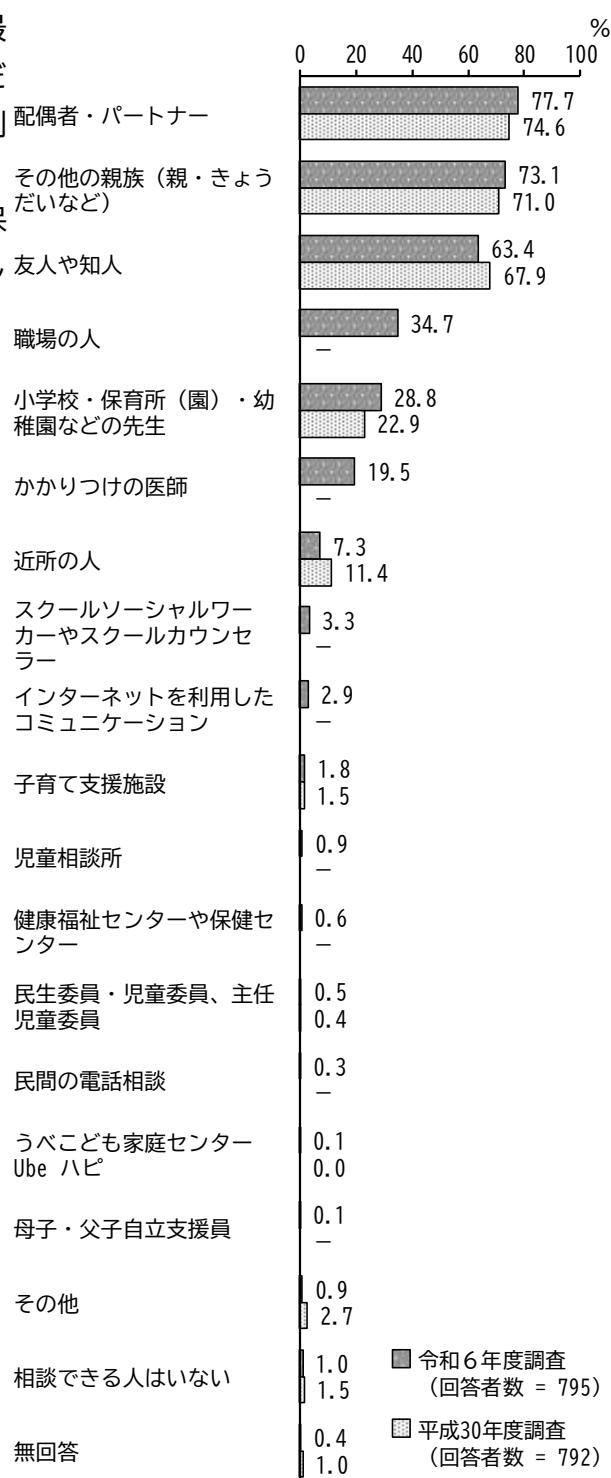
「3」の割合が32.2%と最も高く、次いで「2」の割合が26.9%、「4」の割合が21.4%となっています。



⑦ 子育てについての相談先（複数回答）

「配偶者・パートナー」の割合が77.7%と最も高く、次いで「その他の親族（親・きょうだいなど）」の割合が73.1%、「友人や知人」の割合が63.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「小学校・保育所（園）・幼稚園などの先生」の割合が増加しています。

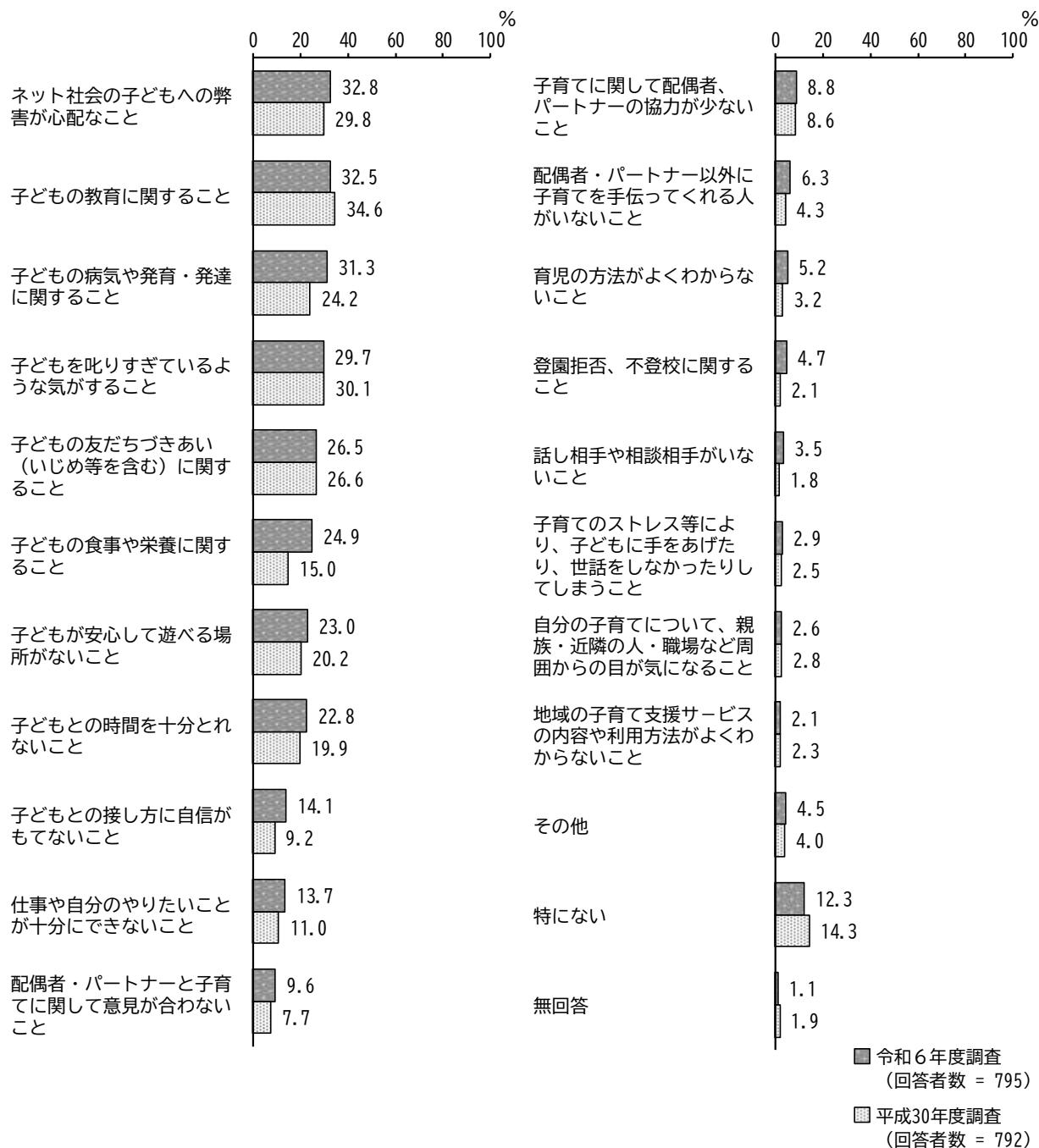


- ※ 前回調査では、「その他の親族（親・きょうだいなど）」の選択肢は「祖父母等の親族」、「民生委員・児童委員、主任児童委員」の選択肢は「民生委員・児童委員」、「小学校・保育所（園）・幼稚園などの先生」の選択肢は「学校の教諭」、「うべこども家庭センター Ube Happy」の選択肢は「子育て世代包括支援センター Ube Happy」とっていました。
- ※ 前回調査では、「職場の人」、「かかりつけの医師」、「スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー」、「母子・父子自立支援員」、「児童相談所」、「健康福祉センター」、「民間の電話相談」、「インターネットを利用したコミュニケーション」の選択肢はありませんでした。

⑧ 子育てに関して日常的に悩んでいること、気になること（複数回答）

「ネット社会の子どもへの弊害が心配なこと」の割合が32.8%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」の割合が32.5%、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が31.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの食事や栄養に関するここと」の割合が増加しています。



(4) 宇部市子どもの生活実態アンケート調査概要

① 調査の目的

令和6年度、策定することも計画に反映させるため、今後のことども施策の充実や改善につなげていくための調査を実施しました。

② 調査対象

市内の公立小・中学校に通う小学5年生、中学2年生及びその保護者

③ 調査期間

令和6年7月10日～令和6年7月28日

④ 調査方法

各学校を通じて配布（WE B回答）

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生	1,315通	439通	33.4%
中学生	1,253通	406通	32.4%
保護者	2,568通	839通	32.7%

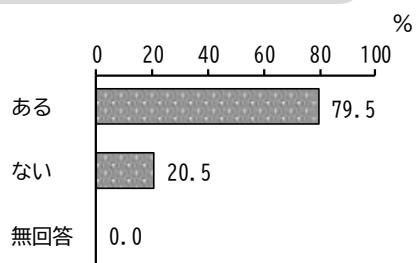
⑥ 調査結果の表示方法

- 回答は各設問の回答者数（N）を基準とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(5) 宇部市子どもの生活実態アンケート調査結果（小学生）

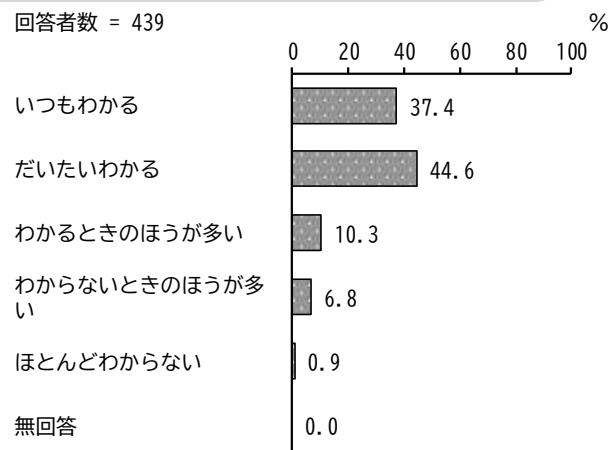
① 将来の夢やつきたい職業の有無（単数回答）

「ある」の割合が 79.5%、「ない」の割合が 20.5%となっています。
回答者数 = 439



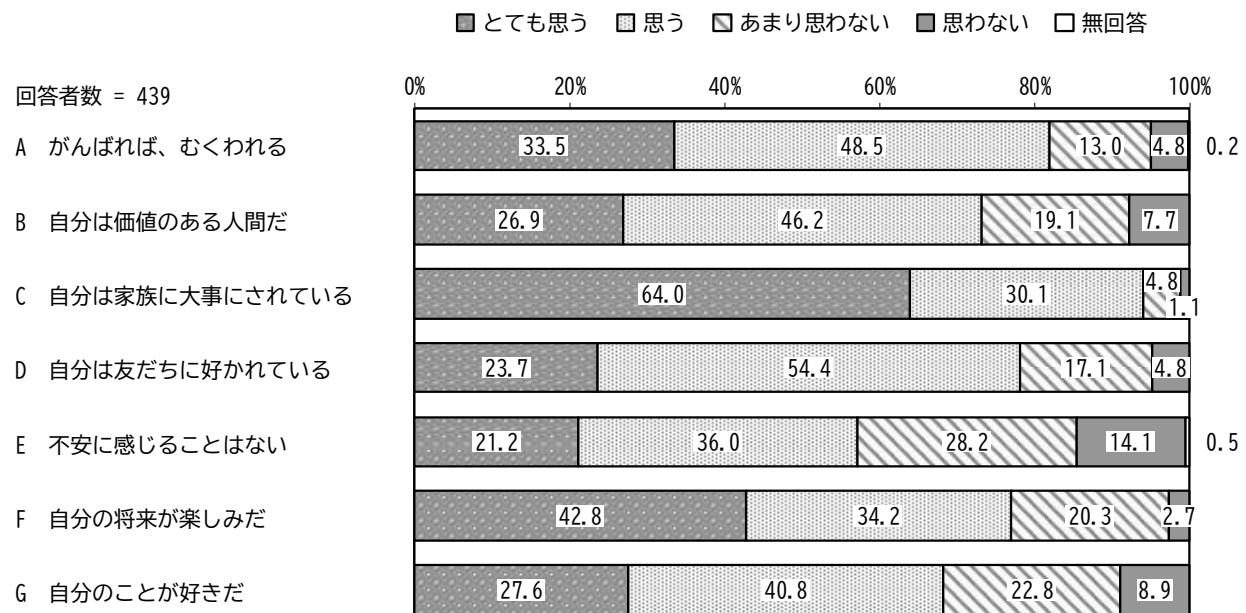
② 学校の授業の理解度（単数回答）

「だいたいわかる」の割合が 44.6%と最も高く、次いで「いつもわかる」の割合が 37.4%、「わかるときのほうが多い」の割合が 10.3%となっています。



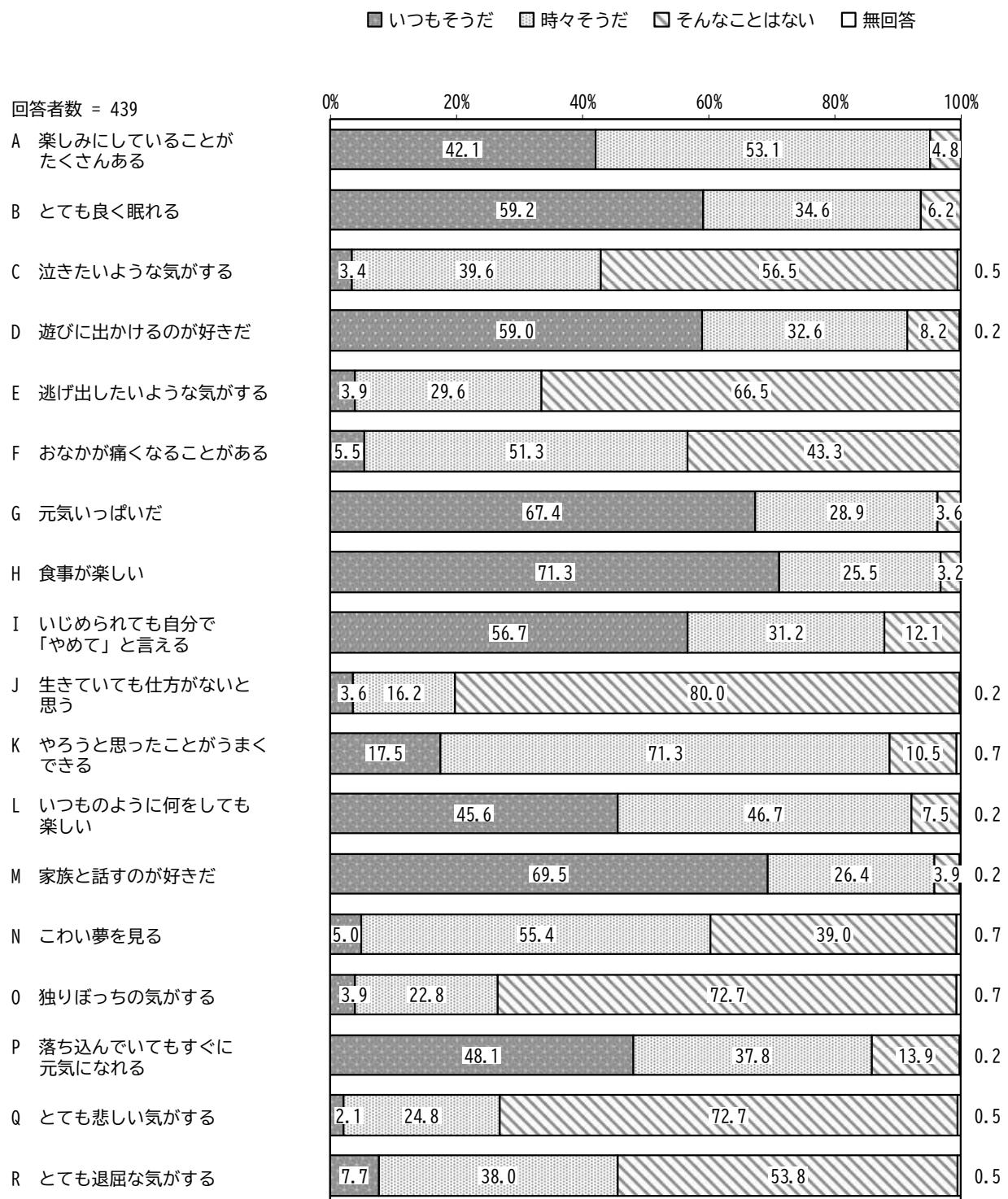
③ あなたの思いや気持ちについて（単数回答）

『C 自分は家族に大事にされている』で「とても思う」の割合が高くなっています。一方、『E 不安に感じることはない』で「思わない」の割合が高くなっています。



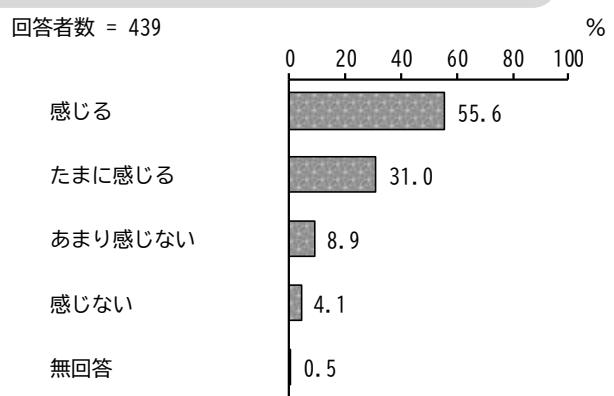
④ この1週間はどんな1週間だったか（単数回答）

『H 食事が楽しい』『M 家族と話すのが好きだ』で「いつもそうだ」の割合が高くなっています。一方、『J 生きていても仕方がないと思う』で「そんなことはない」の割合が高くなっています。



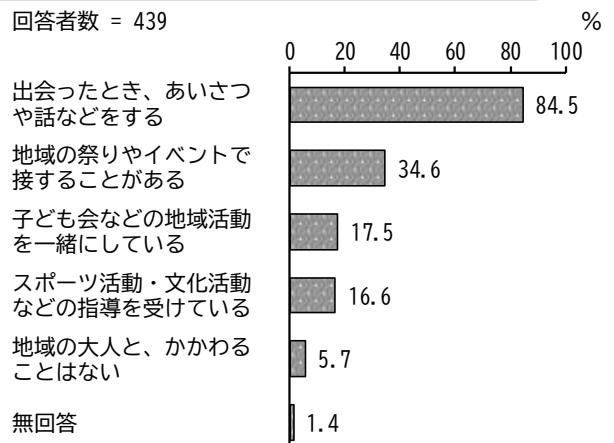
⑤ 地域の大人が、あなたを見守ってくれていると感じるか（単数回答）

「感じる」の割合が 55.6% と最も高く、次いで「たまに感じる」の割合が 31.0% となっています。



⑥ 地域の大人に対する接し方（複数回答）

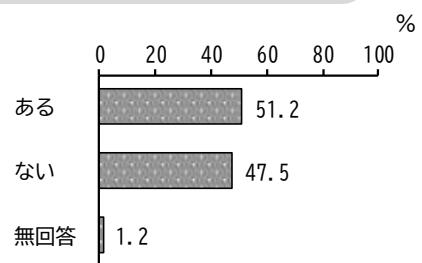
「出会ったとき、あいさつや話などをする」の割合が 84.5% と最も高く、次いで「地域の祭りやイベントで接することがある」の割合が 34.6%、「こども会などの地域活動を一緒にしている」の割合が 17.5% となっています。



(6) 宇部市子どもの生活実態アンケート調査結果（中学生）

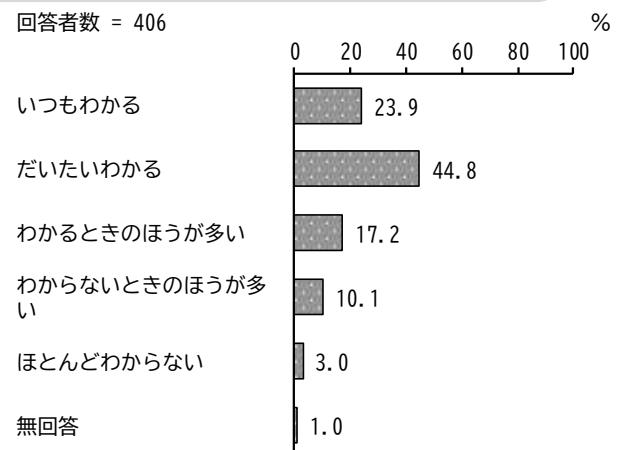
① 将来の夢やつきたい職業の有無（単数回答）

「ある」の割合が 51.2%、「ない」の割合が 47.5%となっています。



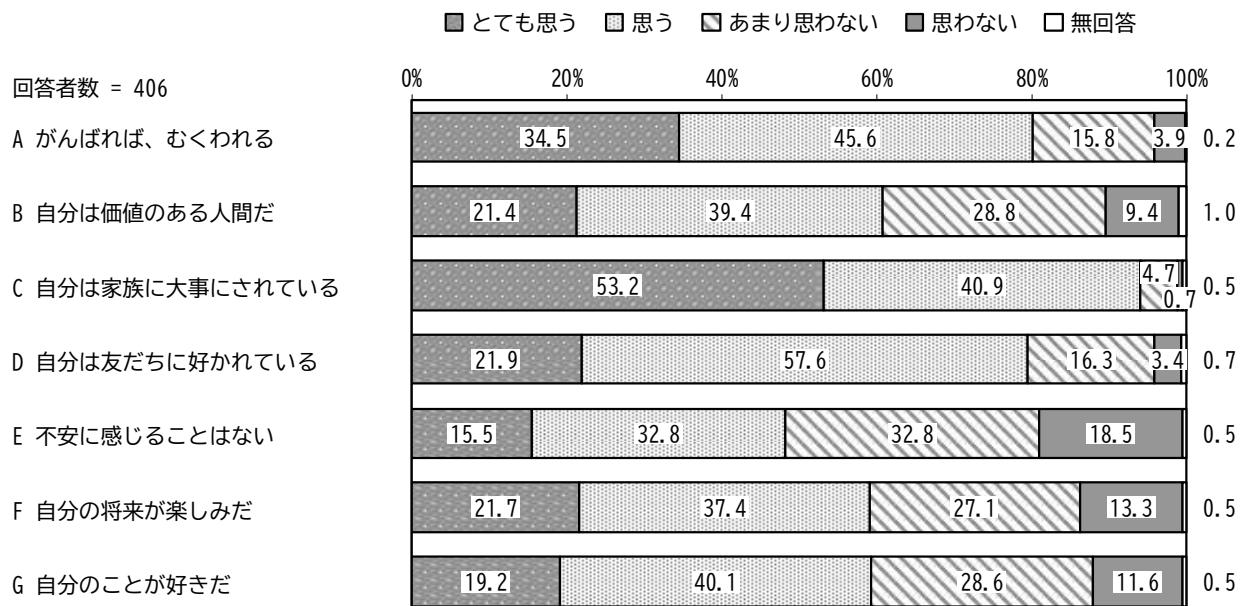
② 学校の授業の理解度（単数回答）

「だいたいわかる」の割合が 44.8%と最も高く、次いで「いつもわかる」の割合が 23.9%、「わかるときのほうが多い」の割合が 17.2%となっています。



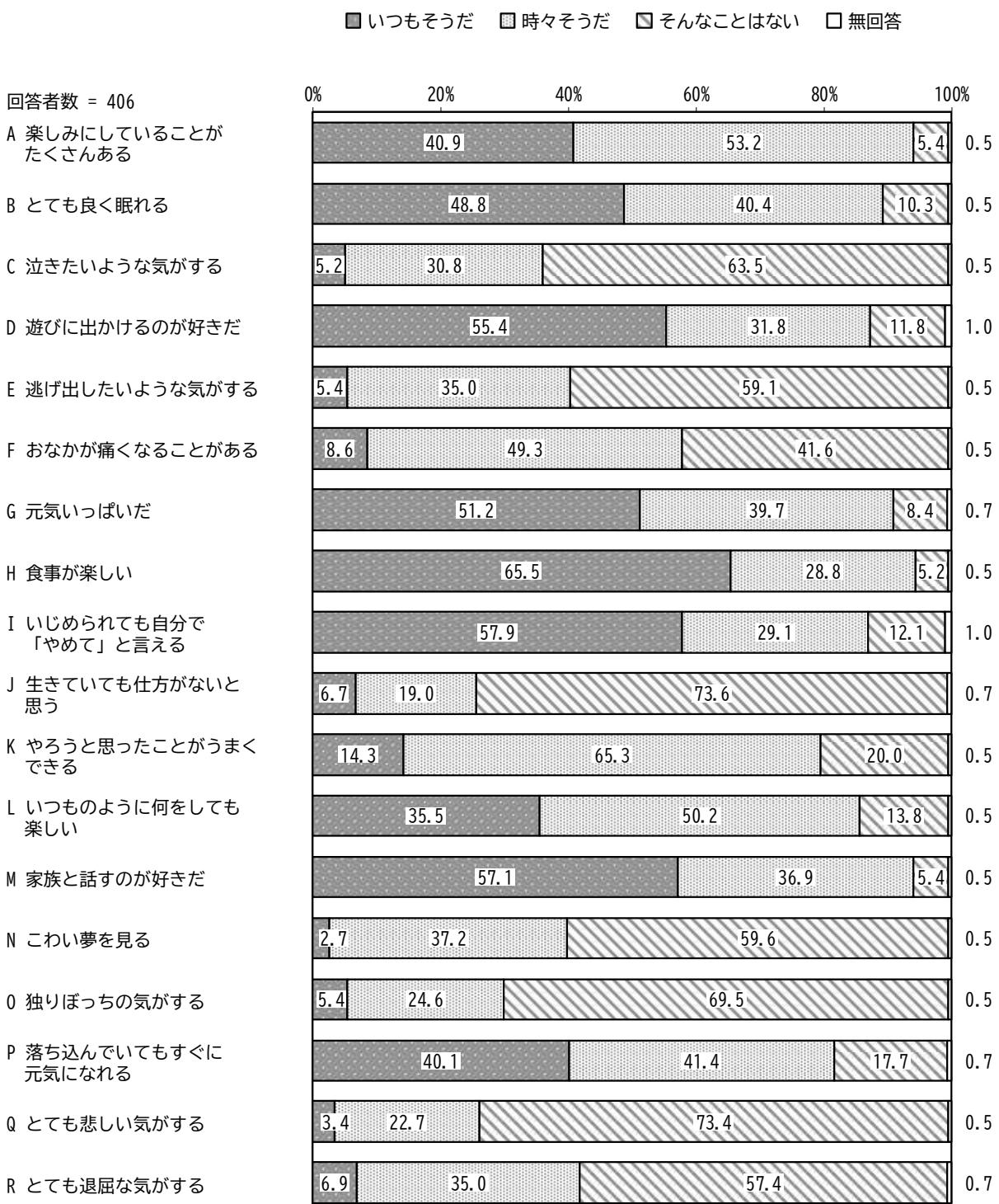
③ あなたの思いや気持ちについて（単数回答）

『C 自分は家族に大事にされている』で「とても思う」の割合が高くなっています。一方、『E 不安に感じることはなし』で「思わない」の割合が高くなっています。



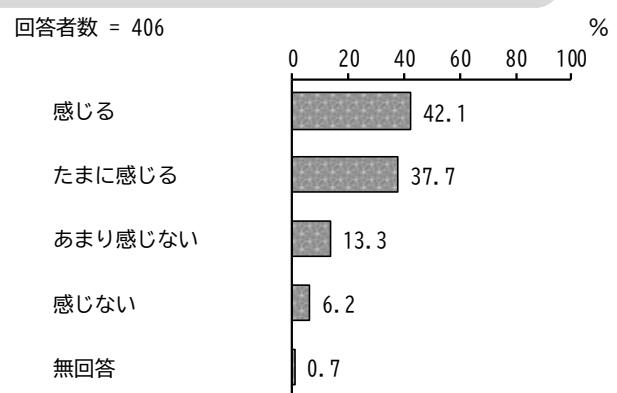
④ この1週間はどんな1週間だったか（単数回答）

『H 食事が楽しい』で「いつもそうだ」の割合が高くなっています。一方、『J 生きていても仕方がないと思う』『Q とても悲しい気がする』で「そんなことはない」の割合が高くなっています。



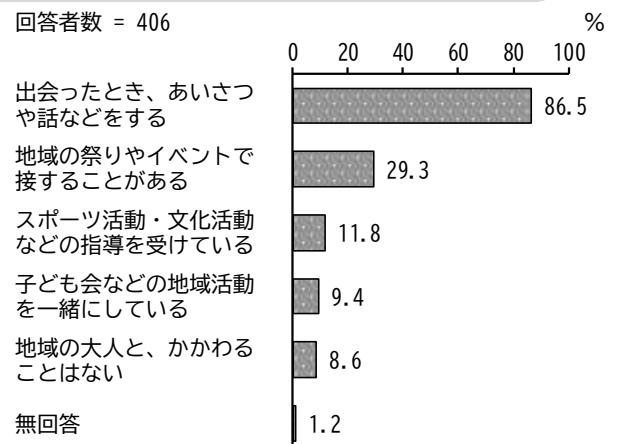
⑤ 地域の大人が、あなたを見守ってくれていると感じるか（単数回答）

「感じる」の割合が42.1%と最も高く、次いで「たまに感じる」の割合が37.7%、「あまり感じない」の割合が13.3%となっています。



⑥ 地域の大人に対する接し方（複数回答）

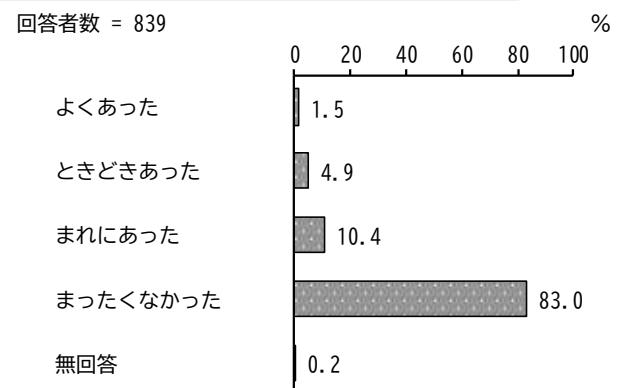
「出会ったとき、あいさつや話などをする」の割合が86.5%と最も高く、次いで「地域の祭りやイベントで接することがある」の割合が29.3%、「スポーツ活動・文化活動などの指導を受けている」の割合が11.8%となっています。



(7) 宇都市子どもの生活実態アンケート調査結果（保護者）

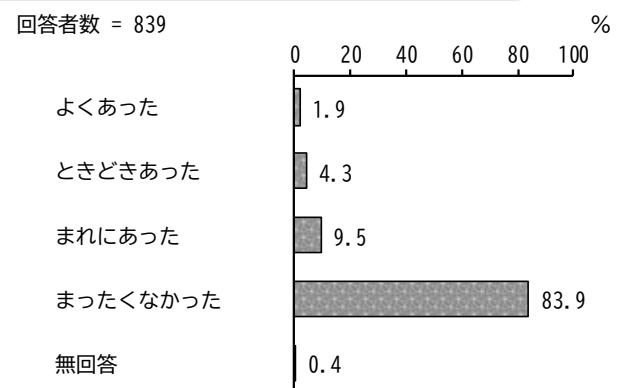
- ① 過去1年の中に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料・日用品を買えないことがあったか（単数回答）

「まったくなかった」の割合が83.0%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が10.4%となっています。



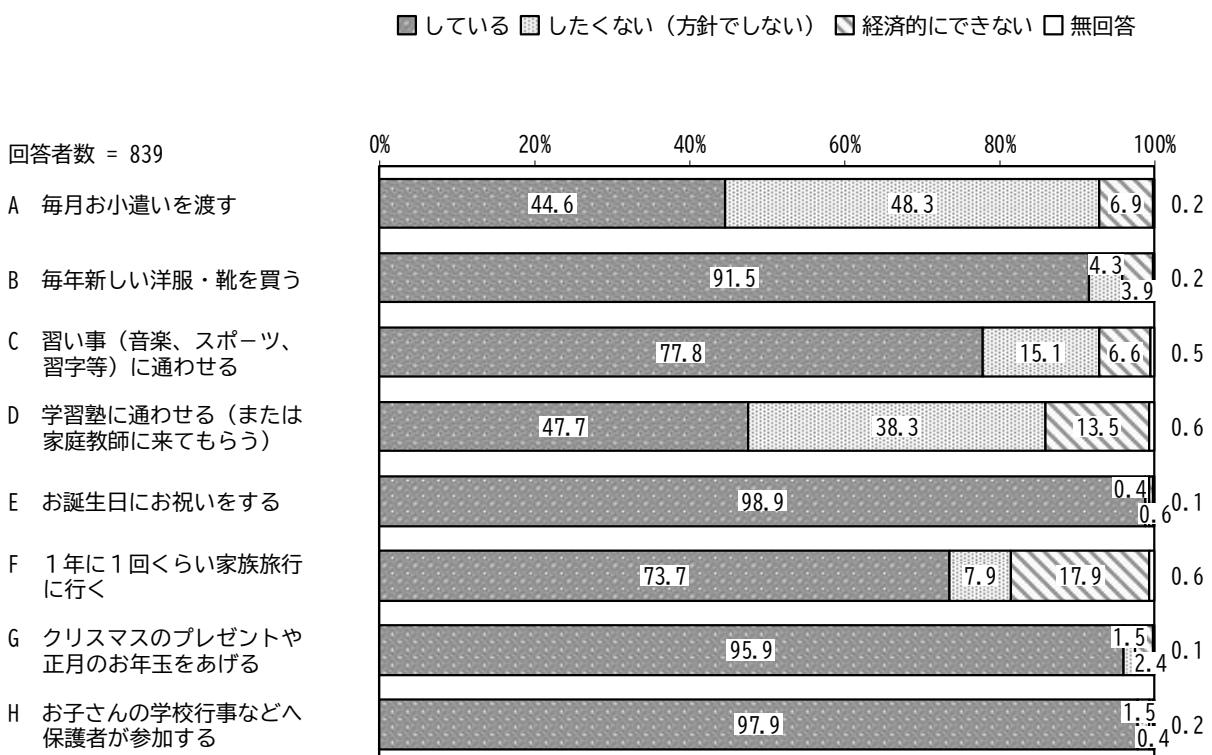
- ② 過去1年の中に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類が買えないことがあったか（単数回答）

「まったくなかった」の割合が83.9%と最も高くなっています。



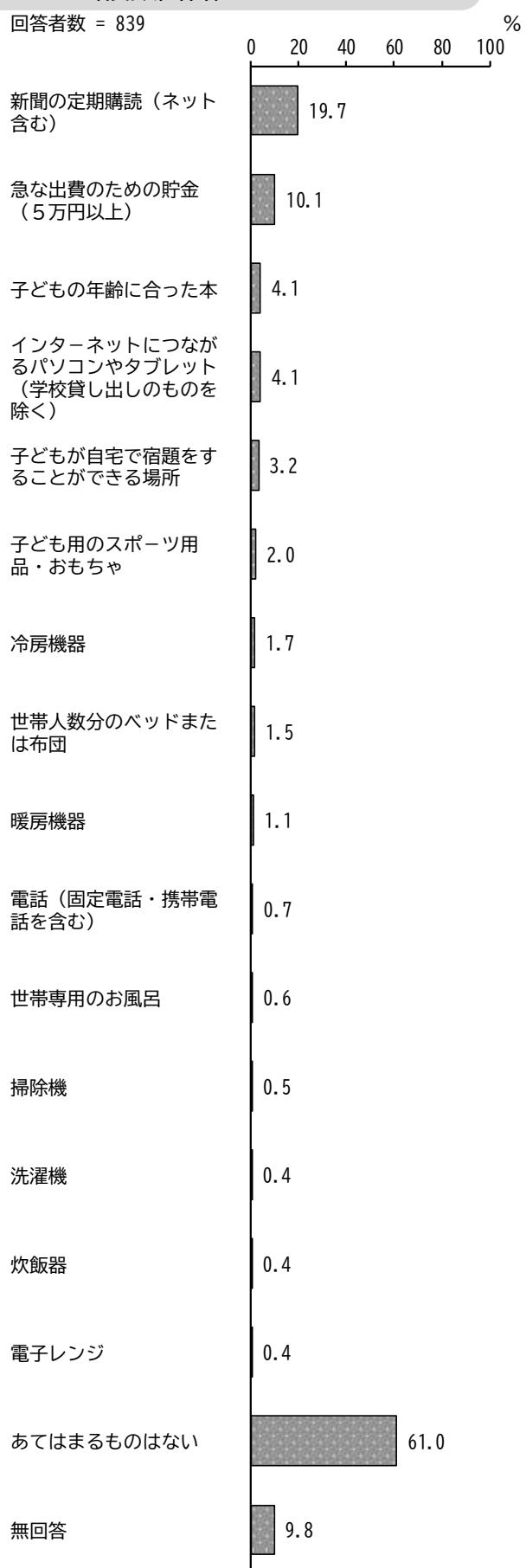
③ 子どものためにしていること（単数回答）

『E お誕生日にお祝いをする』で「している」の割合が高くなっています。一方、『F 1年に1回くらい家族旅行に行く』で「経済的にできない」の割合が高くなっています。



④ 経済的理由のためにあなたの世帯にないもの（複数回答）

「あてはまるものはない」の割合が 61.0% と最も高く、次いで「新聞の定期購読（ネット含む）」の割合が 19.7%、「急な出費のための貯金（5万円以上）」の割合が 10.1% となっています。



(8) こども・若者についてのアンケート調査概要

① 調査の目的

これから宇部市こども・若者についての施策を決めるための資料を作成するための基礎資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

宇部市在住の15歳～39歳を無作為抽出

③ 調査期間

令和6年7月26日～令和6年8月16日

④ 調査方法

調査対象者宛に郵便で送付（郵送による回収又はWEB回答）

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500通	408通	27.2%

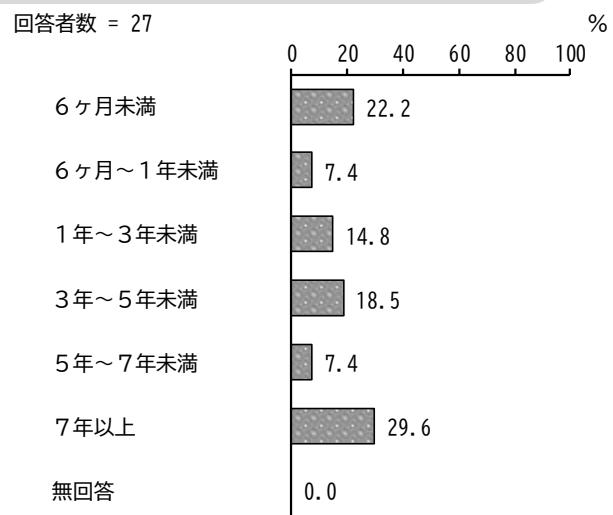
⑥ 調査結果の表示方法

- 回答は各設問の回答者数（N）を基準とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(9) こども・若者についてのアンケート調査結果

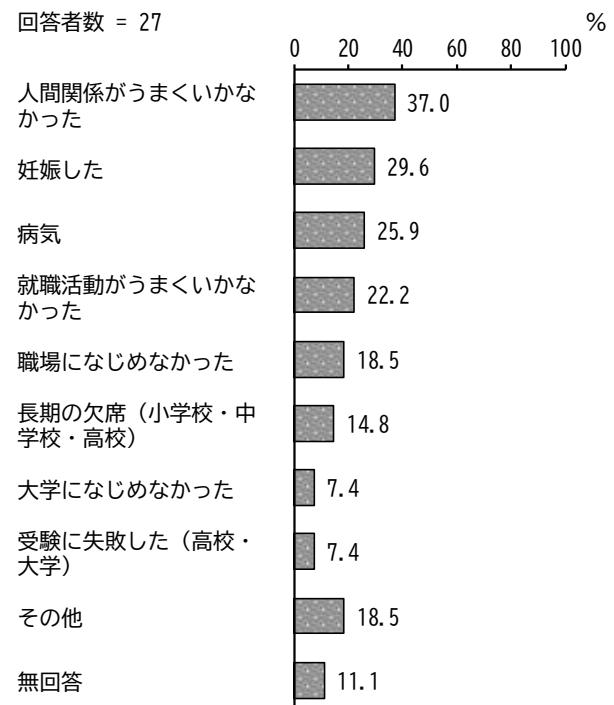
① 外出しない状態となっている期間（単数回答）

「7年以上」の割合が29.6%と最も高く、次いで「6ヶ月未満」の割合が22.2%、「3年～5年未満」の割合が18.5%となっています。



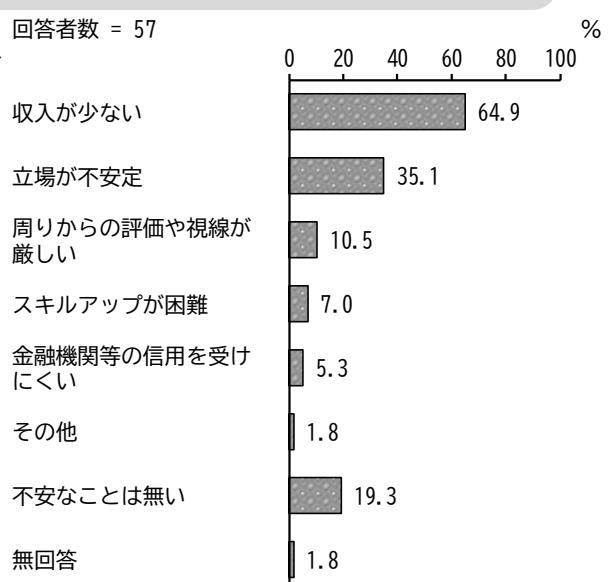
② 外出しない状態となったきっかけ（複数回答）

「人間関係がうまくいかなかった」の割合が37.0%と最も高く、次いで「妊娠した」の割合が29.6%、「病気」の割合が25.9%となっています。



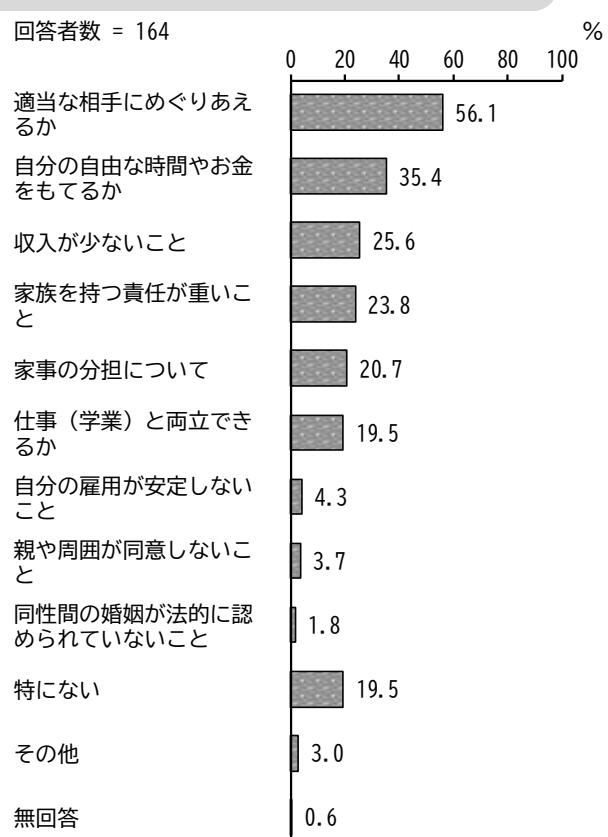
③ 現在の雇用形態について不安なこと（複数回答）

「収入が少ない」の割合が 64.9%と最も高く、次いで「立場が不安定」の割合が 35.1%、「不安なことは無い」の割合が 19.3%となっています。



④ 結婚について抱いている不安（複数回答）

「適当な相手にめぐりあえるか」の割合が 56.1%と最も高く、次いで「自分の自由な時間やお金をもてるか」の割合が 35.4%、「収入が少ないと」の割合が 25.6%となっています。



⑤ 将来に関することで不安に思っていること（複数回答）

「経済的なこと」の割合が 60.0%と最も高く、
次いで「健康のこと」の割合が 31.1%、「就職
のこと」の割合が 28.2%となっています。

回答者数 = 408

経済的なこと

健康のこと

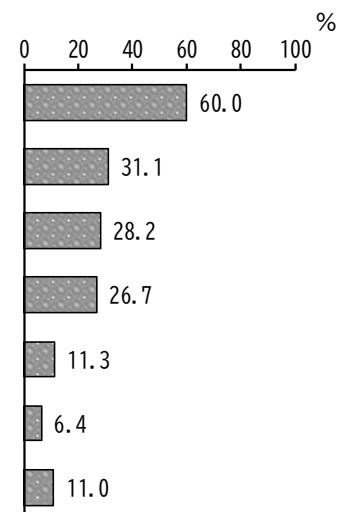
就職のこと

結婚のこと

進学のこと

その他

無回答



(10) 宇部市こども・若者意見聴取の結果

① 意見聴取の目的

こどもがふだんの生活で感じていることや疑問に感じていること、大人に言いたいことなどについて、ライフステージ別にあらゆる年代から意見を集めました。

意見聴取については、意見を積極的にたえられる子、促されるとつたえられる子、つたえることに消極的な子、つたえることが困難な子など、さまざまな当事者から意見が聴けるよう、日ごろから当事者にかかわっている関係団体や支援機関や地域で活動する団体や大学生などの協力も得ながら、ワークショップやWEBページの活用、意見交換など、工夫を凝らして実施しました。

② ヒアリング対象

ライフステージ	調査対象	実施概要	具体的方法
未就園児	本人・保護者	神原保育園、子育て支援センターにおいてヒアリング調査を実施	「どんなときが楽しい、うれしいか」を聞き取る
園児	本人	神原保育園、たちはな幼稚園においてヒアリング調査を実施	「どんなときが楽しい、うれしいか」を聞き取る
小学生	本人	上宇部小学校、原小学校においてヒアリング調査を実施	「どんなときが楽しい、うれしいか」を聞き取る
中学生	本人	若者ふりースペースでワークショップを実施	こども計画策定における【キャッチフレーズ】提案ワークショップを実施
高校生	本人	山口大学医学部保健学科の学生を対象にワークショップを実施	「宇部市のこども計画に必要な施策について」をテーマとしてワークショップを実施
大学生	本人	こども施策に関する団体に対してWEBアンケート方式で調査を実施	こども施策に関するアンケート調査を実施
団体	団体代表		

③ 調査対象ごとの結果【主な意見】

○未就園児

カテゴリ	主な意見
親子の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ママやパパと一緒にいるとき ・家族で食事をすること ・親と触れ合うとき ・いないいないばあー ・おうちでみんなでごはんをたべるのがだいすきです
外での遊びや活動	<ul style="list-style-type: none"> ・外で遊ぶこと ・他のこどもと一緒に遊ぶこと ・ブランコやすべり台などの運動 ・自然センターや公園など、屋外の遊び場 ・おままごとをするのがだいすきです
興味	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本 ・ブロック遊び ・アミでザリガニを捕る ・博物館 ・自然センター ・こうさくが好き
幼稚園や保育園での活動の楽しみ	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育園での活動 ・新しい友達と遊ぶこと ・おいかげっこ ・違う年代でふれあう

○就園児

カテゴリ	主な意見
好きなもの・活動	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスクリーム ・グミ ・うさぎ、ねこ、にじ ・にやお ・仮面ライダー ・ポケモン ・マイクラとロブロックスとピクミン ・おさかな ・いえのちかくの好きなもの ・ハンバーガー ・ママとうさぎ ・カービー ・だいだいとピンク ・ゲーム（マリオ、ピクミン） ・ウルトラマン ・おさかながたくさんいるうみ
好きな遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム（マリオ、ピクミン、ポケモン） ・お絵かき ・こうさく ・ウルトラマンごっこ ・サッカー ・とびばこ ・おままごと ・つり ・だんす ・プールあそび ・なわとび ・てつぼう ・おかいもの
好きな場所	<ul style="list-style-type: none"> ・おんせん ・もぐってるとき ・とおいところ ・うみ（さかなやさめ） ・レゴランド
大好きなこと	<ul style="list-style-type: none"> ・おともだちとおとうとと遊ぶ ・おうちでみんなでごはんを食べる ・ようちえんでお絵かきする ・らいきとおままごとをする ・ポケモンを観たり、ポケモンの絵を描く ・よさこい ・クリスマス
楽しかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・プールが楽しかった ・こうえんが楽しかった ・ダンスが楽しかった ・レゴランドが楽しかった

○小学生

カテゴリ	主な意見
あなたはどんなことが好きですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・本を読む（歴史、マンガなど） ・絵を描く、ぬりえ ・スポーツ（サッカー、ドッヂビー、バスケ、ドッヂボール、プールで泳ぐ） ・友だちと遊ぶ（鬼ごっこ、かくれんぼ、外遊び、バトミントン、ブランコ） ・ゲーム（マインクラフト、テレビゲーム、マンカラ、将棋、チェス） ・ダンス、なわとび ・工作、おりがみ ・お菓子作りや料理（家族と一緒に） ・買い物、旅行、ユーチューブ視聴 ・食べること（冷凍みかん、母のパスタ、メロン） ・理科（観察、虫取り、は虫類） ・音楽（ピアノ） ・習い事（習字、スイミング） ・学校（算数、国語、音楽） ・サッカーで上手くなり試合に勝ちたい ・平和な町を作るため友だちと仲良くしたい ・地域の清掃活動や学校の美化 ・こどもが遊べるアスレチックや大きなプールが欲しい ・歴史に関する施設や建物を作つてほしい ・家族との時間（話す、遊ぶ） ・ゆったり過ごす（ぼーっとする、空想する） ・新しいことに挑戦する（学び、遊び） ・地域イベント（花火大会など）
あなたはこれからどんなことをがんばっていきたいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強全般をがんばる（特に算数、国語、理科、社会、英語） ・漢字や計算問題をミスなくスラスラ解く ・テストで100点をとる ・字をきれいに書けるようになる ・宿題を忘れずやり、間違いを減らす ・音読や社会の問題をすらすらできるようにする ・歴史をもっと学び、中学受験に合格したい ・習い事：空手、スイミング、ピアノ、ダンス、ゴルフ ・趣味：折り紙、絵、3D/2Dアート、アイビスペイント ・ゲーム：ポケモンカード、スプラトゥーン、ツムツム、ポケモンGO ・料理：お菓子やプリンをおいしく作る ・足を速くしたい ・サッカー、バスケ、ドッヂビーをがんばる ・逆上がりができるようにする ・スイミング選手やサッカー選手になりたい ・お手伝いや掃除（お風呂掃除、部屋の片付けなど） ・妹や友だちと仲良くする、いじめをやめる

○中学生・高校生

カテゴリ	主な意見
子育てについて	<p>キーワード ：サポート、充実、お金、地域 キャッチフレーズ ：『サポート充実！！地域で子育てを楽しめる宇部』</p>
エンターテイメントについて	<p>キーワード ：土地の有効活用、ラウンドワン、サイゼリア、チェーン店、駅近、個人経営、テナント変更、宇部で遊べる キャッチフレーズ ：『電車を使わずに遊べる町』、『交通費なしで遊べる町（電車代で遊ぶお金が減ってしまった）』、『飽きない町、宇部』、『バズる町、宇部』</p>
こども・若者について	<p>キーワード ：輝く、成長、こどもも楽しく過ごす、楽しく キャッチフレーズ ：『Enjoyできる宇部 一こどもを大切に一』</p>

○大学生

カテゴリ	主な意見
遊び・体験に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動（スポーツなど） ・山口大学に親子の交流スペース
学びに関して	<ul style="list-style-type: none"> ・自習スペース ・中高生への学習支援 ・将来の夢やキャリアを育んでいく準備をする支援という視点での施策
まちづくりに関して	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の充実（本数、終電を遅く、乗り換え増やす、ICカードによる支払い） ・街灯の設置や道路整備（自転車用整備、横断歩道増加、カーブミラー増加や清掃、舗装） ・大学生が多いまちを生かした取組（大学生向け食堂など） ・商業施設の充実 ・車のレンタル、カーシェアリング ・公園の環境整備 ・燃やせないゴミの回収日増加
支援に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援（光熱水費、家賃、教科書代、就学援助、医療補助、定住促進の補助） ・入院している子や慢性疾患を抱える子どもの支援 ・移住者・転入者（大学生の一人暮らしなど）への支援 ・大学生が多いまちなみで、スポーツ施設の使用料減額などの支援 ・性教育、性の相談、望まない妊娠への支援 ・ひとり親支援 ・若い世代の子育て支援 ・青年期のメンタルサポート ・いじめ防止（青年期の支援の箇所も）
就労に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得支援（企業への働きかけ） ・将来の夢やキャリアを育んでいく準備をする支援という視点での施策【再掲】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・意見募集の仕組みづくり（意見箱、窓口）

○団体

カテゴリ	主な意見
家庭支援に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・障害や精神疾患のある保護者による家庭環境での支援不足 ・保育者不足による待機児童問題、質の高い保育の提供を支えるための支援 ・保育者や管理職の待遇改善
教育環境に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い教育内容の提供 ・園行事など教育機関の充実が求められる ・質の高い教育内容の提供 ・行事やイベントの充実 ・働く母親の増加による預かり保育や開園時間の拡充 ・少人数・複数担任制の維持 ・特別支援が必要な園児や外国籍の園児の増加への対応 ・地域社会との連携強化（学校教育、幼稚園と行政の協力） ・幼稚園や保育所の多様な選択肢（小規模保育所など）を充実させること ・未就園児に対する園庭開放の推進 ・私立幼稚園への助成金増額
地域連携に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会との連携を通じた学校教育の向上 ・市や関係機関と連携し、子育て支援窓口を一本化
保育サービスに関して	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育の無償化 ・開園時間の延長など、共働き家庭への対応 ・ショートステイや入浴支援の実施 ・健常児と一緒に過ごす場の提供 ・夜間保育の導入、レスパイトの場の確保 ・保護者の障害や精神疾患による支援不足の解消 ・真摯に向き合う大人や担当者の配置 ・こどもの貧困やネグレクト問題への対応 ・保護者の要望を聞く機会（例：アンケート）の実施 ・相談窓口や支援施設の設置
若者支援に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・就職先の魅力不足による若者の就労意欲低下 ・貧困や低学歴の連鎖への対応が必要 ・若者が夢を持てない、金儲けや闇バイトの増加 ・親ガチャ問題、ヤングケアラーの発見難易度 ・若年層向けの行事やイベントの不足